

一宮市地域防災計画

風水害等災害対策計画

(2025年度修正)

一宮市防災会議

風水害等災害対策計画

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 災害の想定	2
第5節 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第1 防災の基本理念	3
第2 重点を置くべき事項	3
第6節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1 実施責任	5
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3 市民等の基本的責務	12
第2章 災害予防計画	13
第1節 総則	13
第1 防災協働社会の形成推進	13
第2節 治水事業	15
第1 河川整備	15
第2 農地防災	15
第3 排水路の整備	16
第4 流域水害対策	16
第5 浸水想定区域のある市における措置	16
第6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置	17
第7 地下街等の所有者又は管理者における措置	17
第8 流域治水プロジェクト	17
第9 水災害連携の連絡会・協議会	17
第3節 都市の防災性の向上	19
第1 都市計画	19
第2 防災街区の整備	21
第3 建築物の防災	21
第4 中高層建築物及び地下施設の防災	22
第4節 その他の防災事業	23
第1 地盤災害予防対策	23
第2 農業用関係施設の防災	23
第3 企業の防災	24

第 4	文化財保護	24
第 5 節	防災上必要な施設・設備等の整備	25
第 1	消防施設・設備等	25
第 2	水防施設・設備等	25
第 3	気象等観測施設・設備等	25
第 4	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	28
第 5	情報の収集・連絡体制の整備	29
第 6	救助・救急等に係る施設・設備等	30
第 7	避難所等	30
第 8	食糧及び生活必需品等の確保	35
第 9	上水道施設・設備等	36
第 1 0	下水道施設・設備等	37
第 1 1	電力施設	37
第 1 2	ガス施設	39
第 1 3	電気通信施設	40
第 1 4	交通事業関係	42
第 6 節	鉄道災害対策	43
第 1	基本方針	43
第 2	実施内容	43
第 7 節	道路災害対策	44
第 1	基本方針	44
第 2	実施内容	44
第 8 節	危険物等保安対策	45
第 1	石油類及び薬品	45
第 2	高圧ガス	45
第 3	毒物・劇物	46
第 9 節	特殊災害種別ごとの予防対策	47
第 1	風水害対策	47
第 2	大規模火災防ぎょ対策	47
第 3	その他の災害予防対策	47
第 1 0 節	要配慮者の安全確保対策	49
第 1	基本方針	49
第 2	実施内容	49
第 1 1 節	帰宅困難者支援体制の整備	56
第 1	予想される被害状況	56
第 2	基本方針	56
第 3	対策	56
第 1 2 節	消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	58
第 1	基本方針	58
第 2	主な実施機関	58

第3 実施内容	58
第13節 企業防災の促進	61
第1 基本方針	61
第2 対策	61
第14節 防災知識の普及	63
第1 防災啓発	63
第2 防災広報	65
第3 防災訓練に対する指導・協力	65
第15節 文教等の対策	66
第1 基本方針	66
第2 実施内容	66
第16節 防災訓練	68
第1 基本訓練	68
第2 総合訓練	69
第3 広域応援訓練	69
第4 訓練の検証	69
第17節 他機関との相互協力の推進	70
第1 基本方針	70
第2 対策	70
第18節 防災に関する調査研究の推進	71
第1 調査研究体制の確立	71
第2 重点をおくべき調査研究事項	71
第3章 災害応急対策計画	73
第1節 計画の方針	73
第2節 活動態勢（組織動員配備計画）	73
第1 災害対策本部	73
第2 指令基準及び配備体制	76
第3 動員	79
第4 防災関係機関の活動	79
第5 関係機関等への協力要請	80
第3節 情報収集伝達	85
第1 気象警報等	85
第2 気象警報等の発表、伝達	86
第3 災害情報及び被害情報等の収集伝達	91
第4 通信運用	98
第4節 広報	100
第1 広報活動の内容	100
第2 報道機関への発表	101
第3 広報車、航空機等	101
第4 実施機関の連絡調整	101

第 5 節	災害相談の実施	102
第 1	市による災害相談窓口の開設	102
第 2	防災関係機関による災害相談	102
第 6 節	避難・帰宅困難者	103
第 1	避難情報	103
第 2	避難の措置と周知徹底	106
第 3	避難誘導等	108
第 4	避難路	109
第 5	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	109
第 6	避難者の誘導先	110
第 7	避難者の留意事項	110
第 8	応援協力関係	111
第 9	帰宅困難者対策	111
第 10	広域避難	111
第 7 節	災害救助	113
第 1	災害救助の実施責任者及び基準	113
第 2	救出	115
第 3	医療救護	117
第 4	避難所の開設・運営	119
第 5	給水	122
第 6	食糧の供給	123
第 7	生活必需品等の供給	125
第 8	障害物の除去	126
第 9	応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理	127
第 10	被災宅地危険度判定	130
第 8 節	消防活動	132
第 1	初動体制の確立	132
第 2	情報の収集	133
第 3	消防部隊の運用	133
第 4	消防活動要領	134
第 5	災害調査	135
第 6	応援協力関係	135
第 7	航空機の運用調整	135
第 9 節	水防	136
第 1	水災時の部隊編成	136
第 2	水防体制	136
第 10 節	文教等	137
第 1	基本方針	137
第 2	実施内容	137
第 11 節	道路・橋りょう等の応急対策	139

第1	道路・橋りょう等の応急対策	139
第2	交通規制等	139
第3	緊急輸送道路の確保	141
第4	応援協力関係	141
第12節	防疫・保健活動	142
第1	基本方針	142
第2	市の措置	142
第3	実施内容	143
第13節	農業等	146
第1	農地及び農業用施設に対する応急措置	146
第2	農作物に対する応急措置	146
第3	家畜等に対する応急措置	147
第4	内水面漁業施設等に対する応急措置	147
第5	農地、農漁業用施設、農作物、家畜等の被害調査	147
第14節	廃棄物処理	148
第1	基本方針	148
第2	災害廃棄物処理計画の策定	148
第3	廃棄物処理の方法	148
第15節	防犯・地域安全活動	150
第1	基本方針	150
第2	実施責任	150
第3	実施内容	150
第4	応援協力関係	150
第16節	労務	151
第1	奉仕団の動員及び労務者の雇上げ	151
第2	労務応援要請	151
第17節	緊急輸送	152
第1	基本方針	152
第2	緊急輸送の方法	152
第18節	電気ガス等都市施設の応急対策	154
第1	電気施設応急対策	154
第2	ガス施設応急対策	155
第3	通信施設応急対策	158
第4	上水道施設応急対策	159
第5	下水道施設応急対策	160
第6	郵便業務の応急措置	160
第7	ライフライン施設の応急復旧	161
第19節	航空災害対策	162
第1	情報伝達系統	162
第2	実施内容	163

第20節	鉄道災害対策	165
第1	基本方針	165
第2	情報の伝達系統	165
第3	実施内容	165
第4	応援協力関係	167
第21節	道路災害対策	168
第1	基本方針	168
第2	情報の伝達系統	168
第3	実施内容	168
第4	応援協力関係	170
第22節	危険物等保安	171
第1	予想される被害、状況等	171
第2	実施内容	171
第23節	大規模な火事災害対策	173
第1	基本方針	173
第2	情報の伝達系統	173
第3	実施内容	173
第4	応援協力関係	174
第24節	ボランティアの受入	175
第1	基本方針	175
第2	実施内容	175
第25節	自衛隊派遣要請	177
第1	災害派遣要請	177
第2	災害派遣命令者	177
第3	災害派遣の基準	177
第4	撤収要請	177
第5	災害派遣の活動範囲	177
第6	災害派遣部隊の受入れ	177
第7	災害派遣に伴う経費の負担区分	178
第26節	防災活動拠点の確保等	179
第1	基本方針	179
第2	実施内容	179
第3	防災活動拠点の区分と要件等	180
第4章	災害復旧・復興	181
第1節	復興体制	181
第1	基本方針	181
第2	対策	181
第2節	公共施設の災害復旧事業	182
第1	公共事業災害復旧事業	182
第2	暴力団等への対策	182

第3節	国による災害復旧事業に伴う財政援助の確保	183
第1	災害応急対策に要する費用	183
第2	非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長（災害対策基本法による）の指示に基づく応急措置に要する費用	183
第3	災害復旧事業費等	183
第4	激甚災害の応急措置	183
第4節	災害復旧に必要な金融その他の資金	185
第1	農林漁業災害資金	185
第2	中小企業復興資金	185
第3	更生資金	185
第4	義援金品の受付及び配分	186
第5	市税等の減免等	186
第5節	被災者等の再建等の支援	187
第1	基本方針	187
第2	罹災証明書等の交付	187
第3	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	187
第4	住宅の建設等	187
第5	中部管区行政評価局における措置	188

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、一宮市防災会議が、一宮市の地域にかかる関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営を計画したものである。

災害時においては、これを効果的に活用することによって、市民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第 2 節 計画の性格

第 1 一宮市地域防災計画は、「風水害等災害対策計画」、「地震災害対策計画」、「原子力災害対策計画」をもって構成するものとし、市が定める総合計画とも十分な調整を図り、愛知県地域防災計画とともに災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

第 2 この計画は、風水害等災害に関し、市民の生命、身体及び財産を守るために、防災関係機関が執るべき業務の実施責任を明確にし、かつ、相互の緊密な連絡調整を図るうえで基本的な事項を定めるものであり、各防災関係機関は、これに基づき細部計画を定め、具体的な推進に努める。

第 3 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「一宮市地域強靱化計画」と連携しながら運用を図る。

また、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第 4 この計画は、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果、若しくは、本市をとりまく諸条件の変化、愛知県の対策計画の修正等により、毎年検討し必要に応じて修正を加える等、弾力的な運用を図っていく。

第 5 この計画を、職員に周知徹底するとともに、住民に対し広く周知し、災害対策を図っていく。

第3節 計画の構成

この計画は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧・復興に努める」災害対策の3本の基本の柱で構成する。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興対策計画

第4節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 台風による災害
- 高潮による災害
- 集中豪雨等異常気象による災害
- 大規模な火災
- 危険物の爆発等による災害
- 可燃性ガスの拡散
- 有毒性ガスの拡散
- 航空機事故による災害
- その他の特殊災害

第5節 基本理念及び重点を置くべき事項

第1 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市及び県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な

情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成や、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、避難情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にすること。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及・徹底を図ること。

5 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市及び県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第6節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、また災害の規模が大きく市で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするときや、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域住民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市及び県の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 災害予報、警報等情報の収集及び伝達を行う。

- (2) 災害による被害状況の調査及び県等への報告を行う。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。
- (6) 医療情報の収集及び医療の確保を行う。
- (7) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (8) 水防活動及び消防活動を行う。
- (9) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (10) 公共土木施設、農地及び農業用施設の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (11) 農作物、水産物及び家畜に対する応急措置を行う。
- (12) 水防、消防、救助その他防災に関する施設及び設備の整備を行う。
- (13) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (14) 地下施設等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県関係機関

〔愛知県尾張県民事務所〕

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 市の災害対策業務に対する支援を行う。
- (3) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。

〔愛知県一宮建設事務所〕

- (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- (2) 公共土木施設の新設、改良、防災及び災害復旧を行う。

〔愛知県尾張農林水産事務所一宮支所〕

- (1) 農地及び農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- (2) 農地及び農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。

〔愛知県一宮警察署〕

- (1) 災害時における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備や物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示又は警告・誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。

- (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。
- (9) 警察広報を行う。
- (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (11) 他の機関が行う災害応急対策に対する協力を行う。
- (12) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

3 指定地方行政機関

〔名古屋地方気象台〕

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。
- (3) 気象、地象及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (4) 木曾川について、中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- (5) 日光川について、愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- (6) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (7) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市及び県に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
- (8) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に努める。

〔中部地方整備局〕

- (1) 災害予防
 - ア 降雨、河川水位などについて観測する。
 - イ 木曾川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）〕を発表し、関係機関に連絡する。
 - ウ 木曾川の水防警報を行う。
 - エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - オ 防災訓練は、簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施する。
 - カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に対処するため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- (2) 初動対応
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発

生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。

(3) 応急復旧

ア 災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。

イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。

エ 災害発生後、体制を速やかに整え所管施設の緊急点検を実施する。

オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械等を被災地域支援のため出動させる。

〔国土地理院中部地方測量部〕

(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

(4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 指定公共機関

〔日本郵便株式会社〕

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害が発生した場合においては、災害の態様及び被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔NTT西日本株式会社〕

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象警報等を市へ連絡する。
- (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

〔NTTドコモビジネス株式会社〕

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

〔KDDI株式会社〕

- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

〔株式会社NTTドコモ〕

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

〔ソフトバンク株式会社〕

- (1) 災害時における重要通信の確保及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔楽天モバイル株式会社〕

- (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

〔日本赤十字社〕

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- (2) 避難所の設置に係る支援を行う。

- (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く）の業務を行う。
- (4) 血液製剤の確保と供給を行う。
- (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- (6) 義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公平な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合は、これを受け入れる。

〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕

- (1) 線路、停車場、ずい道、橋りょう、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- (2) 災害による列車不通時の自動車による代行輸送又は連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
- (5) 旅客の避難及び救護を実施する。

〔東邦ガス株式会社（※）〕

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 災害発生後は被災施設の復旧を実施し、ガス供給が途絶えている需要家に対して、早期供給再開を図る。

※東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ）。

〔中部電力株式会社（※）〕

- (1) 電気設備の災害予防措置を講じるとともに被害状況を調査し、その早期復旧を図る。
- (2) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

※中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ）。

〔日本通運株式会社・福山通運株式会社・佐川急便株式会社・ヤマト運輸株式会社・西濃運輸株式会社〕

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

〔中日本高速道路株式会社〕

高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

〔株式会社イトーヨーカ堂、イオンリテール株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス〕

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

5 指定地方公共機関

〔愛知県土地改良事業団体連合会〕

土地改良区の管理する農業用施設の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言に

ついて協力する。

〔愛知県尾張水害予防組合〕

- (1) 水防施設・資機材の整備と管理を図る。
- (2) 水防計画の策定とその実施の推進を図る。

〔名古屋鉄道株式会社〕

4 「指定公共機関」の「東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社」に準ずる。

〔報道機関〕

- (1) 気象等予警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 平常時から、防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充及び保守を行う。

〔一般社団法人愛知県トラック協会〕

市及び防災関係機関からの災害応急活動のための緊急輸送要請に対応する。

〔名古屋高速道路公社〕

管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

〔公益社団法人愛知県医師会〕

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県歯科医師会〕

- (1) 歯科保健医療活動に協力する。
- (2) 身元確認活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県薬剤師会〕

- (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔公益社団法人愛知県看護協会〕

看護活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県病院協会〕

医療及び助産活動に協力する。

〔一般社団法人愛知県LPガス協会〕

- (1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
- (2) 災害発生後は、LPガス設備の災害復旧をする。

6 公共的団体

〔一般社団法人一宮市医師会〕

5 「指定地方公共機関」の「公益社団法人愛知県医師会」に準ずる。

〔一般社団法人一宮市歯科医師会〕

5 「指定地方公共機関」の「一般社団法人愛知県歯科医師会」に準ずる。

〔一般社団法人一宮市薬剤師会〕

5 「指定地方公共機関」の「一般社団法人愛知県薬剤師会」に準ずる。

〔産業経済団体〕

農業協同組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

〔社会的団体等〕

一宮市赤十字奉仕団等社会的団体は、被災者の救援活動、義援金品の募集等について協力する。

〔その他の団体等〕

一宮（管）防災委員会、協同組合一宮グリーンクラブ、一宮災害対策電気協会、一宮市建設協同組合災害対策委員会、一宮災害対策建築協力会、一宮土木協同組合災害対策委員会、一宮市指定水道工事店協同組合、一宮陸運協会、愛知県LPガス協会西部支部、一宮市アマチュア無線非常通信協力会等は、防災活動について協力する。

7 防災上重要な施設の管理者

〔危険物質等の製造施設等の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

〔その他重要な施設の管理者〕

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第3 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者及び団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害及び経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

1 市民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、要配慮者及び近隣の負傷者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持及び地域住民への貢献）を十分認識し、各事業所において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。

第2章 災害予防計画

災害予防は、災害の発生を未然に防止し、不幸にして災害が発生した場合においても、その被害を最小限に防止するため、平常から都市の防災構造、防災施設の整備、防災資機材の備蓄、整備及び点検、その他災害が発生した場合における災害応急対策活動の支障となるべき状況等の改善について計画する。

第1節 総則

第1 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互い助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるとともに、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努める。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動を継続的に推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

(2) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

(3) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(4) 市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(5) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の

継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(6) 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

(7) 市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確にしておくよう努める。

(8) 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

(9) 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

(10) 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対応ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

第2節 治水事業

治水対策は、都市の健全な発展及び秩序ある環境の整備の基礎的条件であるが、本市においても周辺部の住宅地造成、道路の整備等によって、強雨時には一時的流出量の増加をきたしている。これらの地域及び市街地における浸水による被害を防除するため、河川の整備、農地防災用排水路の整備及び流域水害対策の推進に努めるものとする。また、水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進するとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

第1 河川整備（市担当部 建設部）

河川及び堤防については整備されつつあるが、地盤沈下等、堤防の機能及び強度の低下をきたしている箇所については、かさ上げ等の補修、補強等の応急対策に努める。

恒久対策としては、決壊などの外水氾濫を未然に防止するため、計画降雨の流量を安全に流下させる河川整備計画に基づき、河川の改修事業等の促進を図る。

主な河川改修事業は、次のとおりである。

- 一宮市市街地内ほか、日光川の改修工事（愛知県）
- 一宮市萩原町地内、光堂川の改修工事（愛知県）
- 一宮市千秋町地内ほか、青木川の改修工事（愛知県）
- 一宮市丹陽町地内、縁葉川の改修工事（愛知県）
- 一宮市木曾川町地内、野府川の改修工事（愛知県）
- 一宮市小信中島地内ほか、木曾川の堤防整備工事（国）

第2 農地防災（市担当部 建設部）

自然的、社会的状況の変化に起因して、農業用排水施設の機能低下をきたしている地域においては、排水機能の回復を積極的に推進する。

主な防災事業は、次のとおりである。

- 緊急農地防災事業
 - 「大赤見地区」（大赤見～時之島地内）排水路改修工事
 - 「明地地区」（明地地内）排水路改修工事
 - 「千間堀下流地区」（あずら～浅野地内）排水路改修工事（愛知県）
- 用排水施設整備事業
 - 「萩原東部地区」（萩原町地内）排水路整備工事（愛知県）
- たん水防除事業
 - 「新大江地区」（浅井町地内）排水機場改修工事（愛知県）
- 農業水利施設保全対策事業
 - 「下浅野地区」（浅野地内）排水機改修工事（愛知県）

第3 排水路の整備（市担当部 建設部）

道路冠水等が頻繁に発生する箇所については、排水路の整備を行い、浸水被害の軽減を図る。

第4 流域水害対策（市担当部 建設部）

その他防災対策として、準用河川の整備、ポンプ施設の整備、河川への一時的流出量を抑制するため、調整池、小中学校のグラウンドや公園等を活用した雨水貯留施設の設置、洪水ハザードマップの活用など、流域水害対策の実施に努める。

第5 浸水想定区域のある市における措置（市担当部 総括本部、建設部）

1 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、イの施設については所有者又は管理者から申出があつた場合に限る）

ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ウ 地下街等として市地域防災計画で定められた施設で、利用者が洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水、内水、高潮の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

(5) (4) を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

2 ハザードマップ（防災マップ）の配布等

浸水想定区域をその区域に含む市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、[警戒レベル4] 避難指示で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

1 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

2 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

3 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告

第7 地下街等の所有者又は管理者における措置

当市の地下街等は、次に定める施設とする。

○一宮駅東地下駐車場・一宮市銀座通公共駐車場（所在地：一宮市栄2丁目・3丁目）

水防法では、地下街等の所有者又は管理者に対し、避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画（避難確保・浸水防止計画）の作成等を義務付けており、作成した計画に基づき、浸水によって避難困難になる前に利用者が避難完了できるよう、必要に応じて浸水防止用設備を整備し、浸水を防止又は越水して浸水するまでの時間を遅延させる等の措置を図る。

第8 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

第9 水災害連携の連絡会・協議会

1 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減

に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

2 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、国及び県は国管理河川、県管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

3 流域治水協議会

近年の激甚な災害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

第3節 都市の防災性の向上

都市の防災化は、複雑化する都市活動が一体となって円滑に機能を発揮するものであり、都市の構成に統一を与え、街路、その他の公共施設等の整備を図るとともに、都市空間の確保と都市構造物の安全化を図り、土地利用を合理化し、併せて災害から都市を防ぎよめるものである。

第1 都市計画

都市計画区域において、市街化区域及び市街化調整区域を定め、適切な土地利用計画を確立し、土地区画整理事業等による面的整備を行い、合理的かつ秩序ある都市の形成を図り、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地及び上下水道等の都市施設は、火災・風水害等の防災面にも配慮し、都市計画事業を推進するとともに、立地適正化計画の防災指針における災害リスクに対する取組を推進する。

1 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針における災害リスクに対する取組を推進する。

2 土地区画整理（市担当部 まちづくり部、上下水道部）

市街化区域内の未整備地区において、土地区画整理を推進し、道路・公園及び上下水道等公共施設を整備して、計画的な市街化を図る。

附属資料第3 土地区画整理事業施行図

3 道路施設（市担当部 建設部、まちづくり部）

道路及び道路の重要な構造物である橋りょう、地下道、横断歩道橋等が損壊することは、災害時において住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障を生じる。

このため、道路施設が災害時においても、その機能を発揮できるようにするため、まず点検を行い、これに基づき緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施する。

また、新たに道路・橋りょう等を建設する場合は、風水害を考慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

（1）道路の整備

暴風雨により、発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の路肩崩壊、沖積層地帯、埋め立て地帯等、軟弱地盤にある道路の沈下、低地帯の路面冠水等が想定される。

道路管理者は、これらについて防災点検を行い、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

また、定期的に点検を実施し、状況変化等が生じた場合には、速やかな対策を実施する。

（2）橋りょうの整備

道路管理者は、橋りょうの構造、強度等の点検を実施し、保全、補強等対策工事の必要

な橋りょうのうち、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。

(3) 地下道の整備

地下道の排水施設及び構造の安全点検を行い、修理及び補強の必要とされるものについて対策工事を実施する。

(4) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国の定めた「立体横断施設技術基準」に基づき建設されているが、建設後の維持管理状況及び気象条件により構造細目に変化を生じていることも考えられるので、道路管理者は、安全点検を実施し、補強等の対策が必要とされているものについて順次工事を実施する。

4 公園緑地・街路の整備（市担当部 建設部、まちづくり部）

公園緑地や街路は、災害時の重要な避難場所、あるいは火災発生時に、延焼及び飛火を防止する防火帯となり、応急救助活動、物資集積等の基地及びヘリポートとしても活用することができる。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

公園緑地の配置計画については、市が策定する「緑の基本計画」において、環境保全機能、交流機能、防災機能及び景観形成機能の4つの視点に加え総合的な検討を行い、効果的となる配置計画に努める。

ア 緑地の保全

市内に残された緑地及び保全する農地は、災害時における遮断地帯、避難地帯等として、有効に機能するものである。市民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地等を保全していく必要がある。

イ 都市公園の整備

公園は災害時の避難場所・避難地として、あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、これらの機能は都市公園整備計画の中でも、環境保全、スポーツ・レクリエーション機能とともに重要視されており、今後も都市公園整備の推進に努める。

また、都市公園法施行令の改正等に伴い、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、放送設備及びヘリポートの公園内設置が限定的に認められた。これらの制度を活用しつつ、災害時の多目的利用が可能な広場の確保、耐火効果に優れた樹木による緑化等に努める。

(2) 街路等の整備

街路等は、災害時において、避難及び消防・救護活動の動脈としての役割のみならず、火災の延焼を防止するオープンスペース等多様な機能を有する。このことから、その機能を十分に発揮できるよう、今後更に、都市計画道路等の整備を推進する。

附属資料第3 公園の現況及び一覧

5 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措

置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

6 関連調整事項（市担当部 まちづくり部、上下水道部）

都市計画は、土地区画整理、街路、公園緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき、火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画する。

第2 防災街区の整備（市担当部 まちづくり部）

市街地におけるオープンスペースの確保、住環境の改善、建物不燃化等都市防災を図るため、防火地域、準防火地域の指定及び都市開発の積極的な推進を図り、不燃都市建設を促進する。

1 防火地域、準防火地域の指定

建築物が密集する中心市街地等について防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の不燃化を推進し延焼の防止を図る。

附属資料第3 防火地域、準防火地域等区域図

2 市街地再開発

中心市街地における災害による被害の軽減を図るとともに、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため有効な方法として、民間主導による市街地再開発事業の誘導を図っていく。

第3 建築物の防災

災害による建造物の損害を予防するため、次により建築物の不燃化、耐震化、防水対策等を図る。

1 公共建築物の不燃化（市担当部 建築部）

公営住宅、学校、病院等公共建築物の不燃化を図る。

2 耐火建築物の建設の促進

（1）建築確認の強化（市担当部 建築部）

建築基準法に基づいて定められた建築物の敷地、構造、用途等に関する基準に適合しない既存建築物や違反建築物に対する指導を強化する。

（2）特殊建築物の立入検査（市担当部 建築部、救出防災部）

病院、映画館、劇場、百貨店、遊技場、公衆浴場等については、建築基準法及び消防法の規定に基づき立入検査を実施し、構造上及び防災上欠陥のあるものに対しては、指導・指示を行い、改善を図る。

3 防災上重要な施設の耐水性能の確保（市担当部 総括本部、上下水道部、建築部）

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多

重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進めるものとする。

4 公共施設等における雨水流出抑制機能の確保（市担当部 建設部、建築部、上下水道部）

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共施設等の新設等に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

第4 中高層建築物及び地下施設の防災（市担当部 救出防災部）

中高層建築物及び地下施設等の不特定多数の人が集まる施設においては、その特殊性に鑑み、管理者、占有者による共同防火管理体制及び自主防火管理体制を組織するよう指導を行う。

また、火災が発生した場合は煙、ガス等による人命損傷が多いため避難対策を重点におき、出火の防止対策、火災発生時の措置、日常の諸設備・施設の保安点検及び防災教育等防火管理体制の強化を図り、予防査察を実施し、火災の未然防止を図る。

なお、ビルの地下施設等については、豪雨や洪水時における地下空間への急激な水の流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について周知及び啓発を図るほか、火災発生時の水損防止にも留意するよう指導する。

第4節 その他の防災事業

第1 地盤災害予防対策

1 地盤沈下対策（市担当部 環境部）

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な汲み上げが考えられる。地盤沈下の予測手段として地下水位を測定することで動向を把握し、その防止に努める。

附属資料第1 地盤沈下

2 宅地造成等の規制誘導（市担当部 建築部）

（1）宅地造成等工事規制区域

市は、宅地造成又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域として市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定した。

市は、宅地造成等工事規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

（2）既存盛土等調査

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。

3 被災宅地対策（市担当部 建築部）

市は、降雨等の災害で被災した宅地による二次災害を防止するため、専門的見地からその安全性を判定することを目的とした被災宅地危険度判定制度についての体制整備に努める。

（1）被災宅地危険度判定士の養成

市は、県が開催する判定士養成講習を受講するなどにより、土木・建築技術職員等を対象に判定士の養成に努める。

（2）愛知県建築物地震対策推進協議会への参画

広域的な災害に際し円滑な活動を行うため、県が設置する愛知県建築物地震対策推進協議会へ参画して県及び他市町村との連携強化を図る。

第2 農業用関係施設の防災（市担当部 調査情報部）

農業用施設の災害は、食糧供給の停止等その被害が広く及ぶことが予想される。このため、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資するため、これらの対策を推進する。

1 対象施設

農業生産施設とその付属施設、畜舎とその付属施設、農道農業用排水路とその管理施設、その他農業関係施設。

2 災害防止対策

各施設を随時点検し、災害発生が予想される老朽化施設及び整備を必要とする施設については、その施設管理者に対し、改修、保全、整備、補強等適切な管理がなされるよう指導し、災害発生を未然に防止するように努める。

第3 企業の防災（市担当部 調査情報部）

工場等は、災害等の関連を考慮して、企業自体として、工場地盤のかさ上げ、建築物の防災化、機械類の安全装置及び警備組織の強化を図るよう考慮する。

第4 文化財保護（市担当部 調査情報部、救出防災部）

文化財保護のため、文化財の防災と管理体制の万全及び防災施設の整備促進を図る。

- 1 危険箇所の早期発見に努め、適切な改善により予想される被害を未然に防止する。
- 2 消火、警報、避難等の消防用設備の設置を促進するとともに、既設の防災施設について保守点検を励行する。
- 3 消防機関への通報、近隣者の応援、重要物件の搬出、初期消火活動、消防隊の誘導等、災害時体制の確立を指導し、自主防災及び自衛消防体制の確立を指導する。
- 4 災害予防のため、文化財及び周辺環境整備を常に実施する。また、管理のための組織構成等を確立し、保護の万全を図るよう指導する。
- 5 災害が発生した場合に備え、管理者等は消防機関等との連絡・協力体制を確立する。

附属資料第3 文化財

第5節 防災上必要な施設・設備等の整備

第1 消防施設・設備等（市担当部 救出防災部）

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の増強、消火栓、防火水槽等の消防水利の増設を図るとともに、消防機械器具の機能を保持し、能率的、効率的な運用を図るため点検及び整備を行う。

1 消防施設の災害予防措置

（1）恒久的措置

ア 災害時において特に要請される消防機能確保のため、消防庁舎の整備拡充を図る。

イ 災害時における消防隊の活動の迅速確実を期するため、消防自動車の増強と更新を図る。

ウ 消防用水利としての防火水槽及び消火栓の増強並びに防火井戸の利用確保に努める。

（2）応急措置

ア 台風時などの強い風雨のときは、次の措置をとる。

（ア）状況により庁舎の窓、扉、シャッター等を閉める。

（イ）状況により火気の使用制限も行う。

（ウ）破損防止、倒壊防止等、建物の補強工作を必要に応じて行う。

（エ）庁舎内外の警戒要員を定め、必要に応じて巡視及び応急措置を行わせる。

イ 洪水の危険が切迫したときは、消防車両を浸水させないように、速やかに適当な場所へ移動する。

2 消防機械器具の点検整備

消防機械器具の安全性の確保と機能の保全を図るため、消防署処務規程に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）仕業点検及び当務点検の結果、その機能が低下している場合、必要な整備を行う。

（2）道路運送車両法の規定によって定期的を実施し、ポンプ等も併せて必要な整備を行う。

（3）道路運送車両法に基づく必要な車検整備を行う。

第2 水防施設・設備等（市担当部 救出防災部）

水防施設、設備については、愛知県尾張水害予防組合の備蓄計画によるほか、道路が冠水して一般的な車両では通行不能な場合に備えての走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇の配備、その他必要な水防資機材を備蓄する。

第3 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備する。

1 雨量観測（市担当部 総括本部）

（1）降雨情報等収集分析システム

市は、予知し難い集中豪雨災害等に対処するため「降雨情報等収集分析システム」を整備し、市内各地域の降雨状況をリアルタイムに集中監視することによって、災害対策活動

体制の早期確立を図るものとする。

雨量観測所名	所在地
大和消防出張所（一宮市消防気象観測所）	大和町荊安賀字上東出37
葉栗消防出張所	大毛字御申塚19
丹陽消防出張所	多加木4丁目30-13
木曾川消防署	木曾川町黒田字北宿二ノ切247-1
尾西庁舎	東五城字備前12
一宮（雨量観測所（愛知県））	今伊勢町本神戸字立切1-4
戸荊（ 〃 ）	萩原町築込字西古川1
一宮（アメダス）	千秋町佐野字辻田
岐阜（ 〃 ）	岐阜市加納二之丸
愛西（ 〃 ）	愛西市江西町川原

2 水位観測（市担当部 建設部）

（1）河川等水位情報

市は、大雨等における重点監視地点の水位情報等を把握し災害対策活動の早期確立を図るため、「河川等水位情報」を整備する。

本システムは、水位状況等をリアルタイムで建設部及び災害対策本部等で監視ができ、関係部署へもこの情報を公開するもので、平成16年度から一部運用を開始するとともに、同年6月から市ウェブサイトで一般公開を始め、平成17年度から全体運用を実施している。また、市町村合併に伴い、平成20年度から監視地点を尾西・木曾川地区に拡張した。

本システムの水位観測所は次のとおりである。

〔新川流域〕

- ・五日市場排水機場（丹陽町五日市場字屋敷241）
- ・伝法寺排水機場（伝法寺12丁目6-5）
- ・青木川平重橋（丹陽町重吉字西堂寺73-1地先）
- ・小山排水機（青木川小山新橋）（千秋町小山字北川田50）
- ・猿海道排水機（猿海道3丁目10-13地先）
- ・縁葉川若竹橋（猿海道2丁目2-1地先）
- ・下浅野排水機場（浅野字立野東27）
- ・般若川牛洗橋（春明字南砂吹埋55地先）
- ・千間堀川中橋（浅野字大島28-3地先）

〔日光川流域〕

- ・新堀川排水機場（萩原町築込字東古川43）
- ・新堀立切（上流）（萩原町高木字半田37地先）
- ・新堀立切（下流）（萩原町高木字半田37地先）
- ・萩原いきいきセンター前（萩原町東宮重字蓮原42-1地先）
- ・玉野排水機場（明地字宮崎田21）
- ・萩原排水機場（萩原町萩原字橋下5-5）
- ・稔川排水機場（萩原町萩原字橋上6-1）

- ・西萩原・小信ポンプ場 (西萩原字葭山 1 8 - 1)
- ・中島ポンプ所 (小信中島字下郷西 2 5 - 2 地先)
- ・小信 1 号雨水幹線 (小信中島字下郷西 1 1 地先)
- ・三条ポンプ場 (三条字郷内西 4 3 - 1)
- ・日光川和田東橋 (今伊勢町本神戸字和田東 1 6 地先)
- ・日光川高田川合流部 (乾町 6 9 - 3)
- ・川崎川 (奥町字三出 1 0 4 - 1 地先)
- ・野府川新田橋 (奥町字七丁 4 1 地先)
- ・野府川神明橋 (木曾川町黒田十ノ通り 1 3 1 地先)
- ・大江川柳戸放水路合流部 (多加木 2 丁目 1 8 - 1 地先)
- ・大江排水路分流工 (下流) (和光 1 丁目 8 - 2 地先)
- ・大江排水路分流工 (上流) (大浜 2 丁目 5 - 6 地先)
- ・大江排水路分流工 (日光川) (音羽 3 丁目 1 3 - 1 地先)
- ・大江排水機場 (浅井町西浅井字神明 1 6)
- ・日光川弁天小橋 (下流) (平和 3 丁目 4 - 2 6 地先)
- ・今一川 (今伊勢町宮後字午新田下箴 4 2 - 1 地先)

[木曾川流域]

- ・玉ノ井排水樋管 (木曾川町玉ノ井字大縄場一ノ切 2 - 5 地先)
- ・大江大野排水樋管 (浅井町大野字下土合)
- ・大野極楽寺公園 (桜の園 北) (浅井町大野字東新田 1 8 9 7 - 1)
- ・大野極楽寺公園 (桜の園 東) (浅井町大野字東堤外 1 1 0 9)
- ・大野極楽寺公園 (桜の園 西) (浅井町大野字東堤外 1 1 6 3)
- ・大野極楽寺公園 (大野排水路) (浅井町大野字東堤外 1 1 4 3 - 2)

(2) その他の水位観測所等 (市担当部 建設部、救出防災部)

(1) によるもの以外は次のとおりである。

河川名	観測所	所在地	管理者
日光川	戸荊	一宮市萩原町築込	愛知県
日光川	古瀬	愛西市古瀬町村前	愛知県
木曾川	今渡	岐阜県可児市今渡	国土交通省
木曾川	犬山	犬山市大字栗栖	国土交通省
木曾川	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原町	国土交通省
木曾川	起	一宮市起	国土交通省
青木川	赤池	一宮市丹陽町九日市場	愛知県
五条川	曾野	岩倉市曾野町隅田	愛知県
新川	下之一色	名古屋市中川区下之一色町	愛知県
五条川	春日	清須市春日	愛知県

3 風向・風速観測所 (市担当部 救出防災部)

一宮市消防気象観測所 大和町荊安賀字上東出 3 7

第4 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

(市担当部 総括本部、救出防災部、文教部、調査情報部)

1 防災施設等の整備

市は、風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するために、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識、技術を修得させるための研修の実施等の人材育成を行うよう努めるものとする。

2 罹災証明書及び被災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、被災状況の調査及び住家の被害認定並びに罹災証明書等の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書等の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用や、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等の活用など、適切な手法により実施するものとする。

3 防災拠点施設の整備促進

市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

4 防災中枢機能の充実

市、県及び防災関係機関は、保有する施設及び設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

5 防災関係機関相互の連携

(1) 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

(2) 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を

図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

- (3) 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

6 防災拠点施設の屋上の番号標示

市は、災害発生時において、ヘリコプター等の航空機による空からの情報収集活動が効率的に実施できるよう、市役所及び中学校（避難所）の屋上への番号の標示に努める。

第5 情報の収集・連絡体制の整備

災害関係の気象、予報、警報の伝達、情報の収集、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ確実に実施するため、被災現場において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定するとともに、必要に応じ航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進し、有線通信施設の整備及び無線通信施設の拡充を図る。

市及び県は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

1 有線通信施設（市担当部 各部）

(1) 施設の災害予防措置

有線通信施設は、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

- ア 設計計画にあたり、災害時に最も被害が少ないと思われる建物及び取付け位置を選定する。
- イ 有線通信施設は、N T T西日本株式会社の線路を借用しているので、常に動作状況を監視し保守に努める。
- ウ 転倒が予想される機器を壁面に固定取付けをする。
- エ ケーブルは、ビニールケーブルを使用し、施設の防護に努める。
- オ 停電時の予備電源として、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に設ける。
- カ 予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 施設の点検整備

有線通信施設は、次に掲げる事項について必要な点検を行い整備する。

- ア 毎月3回以上路線、機器、電源等の動作状況、通信試験及び機能の良否を点検する。
- イ 不良箇所発見の場合は、即時修理を行い整備する。
- ウ 動作状態及び老朽状況を常に監視して、いつでも安全に使用できるよう整備する。

2 無線通信施設（市担当者 総括本部、無線機配置各部、救出防災部）

(1) 施設の災害予防措置

無線通信施設は、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

- ア 災害時には経験豊富な無線従事者を優先配置する等留意する。
- イ 基地局は、停電時に備え非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に設ける。
- ウ 移動局（携帯用）は、各局に充電器を設け、常時充電する。
- エ 予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 施設の点検整備

無線通信施設は、災害時における確実な運用を期するため、通常点検は毎日2回行い、少なくとも月1回以上は次に掲げる特別点検を行い整備する。

- ア 送受信装置、電源設備及び空中線の点検並びに清掃
- イ 送受信装置各部の電圧電流及び各コネクタ等の動作点検並びに空中線電力及び受信感度等の性能試験
- ウ 自家発電機の動作点検、性能試験及び燃料・冷却水の点検
- エ 空中線の絶縁
- オ 予備品（空中線等）の動作点検

第6 救助・救急等に係る施設・設備等（市担当部 救出防災部）

人命救助にかかる救急車、救命ボート等の救助機器、担架、救命胴衣等の救出救助用資機材について、有事の際にその機能が有効に運用できるよう整備点検する。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

附属資料第4 救助用ボート配置一覧表

第7 避難所等

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や、緊急避難場所を選定する。

指定避難所は被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従っ

て指定する。なお、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

災害時の浸水想定区域における被災者の避難所及び避難場所は、想定される水深や地域特性、避難時の安全と位置的利便性を考慮しあらかじめ選定するとともに、住民が的確な避難行動をとることができるよう、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示した洪水ハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動及び研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

1 避難所

(1) 避難所の事前選定（市担当部 総括本部）

市は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

選定に際しては、次の点などに留意する。

ア 住民にとって身近な施設にすること。

イ 二次災害などのおそれがないこと。

ウ 建物自体の安全性が確保されていること。

エ 主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること。

オ 環境衛生上問題のないこと。

カ 防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、原則として避けること。

キ 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくこと。

ク 災害発生時に複数の避難者がやむを得ず、事前選定した避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認・登録する。

(2) 避難所として適当な施設（市担当部 総括本部）

ア 市、県等が管理する建物であること。

イ 学校については、屋内運動場を主体とする。

ウ 長期にわたっても通常使用の妨げとならないこと。

エ 旧耐震基準の公民館や保育園等は、改築により新耐震基準に適合すること。

オ 付属施設は含めないものとする。

(3) 指定避難所

市は大規模災害時における多数の避難者の受入れ並びに食糧及び生活必需品の配布等の救援活動を行うための地区拠点避難所として、市立小中学校の屋内運動場及び武道場を指定（以下「指定避難所」という。）する。

なお、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所

の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

(4) 避難所における必要面積の確保（市担当部 総括本部、市民部、福祉部、文教部）

市は、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。

(5) 福祉避難所の整備（市担当部 総括本部、福祉部）

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

(6) 避難所が備えるべき設備（市担当部 総括本部、市民部、福祉部、文教部）

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク及び消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努め、移動型バリアフリースイールの活用について検討する。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所に備えつけ利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、W i - F i 等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(7) 避難路の表示（市担当部 総括本部）

市は、避難所及びその場所を住民に周知徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示・表札を立てておくものとする。

(8) 避難所の破損等への備え（市担当部 総括本部）

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(9) 避難所の運営体制の整備（市担当部 市民部）

ア 避難所においては多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討す

る。

エ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。

カ 感染症対策について、平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(10) 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(11) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(12) 防災上重要な施設の避難誘導等に係る計画（市担当部 該当施設管理各部）

市及び学校、病院等防災上重要な施設の管理者は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、作成に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所ごとの避難路を明示すること。

2 緊急避難場所（市担当部 総括本部、まちづくり部、文教部）

避難者が一時的に避難して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）等を緊急避難場所として選定する。

3 広域避難場所（市担当部 総括本部、まちづくり部、文教部）

災害が拡大し、緊急避難場所の避難者に対して更に危険となるときに避難する場所で、グラウンド及び大公園等とする。なお、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を

設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

4 避難に関する広報（市担当部 総括本部）

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図る。

また、緊急避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報・PR紙等を活用して広報活動を実施する。

（1）避難所等の広報

次の事項につき、防災マップ等を活用して地域住民に対する周知徹底に努める。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ その他必要な事項

（ア）指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

（イ）指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

（2）避難のための知識の普及

必要に応じ、住民に対して次の事項の普及のための措置をとる。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

（ア）避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること

（イ）あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

（ウ）避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）

（エ）洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること

（オ）あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと

（カ）市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと

- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

附属資料第2 洪水ハザードマップ

附属資料第2 高潮ハザードマップ

附属資料第2 ため池ハザードマップ

附属資料第4 指定緊急避難場所・広域避難場所

附属資料第4 指定避難所

第8 食糧及び生活必需品等の確保（市担当部 総括本部、調査情報部、市民部、福祉部）

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

1 食糧の確保

市は、主食となる米穀及びその他の副食の調達について、事前に米穀届出事業者、大規模食糧小売業者等と協定の締結を行い、応急時の食糧の確保に努める。

また、緊急時の非常食として、乾パンなどの保存食を自ら備蓄するよう努める。

附属資料第5 物資備蓄・調達状況

2 生活必需品の確保

市は、事前に生活必需品を扱う大規模小売業者等と供給協力協定を締結しておくとともに、自らの備蓄に努める。

3 家庭内備蓄の推進

市は、災害発生時のライフライン途絶等の事態が予想されるため、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第9 上水道施設・設備等（市担当部 上下水道部）

災害時における給水が円滑に実施できるよう主要な取水、導水、浄水及び配水の各施設においては、防災対策の強化に努め次の措置を図る。

1 施設の災害予防措置

- (1) 主要な施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- (2) 取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- (3) 浸水による被害のおそれのある水道施設、水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造とする、かさ上げする等、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- (4) 災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ遮断弁を作動する。
- (5) 洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- (6) 主要各施設には、自家発電設備を設置し、停電の際は速やかに自家発電設備に切り替えられるよう処置しておく。
- (7) 風水害等の災害が予想される場合は、各施設を巡視し、事前に必要な防護を行う。

2 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する。

次の事項により応急給水体制と防災用資機材の整備充実を図る。

- (1) 応急給水用資機材の備蓄を推進するとともに、運搬車両を含め整備点検を実施する。
- (2) 自家発電機等については、平常時でも試運転を定期的実施して災害に備える。
また、応急給水活動、水道施設の災害復旧等に要する職員の配置は、別に各分担を明確にした班編成表を作成し、臨機応変の措置ができるよう配慮する。
さらに、市指定給水装置工事事業者等と連絡を密にし、その全面的協力を得て上記活動に包含できるよう措置する。
- (3) 風水害発生時の応急給水活動に加え、水道施設の迅速な回復を図るため、一宮市上下水道事業業務継続計画（一宮市上下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、訓練結果を踏まえて計画の更新を行う。

附属資料第1 上水道水源所在地表

附属資料第4 仮配管による応急給水

附属資料第4 給水用備蓄資材

第10 下水道施設・設備等（市担当部 上下水道部）

市街地の浸水解消等、安全で衛生的な生活環境を確保するため、公共下水道事業の施設整備を推進するとともに、下水道施設・設備等の耐水性等強化に努める。

1 施設の災害予防措置

- (1) 災害時における排水が円滑に実施できるよう主要な施設等の防護措置を行う。
- (2) 停電時に主要施設等の排水処理ができるよう自家発電設備を設置し、停電の際は、速やかに切替えることができるよう常に点検整備をして、施設の機能を停止させないよう処置しておくものとする。
- (3) 風水害等の災害が予想される場合は、主要な各施設を巡視し、事前に必要な防護を行うものとする。
- (4) 風水害発生時に下水道施設の排水機能の確保を図るため、一宮市上下水道事業業務継続計画（一宮市上下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、訓練結果を踏まえて計画の更新を行う。

2 災害用復旧資材の備蓄点検整備

- (1) 各施設においては、災害発生時に応急復旧し処理排水できるよう整備点検をしておく。
- (2) 各施設等の復旧に必要な可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材は、常に点検及び整備をしておく。
- (3) 発災後においても各施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者との協定締結などに努める。

附属資料第1 下水道処理場・ポンプ場

3 排水対策事業の推進

(1) 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除のため、放流河川の整備の状況との調整を図りながら、雨水流出抑制型下水道を考慮し、下水管渠、ポンプ場の新設又は改修を検討し被害の未然防止に努める。

また、排水ポンプ場の新設、改修に当たっては、氾濫・浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 関連調整事項

ア 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分把握しておく。

イ 側溝、下水道、河川等は一体的な整備が必要になるため、計画及び事業の実施に当たり相互の調整を図る。

ウ 排水ポンプ場等の運転管理については、その運転及び停止に関し、河川管理者と調整を図り、河川水位を基準として操作管理規則を定める。

第11 電力施設（中部電力株式会社）

電力施設については、平常時から保安規程をはじめ、関係諸規程に基づき各設備の管理、維持改良を行い計画的に巡視点検、測定等を実施するほか、変電所等各施設にはそれぞれ保護装置を整備して、突発的事故の発生を防止している。

1 一般予防対策

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、次の措置をとる。

(1) 変電設備

洪水又は低地の浸水、災害予知箇所の本館・屋外施設の防護措置の実施と排水装置の点検整備、風による飛来物防護措置をとる。

(2) 送電設備

電線路の基礎調査と補強策の推進を図る。

(3) 配電設備

重要設備、回線等に対する災害予防工事の実施、その他送電設備に準じた対策をする。

また、自家用需要家に対しては、日常から災害時のための助言等を通じ、連絡・協調体制を確立しておく。

2 防災上重要な訓練

(1) 社内防災訓練

災害に対する諸業務を効果的に遂行するため、年1回以上の防災訓練を実施する。

防災意識の高揚、諸対策の確認整備、即応体制の確立等について最も効果をあげる訓練方法を毎年確実に実施する。

ア 非常災害対策規程の確認と周知徹底

イ 動員計画、業務分担等の諸対策事項の修正確認

ウ 主管業務（弱体箇所の確認と対策等）の把握

エ 復旧用機器、機材の点検整備と用法の修得

(2) 社外関係機関の行う防災訓練への参加

国、県、市、その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混雑と被害とを最小限に留めるよう努める。

3 電力設備の災害予防措置

(1) 水害対策

ア 変電施設

浸冠水のおそれのあるところは、床面のかさ上げ、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能なところでは、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは防水耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ 送配電設備

鉄塔をはじめ各支持物の基礎補強等

(2) 風害対策

各設備とも設計計画時に風害対策を考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

また、看板、樹木、テレビアンテナ、ビニールハウス、小屋等の飛来物による被害防止のため台風襲来前は特に巡視を強化し、危険箇所の改修依頼を行う。

配電設備においては、次の諸対策を実施する。

- ア 絶縁電線の使用による樹木等接触の事故防止
- イ 鉄筋コンクリート柱の使用による折損事故防止
- ウ 特定地域の諸施設の強化

需要密度の高い地域については、配電線の連係強化を図り、配電事故に対処する。

(3) 雷害対策

ア 送電設備

防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のためアーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替えにより災害防止又は拡大防止に努める。

イ 配電設備

アレスター、架空地線等を取付け対処する。

(4) 土砂崩れ対策

送配電線路における土砂崩れ対策は、地形地質等を考慮して状況により、よう壁、石積み、排水溝等の対策を実施する。また、災害期前後には巡視点検の強化により被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため平素から関係業者のPRを徹底する。

(5) 漏電等による公衆災害の防止

漏電による火災、感電等の災害を防止するため、台風時期前及び災害（台風等）発生直後には、特別巡視を実施する。なお、一般需要家の屋内電気工作物については、指定調査機関と密接な連絡をとり漏電の防止に努めるとともに、電気の適正な取扱いについて広報活動を行い災害の防止を図るものとする。

第12 ガス施設（東邦ガス株式会社）

災害の発生を未然に防止し、被害を最小限に軽減するため、予防対策の整備に努めるものとする。

1 ガス施設の災害予防措置及び保安

災害の予防対策は、風水害、停電、火災等により、そのとるべき措置はそれぞれ異なるが、いずれの災害に対しても予防措置と保守について万全の対策を講じておく。

(1) 風水害予防対策

ア 供給導管は、風水害発生が予想される場合、事前に主要供給路線、橋りょう架管等を巡回点検する。

イ 地下マンホール内の整圧器で浸水するおそれのある区域内に設置してあるものについては、浸水防止対策を講じる。

(2) ガスの漏洩^{えい}などによるガス事故防止対策

ガス漏洩^{えい}などガス事故防止のためガス事業法に基づき、保安に関する規程を定め非常災害の発生が予想される場合は、必要に応じガス施設の特別巡視及び臨時点検を行う。

2 防災に関する物資、資材の備蓄、整備及び点検

資材の調達、確保とその輸送及び配給の諸業務は復旧作業の推進上重要な役割をもっているので、平素から応急復旧資材の調達方法をあらかじめ定めておき、即時調達できるような体制を確立するとともに、定期的な整備点検を行って災害に対処する。

3 防災に関する教育訓練

(1) 防災教育

災害に対する諸業務を効果的に遂行するため、従業員に対して防災に関する教育及び訓練を行うほか、日常業務活動の場を通じて、防災意識の高揚を図る。

(2) 一般需要家へのPR

一般需要家に対しても、平常時からガスに関する安全知識の普及に努め、災害発生時には通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

(3) 防災訓練

防災訓練は原則として年一回以上実施して平素から防災体制を確立する。

第13 電気通信施設（NTT西日本株式会社）

1 基本方針

災害時における通信機能の確保は、社会的混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全確保に全力をあげて取り組むこととする。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図ることとする。

2 対策

電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

激甚な大規模災害が発生した場合に備えて、長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策を実施中である。

(1) 大規模災害に備えた対策

ア 防火・防水対策

(ア) 防火シャッター、防火扉及び防火壁の整備

(イ) 防火扉の設置

(ウ) 下水管及びビル内のマンホール・洞道からの浸水防止

(エ) 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

イ 通信網の整備

(ア) 伝送路の多ルート化

(イ) 洞道網の建築促進及び整備

ウ 各種災害対策機器の整備

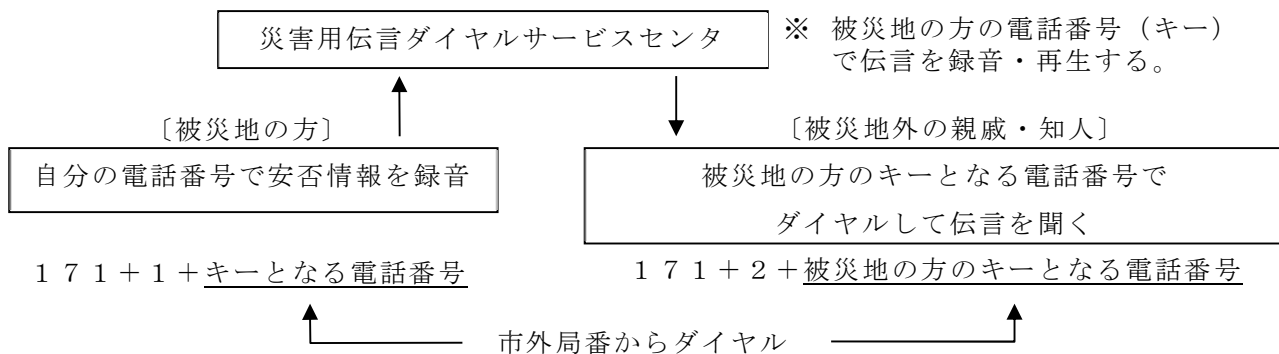
(ア) 衛星電話機の配備

(イ) 可搬型無線機の配備

- (ウ) 移動電源車及び可搬型電源装置の配備
- (エ) 防災用資機材の配備
- エ 防災に関する訓練
 - (ア) 災害予報及び警報伝達の訓練
 - (イ) 災害時における通信の疎通訓練
 - (ウ) 設備の災害応急復旧訓練
 - (エ) 社員の非常呼集訓練
- (2) 激甚な大規模災害に備えた対策
 - ア 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
 - イ 被災地域への通信の疎通確保対策
 - ウ 災害用伝言ダイヤルの活用

災害時に被災者の安否確認を直接電話で行わず、災害用伝言ダイヤルサービスにより、輻輳を緩和する。
 - エ 被災時に情報が氾濫した場合に正確な情報を把握するための情報の共有化ツールの検討
 - (ア) 避難所、自治体及びボランティア等を結ぶ「被災地情報ネットワークシステム」の開発
 - (イ) 電話番号による「安否・所在登録システム」の開発の検討
 - (ウ) 自治体等救援機関に役立つ「救援用緊急通信システム」(仮称) 開発の検討

〔災害用伝言ダイヤルのシステム〕



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号(キー)	被災地の方などの加入電話、ISDN、ひかり電話、携帯電話、PHS
利用可能電話	加入電話、公衆電話、ISDN、ひかり電話、携帯電話、PHS
伝言蓄積数	1電話番号あたり1~20伝言
伝言録音時間	1伝言30秒以内
伝言の保存期間	提供終了まで
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	NTT東日本又はNTT西日本の電話からの利用の場合は無料(他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者に確認)
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号(録音: 171 + 3 + 暗証番号、再生: 171 + 4 + 暗証番号)

3 突発事故防止計画

地下埋設物工事等における爆発等の突発的事故を防止するため、次の措置を行う。

- (1) 工事保安対策（工法の検討、埋設物把握等）の強化
- (2) 工事担当者（現場職員及び施工業者）の研修
- (3) 監督パトロールの強化
- (4) 道路占用及び使用許可条件の厳守
- (5) 各関係企業者と連絡体制の整備

第14 交通事業関係

1 道路防災対策（中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県、一宮市、道路占有者）

（市担当部 建設部）

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

2 鉄道防災対策（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社）

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土及び法面改良を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化及び自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

第6節 鉄道災害対策

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定める。

第2 実施内容

- 1 鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスター掲示及びチラシ類の配布を行い、事故防止に努める。
- 2 鉄軌道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- 3 鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。
- 4 警察及び市は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
（市担当部 総括本部、救出防災部）
- 5 警察及び市は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努めるとともに、運用・管理、整備等に努める。（市担当部 総括本部、救出防災部）
- 6 警察及び市は、大規模鉄道災害を想定し、鉄軌道事業者と連携して防災体制の強化を図る。（市担当部 総括本部、救出防災部）
- 7 鉄軌道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を、第5節 第14 2「鉄道防災対策」の定めにより実施する。

附属資料第1 鉄道施設図

附属資料第4 消防活動用資器材配置一覧表

第7節 道路災害対策

第1 基本方針

橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害(以下「大規模道路災害」という。)に対する対策について定める。

第2 実施内容

- 1 道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。(市担当部 建設部)
- 2 道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。(市担当部 建設部、総括本部、救出防災部)
- 3 警察及び市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。(市担当部 総括本部、救出防災部)
- 4 道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努めるとともに、運用・管理、整備等に努める。(市担当部 建設部、救出防災部、総括本部)
- 5 県、警察及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。
- 6 道路管理者は、道路の防災対策について、第5節第14 1 「道路防災対策」の定めにより実施する。

附属資料第1 緊急輸送道路・くしの歯ルート・主要橋りょう図

附属資料第1 緊急輸送道路名・くしの歯ルート名一覧

附属資料第1 主要橋りょう一覧

第8節 危険物等保安対策

火薬類、高圧ガス、都市ガス、石油類、薬品等の危険物の爆発火災、あるいは、これに伴う多量の有毒ガスの発生は、地域住民の生命、身体及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これらの危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に対し災害防止のための規制、指揮及び査察を強化するとともに、危険物取扱者に対する保安教育及び防災教育の普及徹底を図るため次の対策を推進する。

また、市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

第1 石油類及び薬品

1 危険物施設の立入検査（市担当部 救出防災部）

危険物による災害を未然に防止するため、消防法に定める危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に立ち入り、これらの位置、構造、設備及び施設の管理状況等が法令に定める保安基準に従い、適切に維持管理されているか否かについて随時立入検査を実施する。

また、製造所等の種別ごとに必要に応じ特別立入検査を実施する。

2 自主検査

危険物等施設の関係者は、危険物による災害を未然に防止するため、自主的に危険物等施設の位置、構造、設備及び管理の状況等について検査し、災害発生を未然に防止するよう早期発見に努め、災害予防について消防機関と常に密接な連絡を図る。

3 従業員の保安教育（市担当部 救出防災部）

危険物等施設に起因する災害を防止するため、関係施設の危険物保安監督者等に対して危険物の安全管理に必要な教育を行う。また、防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう随時防災パンフレット等を発行するとともに、危険物安全週間等において関係者に対して講習会を開催し防災知識の向上を図る。

また、危険物関係者等が組織する一宮市危険物防火安全協会の協力を得て、より効果的に推進する。

附属資料第3 危険物

附属資料第4 化学消火薬剤備蓄一覧表

附属資料第4 排出油処理器材備蓄一覧表

第2 高圧ガス

1 予防査察

監督機関は、高圧ガス製造施設について事業所ごとに保安検査を実施するとともに、高圧ガス販売所、貯蔵所又は消費場所等に対して、随時立入検査を実施する。

2 自主保安体制の強化

- (1) 高圧ガス施設、重要な保安施設が大災害の原因になるような損傷を受けないために、浸冠水のおそれのあるところは床面のかさ上げ等防水対策を施すとともに、施設等の点検及び補強を図り責任体制の確立と自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。
- (2) 万一施設が損傷を受けても、事業所において円滑、かつ効果的な対応措置が講じられるよう従業員に対する保安教育、緊急操作活動についての操作訓練及び防災訓練の実施等を指導する。

第3 毒物・劇物

1 予防査察

関係機関は、毒物・劇物による危害を防止するため必要があると認めるときは、毒物・劇物営業者等に対し立入検査を実施し、常に政令で定める基準に適合するよう指導する。

2 事故防止の措置（市担当部 市民部、救出防災部）

毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときは、営業者及び毒物・劇物取扱責任者に対し、関係機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。

3 保安教育

毒物・劇物の保有施設については、保有する毒物・劇物に応じた危害防止規程を制定させる等、関係者に対して周知徹底を図るよう指導する。

附属資料第3 毒物・劇物

第9節 特殊災害種別ごとの予防対策

災害の種類としては、暴風雨、集中豪雨、洪水等の異常な自然現象による災害と、大規模な火災、若しくは、爆発事故等の人為的な災害等多種多様にわたっている。これらに対処するための災害予防対策は、共通する面も多くあるが、災害の実態に応じてそれぞれの災害に対応した対策を講じるものとする。

第1 風水害対策（市担当部 総括本部、建設部、救出防災部）

暴風雨、集中豪雨等による水害に対処するため、市内の各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、資機材の備蓄等については、市独自で計画するほか、愛知県尾張水害予防組合の水防計画により水害の予防に努める。

また、新川流域や日光川流域では、それぞれの排水調整要綱に基づき、一定規模以上の出水時にはポンプの運転を停止する。

附属資料第8 新川流域排水調整要綱

附属資料第8 日光川流域排水調整要綱

第2 大規模火災防ぎょ対策（市担当部 救出防災部）

1 火災防ぎょ計画の設定

中高層建物、地下店舗、地下駐車場、大工場、危険物大量保有事業所等特殊建築物、家屋密集地域等の大規模又は特殊な火災の発生する危険がある対象物について、常に状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災防ぎょ計画を設定しておく。

2 消防隊等出動計画

大規模（特殊）火災に対する消防隊、救急隊等の出動が迅速かつ的確に行えるよう出動計画を確立しておく。

3 消防相互応援体制の確立

不測の大規模火災に対処するため、隣接市町との消防相互応援体制を確立しておく。

第3 その他の災害予防対策

近年、都市化現象の進展とともに、ますます増加する都市施設の工事、大規模な掘削工事、突発的な大規模交通災害等複合する都市的災害は、増加の傾向にある。

こうした各種の都市的災害予防対策について、各関係機関は、平常的の業務面からそれぞれ必要な規制及び指導を行う。特に道路工事等に伴うガス爆発等の突発的の事故の予防対策について、国及び県の関係機関による行政指導のほか、行政上直接関係の深い次の各機関により工事施工業者に対し必要な防災措置をとるよう指導する。

1 道路管理者（市担当部 建設部）

国又は県の直轄管理道路については、それぞれ当該機関の指導による。

市が管理する道路において工事を行う場合、市建設部は次の対策を行い事故防止に努める。

- (1) 道路占用許可時において、図面の提出を求める等道路占用者に対する指導を強化する。
- (2) 工事に際しては、占用物件の移設を含む埋設物の保護方法を厳しくチェックする。
- (3) 工事施工者（道路占用者）相互間の連絡協議を密にするよう指導し、事故防止のための緊急連絡体制の整備を図る。
- (4) 現場の立会い及び見回りを強化し、また試掘の実施により工事の安全を確保する。なお占用物件（埋設管）に近接した箇所掘削は、機械によらず手掘り工法を行うよう指導する。
- (5) 大規模工事については、できるだけ工事現場にガス業者の常駐を求め、また付近住民に対し、理解と協力を得るため、工事概要の周知徹底を図る。
- (6) 工事施工者に対し標識の整備、迂回路の確保、交通整理人の配置、応急処置時について、指導・徹底を図る。

2 警察機関

警察機関は、主として道路交通上の見地から、道路工事施工者等に対し次の事項について指導し、事故防止を図る。

- (1) 道路使用許可条件の改正による警察署への事前連絡通報義務の徹底等
- (2) 工事期間中の交通規制等
- (3) 事故処理上の資機材の整備
- (4) 関係機関の相互連絡の緊密化

3 消防機関（市担当部 救出防災部）

消防機関は、主として火災予防上の見地から、事故防止に関係のある行政機関との連絡及び協調と道路工事施工者等に対する指導・協力にあたり、概ね次の事項により、災害の未然防止に努める。

- (1) 道路工事の届出時における行政指導の強化
- (2) 予防査察等による各施設の立入検査
- (3) 道路工事及び地下埋設物の実情把握
- (4) 各工事施工者等の自主防火体制の指示
- (5) 関係機関の相互連絡の緊密化

第10節 要配慮者の安全確保対策

第1 基本方針

災害発生時には、要配慮者への特別な配慮及び支援が重要であり、市及び社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図る。

なお、市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備及び避難訓練の実施を一層図る。その際には、内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用する。

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る。

また、施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

第2 実施内容

1 社会福祉施設等における対策（市担当部 福祉部、こども部）

（1）組織体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、災害時の職員の職務分担、動員計画、非常招集体制、避難誘導體制等の確立に努める。

（2）緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

（3）防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

（4）防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

（5）非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

2 在宅の要配慮者対策

（1）避難行動要支援者の状況把握（市担当部 福祉部）

ア たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）及び個別避難計画情報による避難支援市は、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保及び名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

イ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

ウ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。

(2) 緊急連絡通報システム等の整備（市担当部 福祉部）

市は、避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。また、地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努める。

(3) 資機材整備及び専門職の確保（市担当部 市民部、福祉部、総括本部）

市は避難所において要配慮者を考慮した資機材を整備するとともに、避難所での要配慮者ケアのできる専門職の確保に努める。

(4) 応援協力体制の整備（市担当部 市民部、福祉部）

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、県又は他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(5) 防災教育・防災訓練の実施（市担当部 福祉部）

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(6) 人にやさしい施設づくり（市担当部 市民部、福祉部等）

市は、高齢者、身体障害者等に配慮した避難施設や避難通路等の整備に努める。

3 避難行動要支援者対策

(1) 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であつて、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。

また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について別途定める。

さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避

難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(2) たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）の整備等

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。

イ 名簿の作成

名簿の作成は、一宮市福祉部福祉総務課において執り行う。

名簿の範囲は次のとおりとする。なお、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

- ① 要介護3から5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- ③ 療育手帳A判定を所持する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 難病・小児慢性特定疾病患者（神経・筋疾患等）
- ⑥ 医療的ケア児

名簿の記載事項は次のとおりとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする理由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、町会長及び民生児童委員とする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより、又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市は次のような措置を講ずる。

- ・名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・市内の一地区の避難支援等関係者に対して市内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有及び利用されないよう指導すること
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導すること
- ・受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- ・名簿情報の取扱状況を報告させること
- ・名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

エ 名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される避難行動要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、個別避難計画に掲載された情報を市の関係部署及び避難支援等関係者に事前に提供できるものとする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するため必要な措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で

定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- (4) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

5 外国人等に対する防災対策（市担当部 調査情報部、総括本部）

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災啓発や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、通訳ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。
- (6) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

6 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

- (1) 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

- (2) 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ア 伝達方法 電話、広報車等

イ 伝達時期 市災害対策本部が必要と認めたとき

ウ 伝達先 要配慮者施設の管理者

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

エ 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

オ 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

7 災害ケースマネジメント

市及び県は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

8 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）及び（２）をしなければならない。また、（３）のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確

保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市長への報告

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

附属資料第3 要配慮者

第 1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備

第 1 予想される被害状況

本市には、通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が流入してきており、大規模な風水害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生することが想定される。

特に通勤、通学等の手段は大量輸送機関である鉄道に大きく依存しているため、その機能が停止又は低下した場合、多数の徒歩帰宅者の発生が予測される。

第 2 基本方針

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所等の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

このため、まず、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。次に、事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校及び防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供及び従業員や学生等の保護等について、支援体制の構築を図っていく。

第 3 対策

1 市民、事業所等への啓発（市担当部 総括本部、調査情報部）

市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。また、各種の手段により徒歩帰宅が可能な場合は、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

2 避難所対策、救援対策（市担当部 調査情報部、市民部）

市及び関係機関は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策及び避難対策を図る。

3 徒歩帰宅者支援の環境整備

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置する。

4 徒歩帰宅困難者への情報提供（市担当部 総括本部、本部付）

市及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

附属資料第1 徒歩帰宅支援ルートマップ

第12節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携

第1 基本方針

大災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりするおそれが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

このため、市は、消防団の充実強化を図り、地域住民、施設、事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとともに、市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化及び訓練の実施を促すものとする。

また、行政、市民、自主防災組織等が対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は、県、市社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第2 主な実施機関

一宮市

第3 実施内容

1 消防団の充実強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

2 自主防災組織（市担当部 総括本部）

（1）自主防災組織の設置育成

市は、「一宮市市民防災組織育成規程」「一宮市自主防災組織設置推進要綱」等に基づき、自主防災組織の設置育成に努め、災害に対する地域連帯の強化を図る。自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行い、地域の防災活動の推進に努める。また、今後とも市内全域に自主防災組織の整備を図るため、自主防災組織連絡協議会の開催、自主防災組織リーダーの育成、災害時の活動マニュアルの整備等を行う。

なお、市は自主防災組織の育成を推進するため、活動用資機材の助成・支給、研修会等を実施するほか、防災リーダーを養成し、併せて防災リーダーによる活動を積極的に支援することなどにより、地域防災力の強化、組織運営等について支援する。

（2）自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うように努める。

ア 平常時の活動

- （ア）情報の収集伝達体制の確立
- （イ）防災知識の普及及び防災訓練の実施
- （ウ）火気使用設備器具等の点検
- （エ）防災用資機材、消火器等の備蓄及び点検管理
- （オ）地域内の避難行動要支援者の把握

イ 災害発生時の活動

- （ア）初期消火等の実施
- （イ）地域内の被害状況等の情報の収集
- （ウ）救出救護の実施及び協力
- （エ）住民に対する避難情報の伝達
- （オ）集団避難の実施及び避難者の把握
- （カ）炊き出し及び救援物資の配布に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会等が上記に準じた活動を行うよう努める。

（3）自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、市など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援・指導に努めるものとする。

（4）防災ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

附属資料第7 自主防災組織の活動及び資機材等

3 ボランティア団体（市担当部 総括本部、福祉部）

（1）ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

ア ボランティアの受入体制の整備

市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（エ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

（ア）市は、「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、ボランティアの受入れに必要な机、イス、電話等の資機材の確保に努める。

（イ）市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

（ウ）市のボランティアセンターに派遣されたコーディネーターはボランティアの受入れを行う。

（エ）市及び市社会福祉協議会は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

イ コーディネーターの養成

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。

このため、市及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

ウ NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び市社会福祉協議会は、災害時にボランティアの受入れ（受付、需給調整など）を目的とした災害ボランティアセンターの開設に備え、NPO・ボランティア関係団体等との連絡会を設置して、災害ボランティアセンターの運営方法等について連携に努める。

エ 防災ボランティアの活動環境の整備

市は、県と連携してボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動が行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努める。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第13節 企業防災の促進

第1 基本方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取り組みが極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan。以下「BCP」という。）等の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、BCP等の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2 対策

1 企業の取組

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCP等を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的

休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩^{えい}防止、危険区域の立ち入り禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 企業防災の促進のための取組

市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCP等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) BCP等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、商工団体等は、企業防災の重要性やBCP等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業がBCP等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第14節 防災知識の普及

国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第1 防災啓発

1 職員に対する防災教育（市担当部 各部）

全ての職員は、防災上必要な知識及び技能の向上を図り、災害時における的確な防災活動能力を養うものとする。また、職場内においては、防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して、職員に対する防災教育の徹底を図る。

教育方法及びその内容は次のとおりである。

(1) 講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として招き、災害の原因及び対策等の科学的・専門的知識の教育を図る。

(2) 研修会

災害対策関係法令及びその他の法令の防災関係条項の説明研究を行い、主旨の徹底と円滑なる運営を図るとともに、土木、建築、その他防災対策に必要な技術の習得を図る。

また、地域防災計画による災害対策本部の各活動部局において処理すべき業務に関しての調査研究を行い、必要な知識及び技術の習得を図る。

(3) 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

(4) 印刷物

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動マニュアル、パンフレット等を作成し配布する。また、市各部は、各部の活動内容に応じた部単位の活動マニュアルを作成し、職員に周知する。

2 市民に対する啓発（市担当部 総括本部、救出防災部等）

(1) 町内会等に対する啓発

市は、町内会等の各種行事を通じて、また、リーダー等を対象とした研修会を開催するなどにより、地域住民自らの防災活動について積極的に助言、指導を行い、防災意識の高揚を図る。また、市は、町内会等と連携を図り、地域の実情に応じた防災の普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

さらに、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマ

ネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

町内会等に対する普及啓発事項は、次のとおりとする。

ア 防火、初期消火、救急法等についての技術的指導及び助言を行う。

イ 防災知識の普及を図る。

（ア）簡易な気象、水象に関すること

（イ）予警報、避難情報の意味や内容に関すること

（ウ）様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

（エ）避難方法、緊急避難場所、避難路等の周知

（オ）家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

（カ）生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影する等）

ウ 地域、家庭での防災用品の備蓄を促進する。

※各家庭の状況に応じて、水、食料のほか、印章、現金、救急箱、貯金通帳、懐中電灯、ライター、缶切り、ろうそく、ナイフ、衣類、手袋、哺乳瓶、インスタントラーメン、ラジオ、電池などを平常時から備えておくようにする。

エ 避難所マップの作成配布等を通じて地域の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を促進する。

オ 研修会、講習会、施設見学等により、防災に対する種々の知識習得を啓発する。

カ 防災訓練の実施を促進する。

キ 災害時における、市災害対策本部と自主防災組織との連携の必要性についての認識を促す。

（ア）被害状況等の災害情報収集活動への協力

（イ）「高齢者等避難」、「避難指示」等の避難情報伝達活動への協力

（ウ）市災害対策本部、地区連絡所、災害相談等に関する連絡窓口の周知

（エ）町内会等单位での、非常連絡網の整備

ク 第12節第3 1（2）「自主防災組織の活動」についての周知及び実践の推進

ケ その他自主防災活動に関する必要事項

（2）事業所（自衛組織）に対する啓発

市は、事業所の関係者等に対して、あらゆる機会をとらえ防災意識の高揚を図る。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。事業所に対する普及啓発事項は次のとおりとする。

ア 自衛組織の充実

イ 防火管理体制の強化

ウ 危険物等の管理体制の強化

エ 防災訓練の充実

オ 防災用品の備蓄

カ 地域自主防災組織との協力

3 防災関係機関における啓発

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災啓発の実施に努める。

第2 防災広報（市担当部 本部付、総括本部等）

市民に対してその時期に応じて、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報し、また講習会等を開催するとともに、広報、冊子等を作成配布して防災思想等の普及を図る。

1 ラジオ、テレビ

各放送局の自主制作広報番組による放送を依頼する。

2 新聞

新聞を利用して防災思想の高揚について関係記事の掲載を依頼する。

3 印刷物

時期に応じた防災思想普及用の冊子、チラシ等を作成して配布するほか、ポスターの掲示、回覧板等を利用して、一般災害防止の周知を図る。

4 講演会等

ビデオ等を活用した防災に関する講話等を実施し、防災知識の普及を図る。

5 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3 防災訓練に対する指導・協力（市担当部 各部）

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災訓練について計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第15節 文教等の対策 (市担当部 文教部、こども部)

第1 基本方針

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図り、学校、その他の教育機関及び施設（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため、必要な計画を策定し、その推進を図る。

第2 実施内容

1 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担、相互の連携等について組織を整備しておく。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

2 防災上必要な教育の実施

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の^{かん}涵養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講演会、研修会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の^{かん}涵養及び技能の向上を図る。

3 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階等を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導及び助言を受ける。

(2) 学校等における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会、生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

4 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校等ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1) 通学路の設定

- ア 通学路については、警察、道路管理者、消防等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検する。
- イ 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて、緊急時の通学路を設定しておく。
- ウ 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。
- エ 児童生徒等の個々の通学路、誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
- オ 園児の登降園については、保護者が付き添うものとする。

(2) 登下校の安全指導

- ア 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ 通学路における危険場所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるよう児童生徒等に対して、具体的な注意事項をあげて指導する。

5 文教施設の不燃堅牢構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢化を促進する。また、校地等の選定、造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講じる。

6 文教施設、設備等の点検及び整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、定期的に安全点検を行い整備する。

7 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害の発生時においても安全確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第16節 防災訓練

防災意識の高揚と併せて、災害応急対策の円滑な実施に寄与するため、計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。国、県及び市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

なお、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努め、次のとおり実施する。

第1 基本訓練

1 通信連絡訓練（市担当部 各部）

気象予報、気象警報、対策通報、被害情報等を各機関相互に迅速かつ的確に通報するための訓練で、各種事態を想定して実施する。

2 非常招集訓練（市担当部 各部）

災害対策要員を確保するための訓練で、非常連絡、非常招集等を実施する。

3 水防工法訓練（市担当部 救出防災部）

愛知県尾張水害予防組合の行う水防訓練に参加し、河川堤等の決壊を未然に防止するための水防工法を習得させる訓練を実施する。

4 施設防護訓練（市担当部 各部）

防災に関して重要な施設の防護の方法を習得するもので、毎年雨期に入る前に各施設の取扱者等を対象として実施する。

5 避難訓練（市担当部 救出防災部、調査情報部）

災害時に住民を安全な場所へ避難させるための指示による誘導等を行う訓練で、単独又は、他の訓練と併せて実施する。

6 救難、救護訓練（市担当部 救出防災部、医療部、総務部、上下水道部、市民部、福祉部）

孤立者、負傷者、溺者等の救助、医療、物資の輸送、給水、炊き出し等を行う訓練で、単独又は、他の訓練と併せて実施する。

7 幹部訓練（市担当部 各部）

各種災害による被害を想定し、災害対策本部を開設してその対策を協議する等幹部を対象にした訓練を実施する。

第2 総合訓練

1 水防訓練（市担当部 救出防災部、建設部）

有機的な連携動作の向上を図るため、関係防災機関と共同で、同一の訓練計画に基づき、水防工法訓練をはじめ各種の基本訓練を模範的に実施する。

2 大火災防ぎょ訓練（市担当部 救出防災部）

大火災に際し迅速かつ適切な火災防ぎょ活動ができるよう総合的に予想される火災危険を特定地域に想定し、消火活動、避難、救助等各般にわたり実施し、災害防除体制の確立を期する。

3 総合防災訓練（市担当部 各部）

防災関係機関が総合的に訓練を実施し、大災害発生の際の被害と混乱とを最小限に防除し得るよう有機的な訓練を実施する。

また、訓練内容はより実践的なものとし、自主防災組織、ボランティア団体等に対しても訓練への参加を求める。

第3 広域応援訓練

市及び県は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

第4 訓練の検証（市担当部 各部）

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第 17 節 他機関との相互協力の推進

第 1 基本方針

大規模な災害等が発生した場合において、市及び単一関係機関のみでは応急対策活動が困難又は不可能となる事態も考えられるので、各機関は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、平素から相互に連絡をとり、応急対策相互協力体制の整備に努める。

第 2 対策

市は、市域内における災害対策を実施するため、災害対策基本法第 67 条第 1 項の規定により、他の市町村に対し応援を求めることができるが、災害時に円滑な応援が得られるようあらかじめ相互に要領等を明記した応援協定等を締結するよう努めるものとする。

第18節 防災に関する調査研究の推進

第1 調査研究体制の確立（市担当部 各部）

災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するものである。

このため防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図り、防災施策樹立の参考に資するよう計画する。

第2 重点をおくべき調査研究事項

過去の大災害（風水害、大火災等各種災害）の規模を参考として、主として次の条件を調査研究し、防災活動に資する。

1 自然的条件（市担当部 建設部）

- (1) 地形的条件
- (2) 地質的条件

2 社会的経済的条件（市担当部 調査情報部）

- (1) 地域の発展過程
- (2) 市土の土地利用

3 災害別被害状況の想定

- (1) 水害危険地域の想定（市担当部 建設部）
- (2) 火災危険地域の想定（市担当部 救出防災部）
- (3) その他

第3章 災害応急対策計画

第1節 計画の方針

暴風、大雨等による災害は、一般的には強風による家屋等の倒壊や、洪水による浸水となって被害をもたらすが、家屋等の倒壊は二次的に火災を伴うことがあり、これが大火災となることも予測される。

一方、近年では、消費エネルギーの多様化や、都市に潜在する危険要因の相互作用によって、複合的に災害を拡大させていくものと考えなければならない。

更に交通の発達、交通機関のスピード化、大量輸送化及び普遍化を伴い、市民の日常生活に大きな変化をもたらした。

これらの発達した交通手段は、それ自体が特殊な災害要因となり得る。また大規模災害の発生によって市民生活はもちろん、災害対策活動そのものをも混乱に導くおそれがある。

このような悪条件下において、限られた人員と装備で市民の安全を確保するため、最も緊急を要する重要な対策を優先することが大切であり、この方針をもって臨むものとする。

第2節 活動態勢（組織動員配備計画）

市長は災害対策基本法第23条の2に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。

各防災関係機関は、災害を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため活動態勢を整備する。

要員（資機材も含む）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

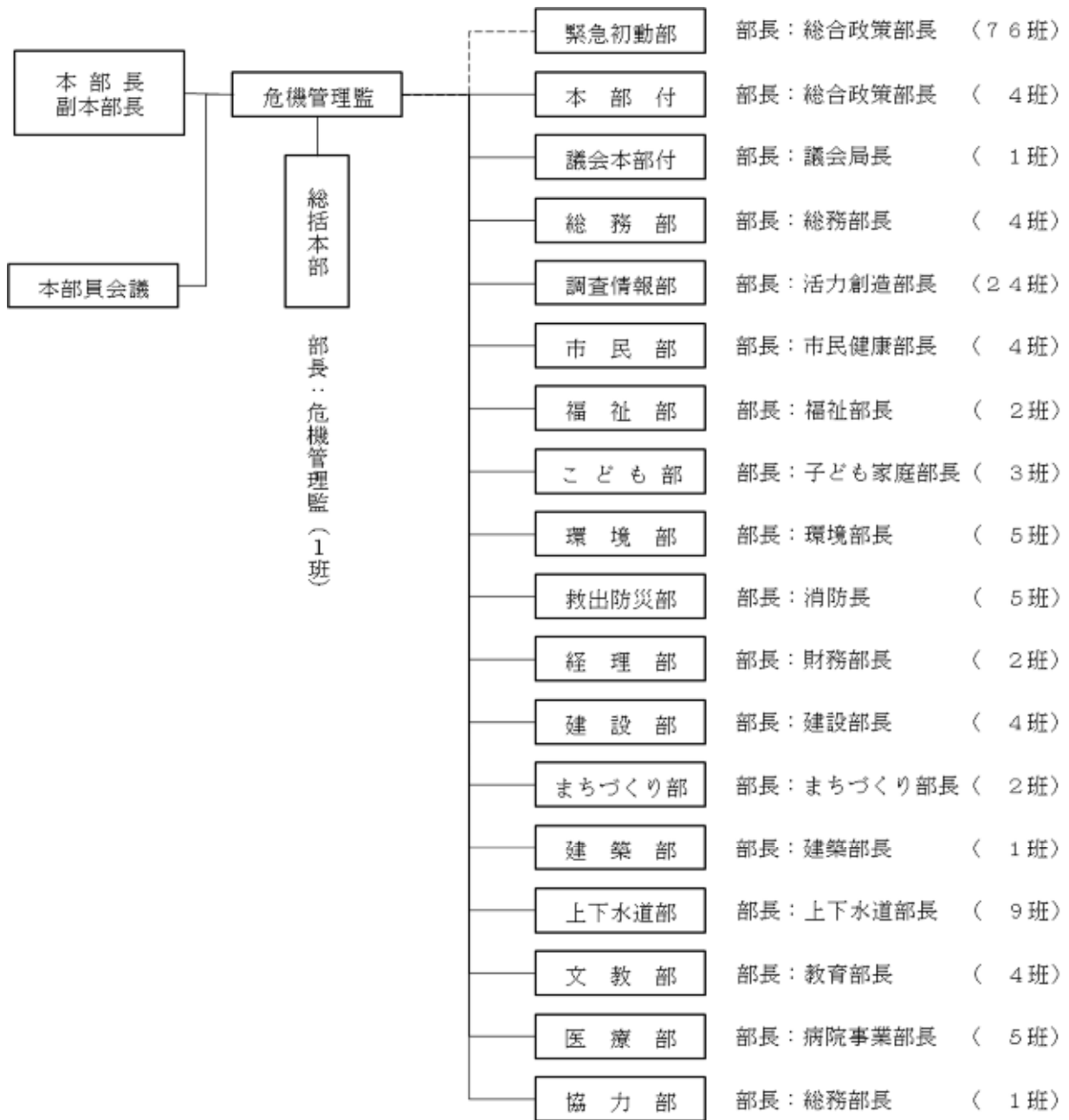
第1 災害対策本部

1 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、一宮市災害対策本部条例及び一宮市災害対策本部要綱に定めるところによる。

(1) 災害対策本部の組織

一宮市災害対策本部組織図



※緊急初動部の活動は、原則として風水害等の災害においては本部長が必要と認めた場合とする。

(2) 本部員会議

本部員会議については、一宮市災害対策本部要綱で定めるほか、次のとおりとする。

ア 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事項
- (イ) 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関する事項
- (ウ) 本部長の市民に対する指示又は措置に関する事項
- (エ) 自衛隊に対する派遣要請に関する事項
- (オ) 他の地方公共団体に対する応援要請に関する事項
- (カ) 災害対策に要する経費の処置方法に関する事項

(キ) その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催

(ア) 本部員会議は、市役所本庁舎スマート防災会議室で開催する。ただし、同室で開催することが困難であるときは、消防本部大会議室で開催する。

(イ) 各部長は、それぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ウ) 各部長は、必要により班長その他所要の職員を伴って会議に出席することができる。

(エ) 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、副本部長にその旨を申し出る。

ウ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、会議の出席者が部下に周知を要すると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

(3) 災害対策本部受付要員

災害対策本部に、市民等から電話通報される各種情報を受付けるための要員（以下「受付要員」という。）を配置する。

ア 受付要員の指定

受付要員は、原則として各部から1名以上指名する。

イ 受付要員の処理事項

受付要員の処理事項は、「一宮市災害対策本部活動マニュアル」に定める。

(4) 各部の編成及び所掌事務は、「一宮市災害対策本部要綱」による。

附属資料第8 一宮市災害対策本部要綱

2 災害対策本部の設置及び廃止（市担当部 総括本部）

(1) 市長は次の設置基準により、速やかに災害対策本部を設置する。ただし災害の規模・程度により、災害対策本部組織の一部（災害対策本部の警戒体制）をもって活動を行うほか、災害対策本部を設置するにいたらない災害については、各部所掌事務の範囲で処理することができる。なお、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

ア 市域に次の注意報・警報のいずれかが発表され、本部設置の必要が認められるとき

- ・大雨注意報
- ・洪水注意報
- ・木曾川氾濫注意情報
- ・日光川氾濫注意情報
- ・日光川戸荻水防警報（準備）

イ 市域に次の警報のいずれかが発表されたとき及び次の警戒情報・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報が通知されたとき

- ・大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・暴風雪特別警報
- ・高潮特別警報
- ・大雪特別警報

- ・大雨警報
- ・暴風警報
- ・洪水警報
- ・高潮警報
- ・暴風雪警報
- ・木曾川氾濫警戒情報
- ・日光川氾濫警戒情報
- ・木曾川水防警報
- ・日光川戸荊水防警報（出動）
- ・五条川（上流）氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報
- ・青木川氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

ウ 市域に大規模な災害（火災・爆発・交通災害等）が発生し又は発生するおそれがある場合で本部設置の必要があると認められるとき

- (2) 災害対策本部を設置したときは、速やかに「一宮市災害対策本部」の標識を掲示する。
- (3) 市長は、本市の区域において、災害発生のおそれがなくなると認められるとき又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは災害対策本部を廃止する。この場合において、残余の事務があるときは、各部所掌事務の範囲で処理する。
- (4) 市長は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、知事に対してその旨を通知し、必要に応じて災害応急対策に係る処置について指示を受け又は報告を行う。

3 災害対策本部の警戒体制

- (1) 災害対策本部の警戒体制は、第2「指令基準及び配備体制」に定めるとおりとする。
- (2) 危機管理監は、警戒体制の業務を総括管理する。
- (3) 警戒体制時の災害対策本部は、市役所本庁舎スマート防災会議室に設ける。
なお、同室が困難なときは消防本部大会議室に設ける。
- (4) 警戒体制の活動は、次のとおりとする。
 - ア 気象情報、河川等の水位、降雨情報等の収集
 - イ 県及び防災関係機関からの災害情報の収集
 - ウ 被害情報の収集
 - エ 初期応急対策計画の検討
 - オ 災害状況の推移による配備体制の切替えの検討
 - カ その他必要な事項

4 関係機関の参加（市担当部 総務部）

各防災関係機関は、本部長からの要請があったときは、災害対策本部に参画し、相互に緊密な連携を図る。

第2 指令基準及び配備体制

配備等の充実を図るためには、災害の程度・規模に応じた職員の配備体制を早期に確立することが重要であり、すべての職員は風水害による配備が指令されたときは、その基準に従

い本部長の指揮下に入り、本計画で定める所掌事務に応じて災害対策活動を実施する。

1 風水害による配備の指令（市担当部 総括本部、救出防災部）

市長は、風水害等の災害に際し配備を次の5段階に区分し指令する。なお、風水害による配備については、災害状況に即した体制をとるとともに、事態の推移を予測して早期に増強を図るものとする。

また、大規模火災・爆発・交通災害・その他特殊災害等に際しては、適宜必要な体制をとるものとする。

〔風水害対策等における指令基準及び配備体制〕

配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)
	次の注意報・警報のいずれかが発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報	・救出防災部情報班員	平常行政態勢
風水害監視配備 (気象情報等の収集を実施)	・木曾川氾濫注意情報 ・日光川氾濫注意情報 ・日光川戸荊水防警報（準備）が発表され、さらに水位の上昇が予想されるとき ・その他の河川に注意が必要なとき	上記のほか ・総括本部総括本部班所要人員 ・建設部維持班所要人員、 災害対策本部班	災害対策本部 <監視体制>
		・建設本部班	本庁舎8階 802会議室
風水害警戒配備 <その1> (初期応急対策の検討等を基本とする警戒活動)	1 次の注意報・警報のいずれかが発表され、当該配備の必要があるとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・木曾川氾濫注意情報 ・日光川氾濫注意情報 ・日光川戸荊水防警報（準備） 2 次の警報のいずれかが発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・高潮警報 ・暴風雪警報 3 その他必要と認めるとき	上記のほか ・危機管理監 ・総務部長職務代理者 ・調査情報部長職務代理者 ・市民部長職務代理者 ・福祉部長職務代理者 ・救出防災部長職務代理者 ・建設部長職務代理者 ・まちづくり部長職務代理者 ・建築部長職務代理者 ・総括本部総括本部班班長、副班長、総括本部係員 ・本部付報道班報道係員 ・本部付市民協働班市民協働係 所要人員 ・本部受付要員所要人員 ・その他危機管理監が必要と認める者	災害対策本部 <警戒体制> 指定された場所

風水害警戒配備 <その2> (避難に関する情報の検討が必要なとき)	1 次の警報のいずれかが発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・高潮特別警報 ・暴風雪特別警報 ・大雪特別警報 2 次の氾濫警戒情報・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報が通知されたとき ・木曾川氾濫警戒情報 ・日光川氾濫警戒情報 ・木曾川水防警報 ・日光川戸苅水防警報(出動) ・五条川(上流)氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報 ・青木川氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報 3 その他必要と認められたとき	上記のほか ・警戒配備担当部長 ・その他危機管理監が必要と認める者	災害対策本部 <警戒体制>
風水害非常配備 (必要な対策活動全般の実施)	全市的な災害対策のため、当該配備の必要があるとき	上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・本部受付要員 ・各部の副班長以上、所要人員	災害対策本部 <非常体制> 指定された場所
風水害特別非常配備 (総力での対策活動の実施)	1 風水害により特に甚大な被害が予想されるとき 2 予想されない重大な災害が発生したとき	・全職員	災害対策本部 <特別非常体制> 指定された場所

2 配備の周知(市担当部 各部)

(1) 勤務時間内に風水害による配備体制がとられたとき

各部長は、風水害による配備の段階に応じ必要な職員を配備につけ、災害対策活動を命じる。

(2) 勤務時間外に風水害による配備体制がとられたとき

第3「動員」に定めるところによる。

3 配備指令を受けた職員の措置(市担当部 各部)

(1) 各部長は、直ちに本部に参集するとともに、各部の配備状況と緊急措置事項を危機管理監に報告する。

(2) 危機管理監は、各部長の配備が完了したときは、市長(本部長)にその旨を報告するものとする。

(3) 職員は、直ちに平常業務を停止し、定められた配備につき、各所属部長、班長の指示に従い災害対策活動を実施する。

4 職員の応援(市担当部 総務部、各部)

各部長は、本部長の命令があったとき、又は総務部長から要請があったときは、自らの部以外の災害対策活動に従事し、若しくは職員を他の部へ派遣する等相互に協力する。

なお、応援を受けようとする部長は、別に定める「職員の動員計画」に基づき総務部長にその旨を申し出るものとする。

第3 動員（市担当部 総括本部、各部）

勤務時間外に非常配備体制がとられたときの災害対策活動に必要な職員の動員について定める。

1 動員の原則

動員の連絡は別に定める非常連絡系統によるが、通信の途絶及び電話の混乱は、災害に必ず随伴するものであることから、次によることを原則とする。

- (1) 被害の発生が予想される時は、自ら臨機に判断し、あらかじめ指定された場所に登庁する。
- (2) 職員は登庁後直ちに所属班長に報告し、その指示を受け災害応急対策活動に従事する。
- (3) 災害の状況により指定された場所に到達できないときは、最寄りの本市機関に参集し、その旨を当該機関の長に報告するとともに、その指示に従う。

附属資料第8 職員の動員計画

2 動員の留意事項

(1) 服装・携行品

防災服が原則であるが、手元にない場合は、応急活動に便利で安全な服装とし、ヘルメット、手袋、タオル、水筒、食料、懐中電灯その他必要な用具をできるだけ携行する。

(2) 動員途上の緊急措置

職員は、動員途上において被災現場に遭遇したときは、人身応急救護を第一とし、臨機の措置をとる。

3 被害状況等の報告

職員は、動員途上において知り得た被害状況を所属班長又は参集場所の長に報告する。

4 動員の除外

次の職員は、動員の初動体制から除外する。ただし、その後応急活動の実施が可能となった者は、この限りではない。

- (1) 病気、負傷等により、応急対策活動に従事することが困難な者。
- (2) 病弱者、身体障害者等で、所属長があらかじめ除外（勤務時間外のみ）を相当と認めた者。当該認定にあたり、養護者は原則として、除外を相当と認める。
- (3) その他やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者。

第4 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える

関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。

また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

3 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、指定公共機関及び指定地方公共機関に準じた活動を行う。

4 惨事ストレス対策

- (1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5 関係機関等への協力要請

1 職員の派遣の要請

市は、大規模な災害等が発生した場合に速やかに災害応急活動が実施できるよう、必要に応じて県・各防災関係機関と相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項の規定により、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請する。(市担当部 総務部)
- (2) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条第1項の規定により、知事に対して、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。(市担当部 総務部)

また、市長は、地方自治法第252条の17第1項の規定による職員の派遣について、災害対策基本法第30条第2項の規定により、知事に対し、あつせんを求める。(市担当部 総務部)

- (3) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定により自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣を知事に求める。(市担当部 総括本部)

- (4) 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。(市担当部 総務部)

2 広域応援・受援体制

- (1) 応援要請手続きの整備 (市担当部 総務部、各部)

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

- (2) 知事に対する応援要請 (市担当部 総務部)

市長は、応急措置を実施するにあたり、必要があるときは、災害対策基本法第68条第1項の規定により、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。この場合、知事に対する応援の要請は、愛知県災害対策本部尾張方面本部(尾張県民事務所)に行うものとする。応援を求めるにあたっては、次の事項を示すものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

- (3) 県の措置

県は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

さらに、市から応援を求められた場合は、県の行う災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要事項について最大限協力するとともに、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村に対して当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援についての指示又は調整を行う。

また、必要に応じて指定地方行政機関等に対する道路の啓開、その他の応援の求めや応急措置の実施要請、他の都道府県に対する応援要請等を行う。

なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。

県は、地域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

(4) 中部地方整備局の措置

中部地方整備局は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

- ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

(5) 応援部隊等による協力

ア 緊急消防援助隊

県は、大規模な災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

イ 警察災害派遣隊

県公安委員会は、大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助要求を行うことができる。

(6) 応援要員の受入体制（市担当部 総括本部、救出防災部）

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が遠隔地から必要な応援要員を導入した場合、市及び県は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備するものとする。

また、市は緊急消防援助隊の出動が決定された場合は、直ちに市災害対策本部内に緊急消防援助隊調整本部を設置することとし、県がこれを設置する場合は協力を努めるものとする。

(7) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間

で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(8) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備（市担当部 総括本部、各部）

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

(9) 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

ア 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

イ 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、次のような受援体制の整備に努めるものとする。

(ア) 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

(イ) 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(ウ) 訓練等の実施

市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市及び県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担（市担当部 総務部）

応援を受け又は応援をした際における経費の負担については、関係法令等の定めるところによる。

第3節 情報収集伝達

気象業務法及び水防法に基づく特別警報・警報、注意報及び水防警報、消防法に基づく火災予防のための気象通報並びにこれらに関連して必要とされる各種の情報及び対策通報を災害対策関係相互の間において迅速かつ的確に受領、伝達し、非常事態に対する防災措置の適切な実施を図り、被害を最小限に防止する。

市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1 気象警報等

1 気象警報等の種類と発表機関

特別警報・警報、注意報、水防警報、火災予防のための気象通報、情報及び対策通報の種類並びに発表機関は次のとおりである。

(1) 特別警報

これまでの警報をはるかに超える重大な災害の発生が予想される場合において、名古屋地方気象台（以下「気象台」という。）が最大限の警戒を呼びかけるために報ずるものをいう。

(2) 警報

県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合において、気象台が単独で又は国土交通大臣が定める河川の洪水に関し、気象台が中部地方整備局と共同して一般の警戒を促すために報ずるものをいう。

(3) 注意報

県内のどこかに災害の発生が予想される場合において、気象台が単独で又は国土交通大臣と協議して定める河川の洪水に関し、気象台が中部地方整備局と共同して一般の注意を促すために報ずるものをいう。

(4) 水防警報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸又は湖沼に、洪水又は高潮による災害が予想される場合において、水防を必要とする旨の警告を発するものをいう。

(5) 火災予防のための気象通報

気象台長が火災の予防上危険であると認められる気象状況について知事に通報するものをいう。

(6) 火災警報

前記の「火災予防のための気象通報」を受けた知事が市町村に対して伝達し、市長村長が必要に応じて発するものをいう。

(7) 情報

異常気象が刻々と推移するような場合において、気象台が注意報若しくは警報の発表の前段階として、又は発表後の補足説明として一般の便に供するために報ずるもの、中部地方整備局若しくは県が、水防関係者の便に供するために報ずるもの、市町村長がそれぞれの管轄地域の異常状況について、県に報ずるもの等をいう。

(8) 対策通報

水防活動、関係住民の避難、災害救助等各種の重要な防災措置に関して、災害対策関係機関が行う指示、連絡等をいう。

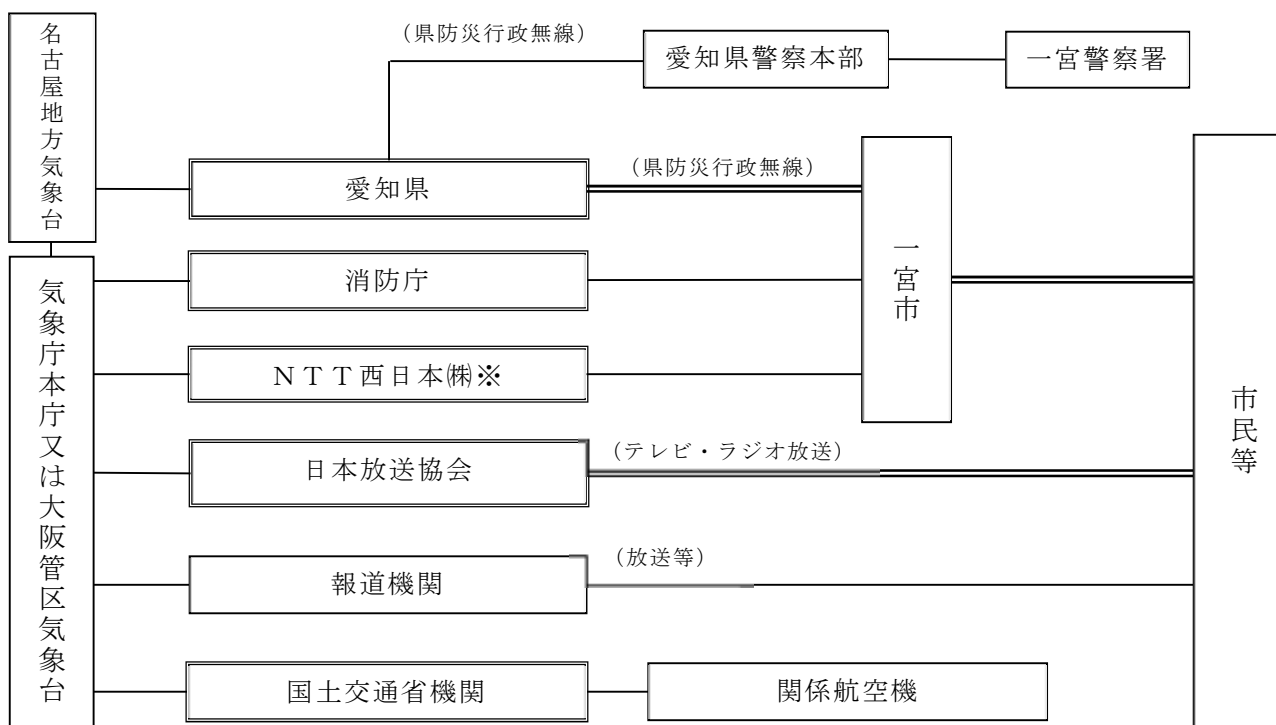
2 注意報、特別警報・警報の更新、切り替え及び解除

注意報、特別警報・警報は、前から出ている注意報、特別警報・警報の名称や内容の一部又は全部を変更して発表されることがある。このようなときは自動的に先に発表されていた注意報、特別警報・警報は無効となり現在発表されているものだけが、有効な注意報、特別警報・警報となる。

災害の心配がなくなると、注意報、特別警報・警報は解除される。

第2 気象警報等の発表、伝達

1 名古屋地方気象台が発表した特別警報・警報の伝達系統



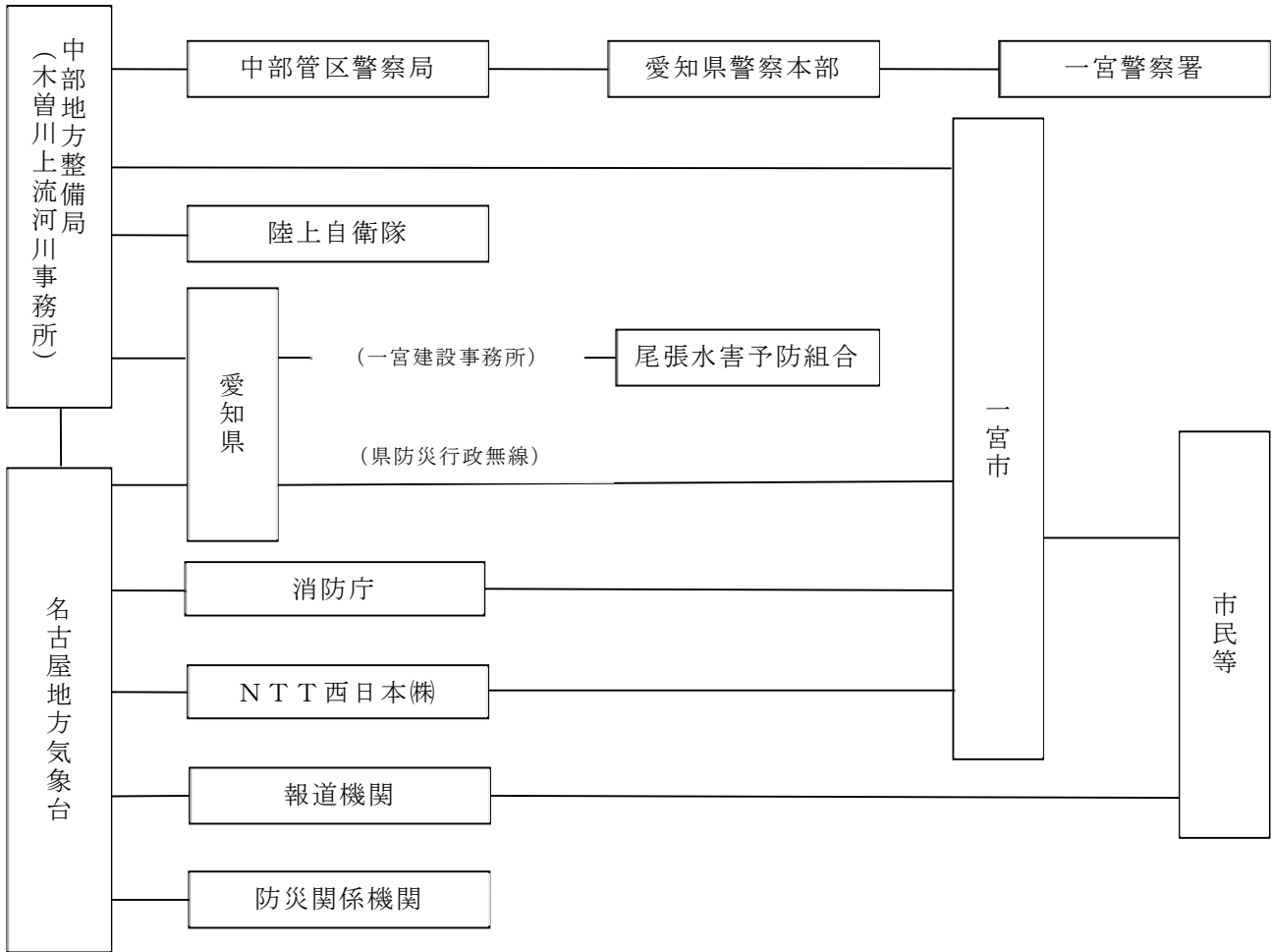
※気象庁からNTT西日本(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

2 洪水予報の伝達系統

(1) 木曾川（中流）



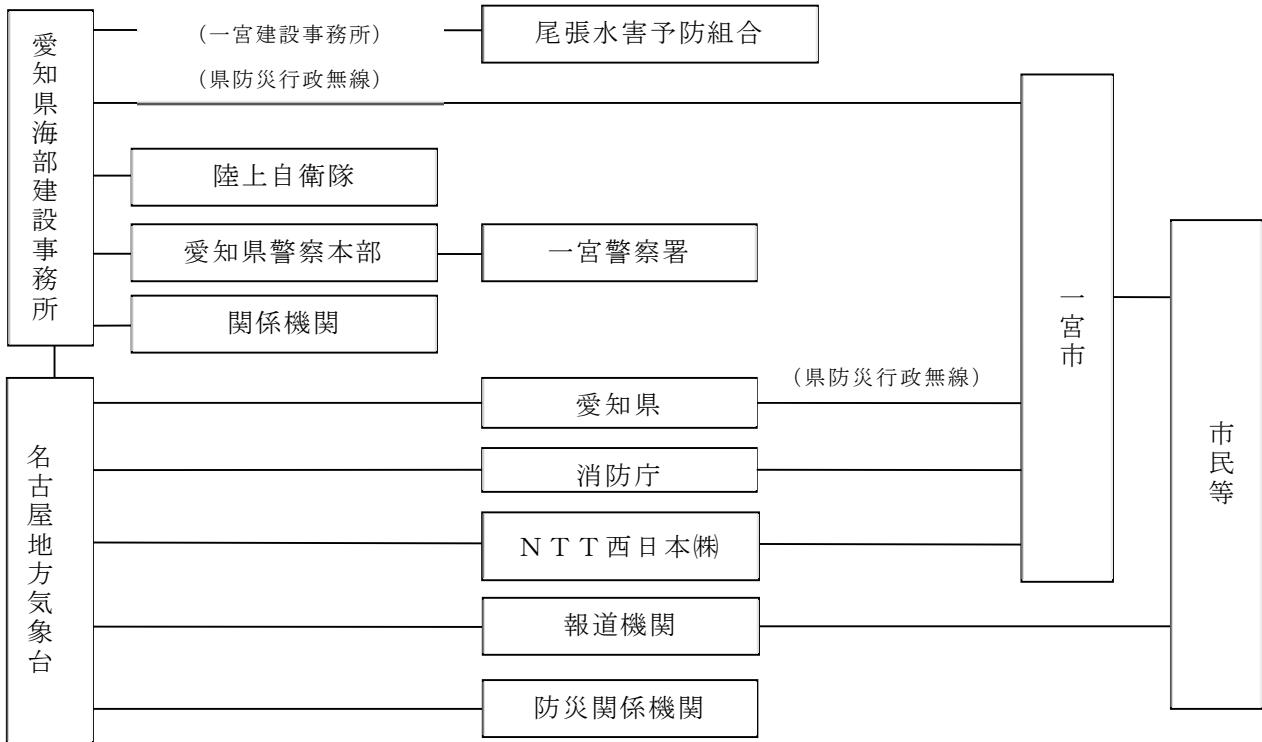
ア 洪水予報を発表する区域

岐阜県可児市川合字西野 2793 番の 217 地先 今渡ダム から
愛知県愛西市給父町新田 398 番 2 地先 まで

イ 予報に関する基準地点

犬山、笠松

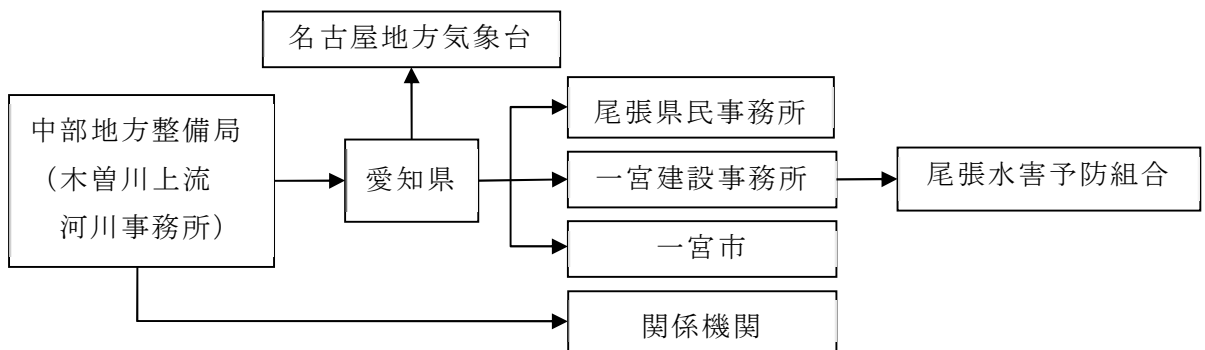
(2) 日光川



- ア 洪水予報を発表する区域
一宮市福森地先野府川合流点から海まで
- イ 予報に関する基準地点
戸荻

3 水防警報の伝達系統

(1) 木曾川



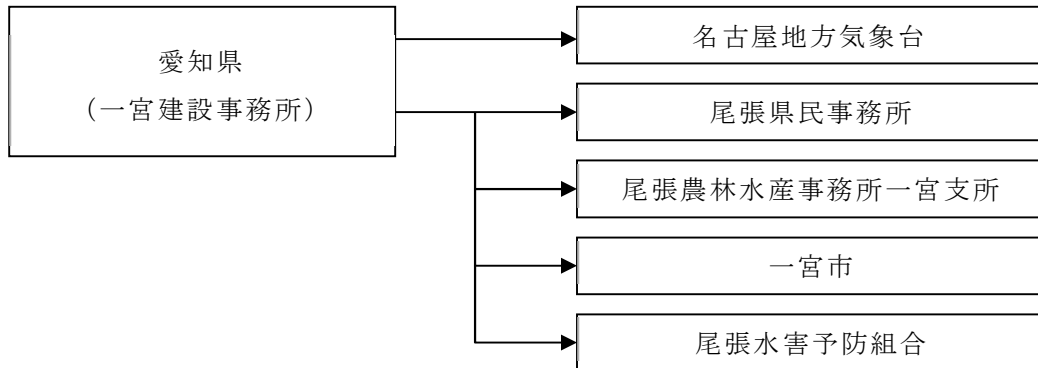
〔水防警報対象水位観測所〕

観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	堤防高 上:左岸 下:右岸
犬山 (国土交通省)	5.80 m	9.20 m	10.40 m	11.60 m	12.20 m	14.22 m	—
笠松 (国土交通省)	7.60 m	10.40 m	11.30 m	13.40 m	13.60 m	14.15 m	16.54 m 16.33 m
起 (国土交通省)	1.50 m	4.00 m	4.80 m	—	—	7.36 m	9.10 m 9.68 m

〔一宮市内のその他の量水標〕

量水標名	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高
河田橋 (国土交通省)	4.00 m	4.80 m	6.00 m	10.00 m
光明寺 (尾張水害予防組合)	4.00 m	4.80 m	6.20 m	8.334 m
北方 (尾張水害予防組合)	4.80 m	5.50 m	7.50 m	10.415 m
玉ノ井 (尾張水害予防組合)	3.50 m	4.30 m	6.227 m	8.539 m
奥 (尾張水害予防組合)	4.80 m	5.50 m	7.353 m	10.073 m
西中野 (尾張水害予防組合)	4.50 m	5.30 m	8.00 m	10.00 m

(2) 日光川



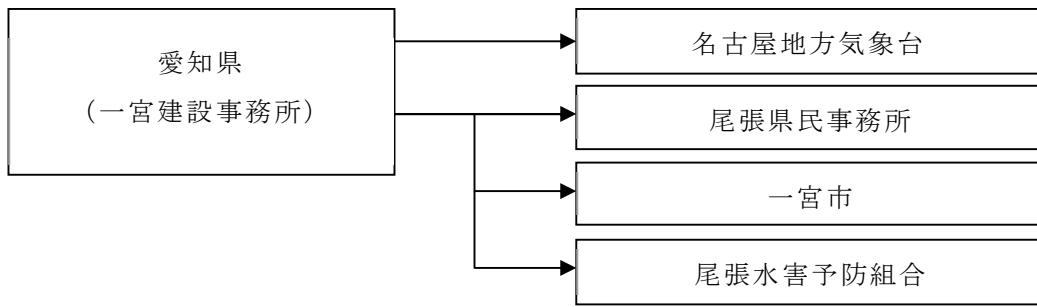
〔水防警報対象水位観測〕

観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	堤防高 上:左岸 下:右岸
戸苺 (愛知県)	T.P. 1.70m	T.P. 2.30m	T.P. 2.60m	T.P. 2.90m	T.P. 3.50m	T.P. 4.40m T.P. 4.49m

注) T.P. 「Tokyo Peil」の略。東京湾中等潮位。隅田川河口の霊岸島水標で観測した結果から求めた平均潮位。

4 水位周知河川の水位情報の伝達系統

- ・ 五条川（上流）、青木川



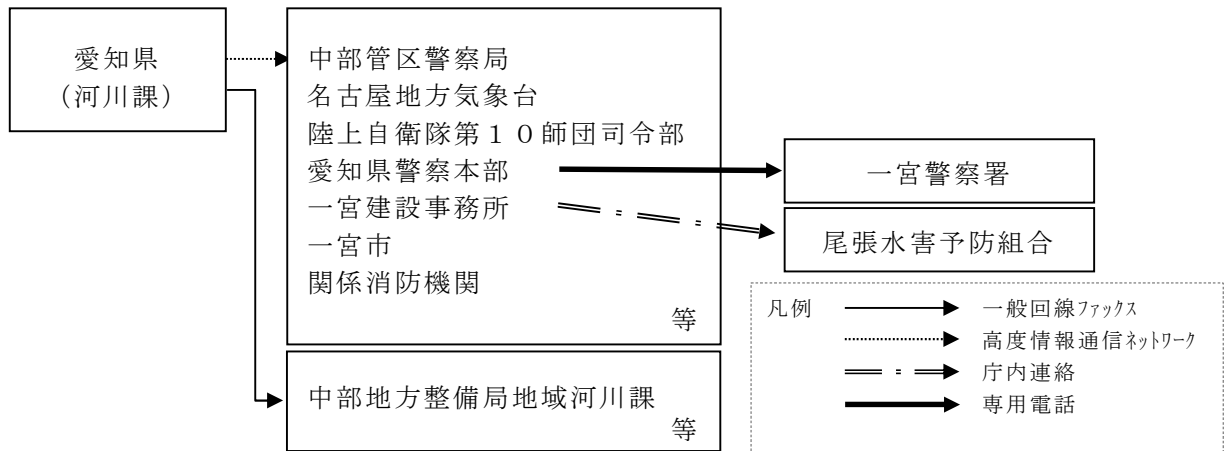
〔水位情報周知水位観測〕

観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
曾野 (五条川(上流))	(1.85m)	(2.60m)	(3.15m)	3.65m	4.05m
赤池 (青木川)	(1.70m)	(2.40m)	(2.90m)	3.35m	3.70m

※水防団待機水位、氾濫注意水位、出動水位については、参考水位のため（ ）書きで表記。

5 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）の伝達系統

- ・ 三河湾・伊勢湾沿岸



6 市長の措置（市担当部 総括本部、救出防災部）

- (1) 市長は、气象台等が行う警報等を受報したときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じる。
- (2) 市長は、气象台等が行う警報等の内容を受報する態勢を整える。市長は、台風又は大雨に関する警報等を受報した場合は、注意の必要がなくなるまで、当該気象その他の状況を聴取するように努める。
- (3) 市長は、警報等の受報、伝達その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、「災害防除のための警報・注意報・情報・対策通報等」を作成する。

附属資料第10 災害防除のための警報・注意報・情報・対策通報等（様式1）

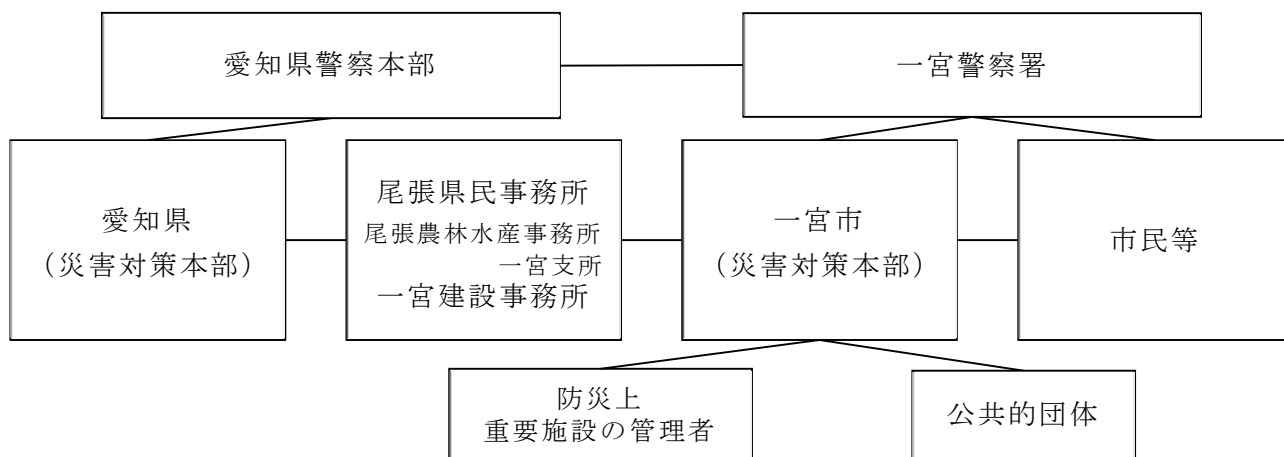
第3 災害情報及び被害情報等の収集伝達

1 情報の一般的収集、伝達系統

市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

〔情報の一般的収集伝達系統図〕



2 発見者の通報義務

災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

異常現象を承知した市町村長は、直ちに名古屋地方気象台その他の関係機関に通報する。

3 市長（本部長）の措置（市担当部 各部）

市長（本部長）は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集する。特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

また、被害情報収集に際しては、町会長（自主防災会長）等の協力を得て実施する。

なお、災害情報、被害状況の把握は、すべての災害対策活動の根幹となる重要なことから、迅速かつ正確に実施するものとする。

災害対策本部が把握すべき情報は、概ね次のとおりとする。

（1）災害初期における情報収集

ア 情報収集装置による情報収集

予知し難い集中豪雨等に対処するためには、気象官署の情報の他、地域に即した独自情報の収集分析が重要であることから、総務部、建設部、救出防災部は次の装置等による情報収集を行う。

- (ア) 降雨情報等収集分析システムによる市内各所の降雨状況の把握
- (イ) 国土交通省河川局及び県防災行政無線による広域的な河川水位、降雨状況等の把握
- (ウ) テレメーター情報による河川水位の把握
- (エ) 河川等水位情報による河川水位状況等の把握
- (オ) 民間の水防対策支援サービスによる気象情報及び意思決定支援情報の把握

イ 現地調査による情報収集

過去の災害経験を踏まえて、現時点からの降雨の継続など以後の災害経過等を勘案し被害が予測される地域等の状況を現地調査する。

- (ア) 道路状況
建設部は、冠水、損傷状況等の把握に努める。
- (イ) 河川監視
建設部及び消防団は、河川、用排水路等についての水位、堤防の状況等を巡回調査する。

ウ 関係機関からの情報収集

災害対策本部は、河川管理者、水防管理者、道路管理者等の関係機関と連携を図り、河川、道路等の状況についての情報を収集する。

(2) 被害が発生したとき、又は被害発生のおそれがあるときの災害情報収集

上記の災害初期における情報収集のほか、次の事項について調査を実施する。なお、住家の被害認定のための調査は、必要に応じて別途実施する。

被害の発生状況から、初期の調査結果をもとに被害程度認定が可能なものは、当該認定のための調査として取扱う。

ア 人的被害（調査情報部）

人的被害は応急対策を実施するうえで最も重要であるため、最優先に収集する。

イ 住家等被害（調査情報部）

住家等被害は、災害救助法の適用や各種援護措置を実施するうえで基礎になるものであり、人的被害の次に優先して収集する。

ウ 産業関係被害

次に掲げる被害情報は、ア及びイに引き続き、把握するものとする。

- (ア) 農林水産業関係被害（調査情報部）
- (イ) 商工業関係被害（調査情報部）
- (ウ) 土木関係被害（建設部）
- (エ) 教育関係施設被害（文教部）
- (オ) その他、電気・ガス・水道、通信、公共施設等の被害（関係各部及び関係機関）

エ 市有財産被害

各部において所轄管理施設の被害調査を行うものとする。

総務部は、市有財産被害の取りまとめを行う。

(3) 調査の実施方法

ア 地区連絡所の開設

市は、情報収集伝達活動の地区拠点として地区連絡所を開設する。なお、情報の伝達については地域防災無線を積極的に活用する。

[地区連絡所]

災害対策活動の地区拠点として次の13箇所を指定するものであり、開設にあたっては調査情報部が担当する。

○本庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎、各出張所（10箇所）

イ 実施体制

調査にあたっては、担当部の総力を挙げての実施を原則とするが、担当部のみでの対応が困難な場合は、別に定める「職員の動員計画」に基づき総務部長に応援職員の動員を求め、各部協力のもと実施する。

ウ 関係機関、住民組織との連携

防災関係機関との情報交換を密にするとともに、町内会等の住民組織の協力を得て実施する。

[例]

○町会長（自主防災会長）等

町内会役員や組長等と協力して地域の被害状況等を把握し、地区連絡所（災害対策本部）へ連絡する。

○消防団

河川及び用排水路等の災害危険状況の掌握

エ 総括本部への報告

担当各部は収集した情報を集約のうえ、その結果を総括本部へ報告するものとする。

(4) 被害情報等の集計・分析

各部から報告された情報は、総括本部が取りまとめ、市長（本部長）に報告する。

市長（本部長）は入手した情報をもとに本部員会議を招集して、情報分析を行い、応急対策方針を決定し、各部への活動指示を行うものとする。

なお、情報分析にあたっては次の点に留意するものとする。

ア 報告された各地域の災害危険状況、以後の気象状況予測等からの対策及び配備体制の検討

イ 確認された情報による災害の全体像の掌握

ウ 至急確認すべき未確認情報の把握

エ 情報の空白地区の把握

※大規模災害時、「情報の空白」は、被害の甚大なことを意味する場合がある。

オ 応急対策要員の派遣等に関する確認及び検討

カ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

キ 住民への広報必要事項の検討

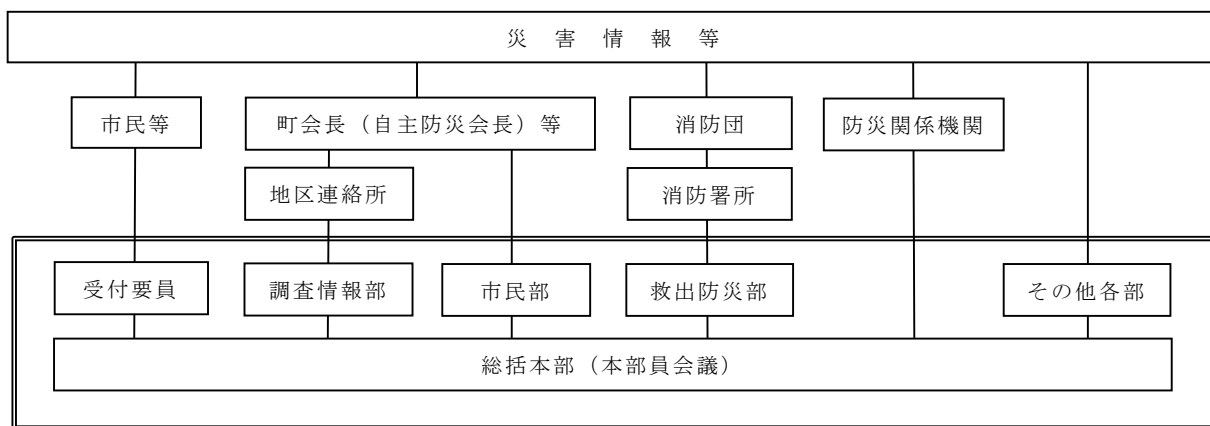
ク 避難情報の検討

ケ 避難所開設の検討

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

〔災害対策本部の情報収集伝達系統図〕



災害対策本部

4 情報伝達収集の方法（市担当部 各部）

- (1) 情報の収集伝達については、本節第4「通信運用」に記載の各種方法を有効に活用するものとし、地域防災無線、県防災行政無線及び一般電話（FAXを含む）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録したうえでの非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話、庁内情報システム（庁内LAN）等を利用し、迅速確実な手段により実施する。
- (2) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので専用電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (3) 無線電話を利用する場合は、地域防災無線、県防災行政無線、消防無線、NTT西日本株式会社所属無線、警察無線等すべての無線通信施設等を活用するものとする。
- (4) 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努める。

5 重要な災害情報の伝達収集（市担当部 各部）

(1) 安否情報

市及び県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配

慮する。

なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が定める公表方針に基づき実施するものとする。

(2) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市及び県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス及び上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡するものとする。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

6 災害状況の報告（市担当部 総括本部、救出防災部）

市及び防災関係機関は、自己の所轄する事項について、被害状況及び災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。報告にあたり、市は県防災情報システムを有効に活用するものとする。

なお、非常災害であると認められるときは、災害規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式5によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡がとれない場合は直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第県にも報告を行うことに留意する）。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、直接消防庁に対しても報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国（消防庁）に報告する。

確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で安否不明又は行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明・行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

附属資料第8 火災・災害等即報要領

< 県への連絡先 >

県の非常配備体制		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター	
勤務時間内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5314~5316 (総括部復旧班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320~5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5325~5327 (情報部調査班) 内線 5345~5346 (運用部庶務班、財務会計班) 内線 5323~5324 (運用部運用班)	
	NTT (FAX)	052-954-6912 (2階災害対策課内 (災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内 (救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内 (火災・危険物))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107	
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514	
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT (FAX)	052-954-6995 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)			同上	
E-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp sginfo@pref.aichi.lg.jp					
防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)					

< 県災害対策本部尾張方面本部への連絡先 >

県の非常配備体制		第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)	
勤務時間内	NTT	庁舎代表 052-961-7211 防災 052-961-1474 内線 2432, 2436, 2437 消防 052-961-1464 内線 2434, 2438 保安 052-961-1519 内線 2433, 2435			庁舎代表 052-961-7211 052-973-4595 内線 2901, 2428	
	NTT(FAX)	052-951-9106			052-973-4596	
	防災行政無線	防災 602-1101, 2432, 2436, 2437 消防 602-2434, 2438 保安 602-2433, 2435			総括班 602-2901 総務班 602-2428 情報班 602-2211, 2522, 2602 602-2428 緊急物資チーム 602-2271, 2313 支援班 602-2296	
	防災行政無線(FAX)	602-1152			602-1150	
勤務時間外	配置場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT	庁舎代表 052-961-7211 052-961-1474				
	NTT(FAX)	052-951-9106				
	防災行政無線	602-1101, 2432, 2436, 2437				
	防災行政無線(FAX)	602-1152				
その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp				

※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れないときは、県災害対策本部（災害対策課）とする。

< 消防庁への連絡先 >

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9:00～17:00）（消防庁防災課応急対策室）

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	92-90-43422 92-90-49033 (FAX)	9-048-500-90-43422～43435 (応急対策係) 9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	92-90-49102 92-90-49036 (FAX)	9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036 (FAX)

<伝達の対象となる被害>

	伝達の対象となる被害	伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・ 応急対策状況（全般）	様式5及び6によること
人、住家被害等	人的被害	様式7によること
	避難状況、救護所開設状況	様式8によること
公共施設被害	市有財産関係被害	様式9によること
	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式11によること 確定報告は、被害箇所数、被害額、 被害地域名等について各関係機 関の定める様式により行うもの とする。
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
水道施設被害		

第4 通信運用

1 通信連絡システムの整備（市担当部 各部）

市及び防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線の通信施設の適切な管理を行うとともに、通信連絡システムの充実強化を図る。

2 通信の確保（市担当部 無線機配置各部）

（1）専用通信の使用

市及び防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用する。

（2）地域防災無線の使用

市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した地域防災無線を利用する。

（3）県防災情報システムの使用

市は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

3 非常電源の確保（市担当部 各部）

市及び防災関係機関は、非常電源の確保に努める。

4 通信統制（市担当部 総括本部）

市は、本庁舎危機管理課又はスマート防災会議室に設置された統制局により、防災関係機関の通信統制を行い、迅速な情報の伝達に努める。

5 電話、電報等の優先利用

(1) 災害時優先電話（市担当部 各部）

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる（「災害時優先電話」の登録にあたっては、NTT西日本株式会社において登録機関及び登録回線数を限定しているため、NTT西日本株式会社東海支店へ相談する）。

(2) 電報（非常扱い電報・緊急扱い電報）（市担当部 各部）

市及び防災関係機関は、災害時の予報、警報等の伝達、必要な通知又は警報等の発表を迅速に行うため、すべての電報に優先する非常扱い電報を利用することができ、非常扱い電報で発信できるものを除き、非常扱い電報の次順位として緊急扱い電報を利用する。

なお、電報発信にあたって電話により非常・緊急扱い電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」（8時から19時まで受付）にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

- ア 非常、緊急扱い電報の申込みであること
- イ 発信電話番号と機関名
- ウ 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- エ 通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「非常」、「緊急」と朱書きし、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

6 携帯電話の使用（市担当部 各部）

防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

7 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

8 放送依頼（市担当部 本部付）

市長は緊急を要し、かつ特別の必要があるときは、放送事業者（受託放送事業者を除く）に災害に関する通知、要請、伝達、警告、予報、警報等の放送を、知事を通じて依頼することができる。

附属資料第4 通信施設・設備等

第4節 広報

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、市民に対して応急対策と必要な情報を周知するとともに、必要に応じ被害状況等の広聴を実施し、人心の安定、秩序の回復、被害の拡大防止を図らなければならない。

このため、迅速かつ適切な広報活動を行う。

第1 広報活動の内容（市担当部 総括本部、本部付、総務部、救出防災部、調査情報部）

県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災啓発やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、新聞、臨時広報紙、広報車、市公式ウェブサイト、ハンドマイク、掲示板及びソーシャルメディアによる情報提供手段のうち現状にもっとも適したのものから優先して採用しつつ、伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。特に、停電や通信障害が発生したときは、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

市は、携帯電話等災害時緊急情報提供システム（一宮市あんしん・防災ねっと）及び携帯電話緊急速報メールの活用を図るものとする。外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語、簡単な日本語による情報提供等も併せて行う。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

1 災害発生直後の広報

- (1) 災害の発生状況
- (2) 地域住民のとるべき措置
- (3) 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
- (4) 救護所の開設状況
- (5) 道路情報
- (6) その他必要事項

2 応急復旧時の広報

- (1) 公共交通機関の状況

- (2) ライフライン施設の状況
- (3) 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
- (4) 公共土木施設等の状況
- (5) ボランティアに関する状況
- (6) 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- (7) 被災者相談窓口の開設状況
- (8) その他必要事項

第2 報道機関への発表（市担当部 本部付）

各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

第3 広報車、航空機等（市担当部 本部付、総務部）

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両又は航空機等による広報について協力を要請する。

第4 実施機関の連絡調整（市担当部 本部付、総務部）

各防災関係機関が広報活動を行うにあたっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行う。

第5節 災害相談の実施

災害時における被災者等から寄せられる多様な要望、相談等に迅速に対応するため、市及び防災関係機関は災害相談窓口を開設する。

なお、災害相談の実施は、市民の精神的・物質的な打撃からの人心の安定、また生活再建への着手促進のため行うものであるとともに、窓口を広く開放することによる情報伝達の円滑化、市民要望をとらえた応急対策活動の実施のための積極的な広聴活動でもあるので、災害発生後早期に実施するものとする。

第1 市による災害相談窓口の開設

本部付は、大規模な災害が発生したとき若しくは災害の状況により必要と認めたときは、地区連絡所や避難所等へ災害相談窓口を開設し、健康相談、各種融資資金の相談、税務相談等、市民からの要望の聴取や相談受付業務を実施するものとする。

1 相談要員体制

相談事項の処理にあたっては、速やかな解決を図るため関係各部及び関係機関との連絡を密にする。また、必要に応じて専門員の派遣等を依頼する。

2 処理事項の報告

災害相談窓口で処理した事項については、適宜、本部付が取りまとめる。なお、応急対策上重要な事項については、即時、災害対策本部へ連絡する。

3 市民への周知

災害相談窓口を開設したときは、第4節「広報」により、その旨を市民に周知する。

第2 防災関係機関による災害相談

1 一宮警察署

警察は、必要と認められる場所に相談窓口を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

(1) 警察署に災害相談所を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(2) 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(3) 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関に連絡して、その活動を促す。

2 その他の防災関係機関（市担当部 本部付）

市は、必要に応じて通信、電気、ガスその他の防災関係機関に対して、市の災害相談窓口への担当職員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第6節 避難・帰宅困難者

災害により危険が急迫し、人命の保護その他の災害の拡大防止等のため特に必要と認められるときは、危険地域にある住民に対して避難のための立退きを指示する。

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1 避難情報（市担当部 総括本部、救出防災部、建設部）

1 避難情報の発令

（1）発令責任者

発令責任者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又は その命を受けた職員	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水	水防法第29条
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条

災害の種類によりそれぞれ実施責任者が定められているが災害全般については、第1次に住民に直結する市長が避難情報の発令を行う。

知事は、当該災害の発生により市が事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって避難情報の発令を行う。

また、知事は、市長から避難情報の対象区域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行うとともに、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

（2）避難情報の区分

災害の状況により、[警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示及び[警戒レベル5] 緊急安全確保に区分して避難情報を発令する。

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の

必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル3] 高齢者等避難

市民が避難に際して余裕をもった適切な行動をとることができるよう、避難指示を発するには至らない段階においても、以後の降雨の継続、災害状況の推移等により避難を要する状況となる可能性があるとは判断される場合は、要配慮者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、要配慮者以外に対しても避難準備や自主的な避難を呼びかける。

市長は、必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対して助言を求めることができる。

また、必要に応じ[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合は、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報の発表、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な、[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときには、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短期間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間及び早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生又は切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合等、災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、可能な範囲で発令する。

2 避難情報の発令の基準

避難の指示等は、原則として次の事態において発するものとする。気象警報等の発表、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難情報の発令基準、該当する警戒レベル相当情報に基づき、速やかに発令するものとする。

なお、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生又は切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

- (1) 河川の水位が、避難判断水位を超え、かつ水位の上昇のおそれがあるとき（ただし、降雨状況等の条件を含め総合的に判断するものとする）。
- (2) 排水調整基準により排水機の運転を停止し、又は停止しようとする場合で、住民の生命に危険がおよぶおそれがあるとき
- (3) 雨水の排水能力を超える降雨により、住民の生命に危険がおよぶおそれがあるとき
- (4) 高潮の発生により、住民の生命に危険がおよぶおそれがあるとき
- (5) 大規模火災により、住民の生命に危険がおよぶおそれがあるとき
- (6) 有害ガス等の危険物資が流出拡散し、又はそのおそれがあるとき

3 避難情報の内容

市町村長等の避難情報を発令する者は、次の内容を明示して実施する。なお、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要事項

4 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

5 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

6 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、河川状況等の災害の現況、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な内容を示して市民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

7 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

第2 避難の措置と周知徹底

市長は、速やかに地域住民に対し周知徹底を図るとともに、関係機関に対し連絡する。

1 住民への周知徹底

市長が避難情報を発令したとき、又はその通知を受けたときは、次の手段により危険区域の住民に対し、その周知を図るものとする。

(1) 広報車等による伝達

市有の広報車等で、対象地区を巡回して伝達する。

(2) 信号による伝達（水防信号）

警鐘及びサイレンの信号により伝達する。

[避難信号]

打鐘信号	サイレン信号
○—○—○—○—○	○ ^{約3秒} — ^{約3秒} ○ 約2秒

(3) 放送による伝達

ラジオ、テレビの放送局に対して避難情報を発令した旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を示し、放送するよう協力を依頼する。

また、市長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサ

イトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。

(4) 電話等による伝達

電話（固定・携帯等）又はファクスを利用して町会長（自主防災会長）等に伝達し、関係住民に周知する。

※町会長（自主防災会長）等は、町内会非常連絡網により住民に周知する。

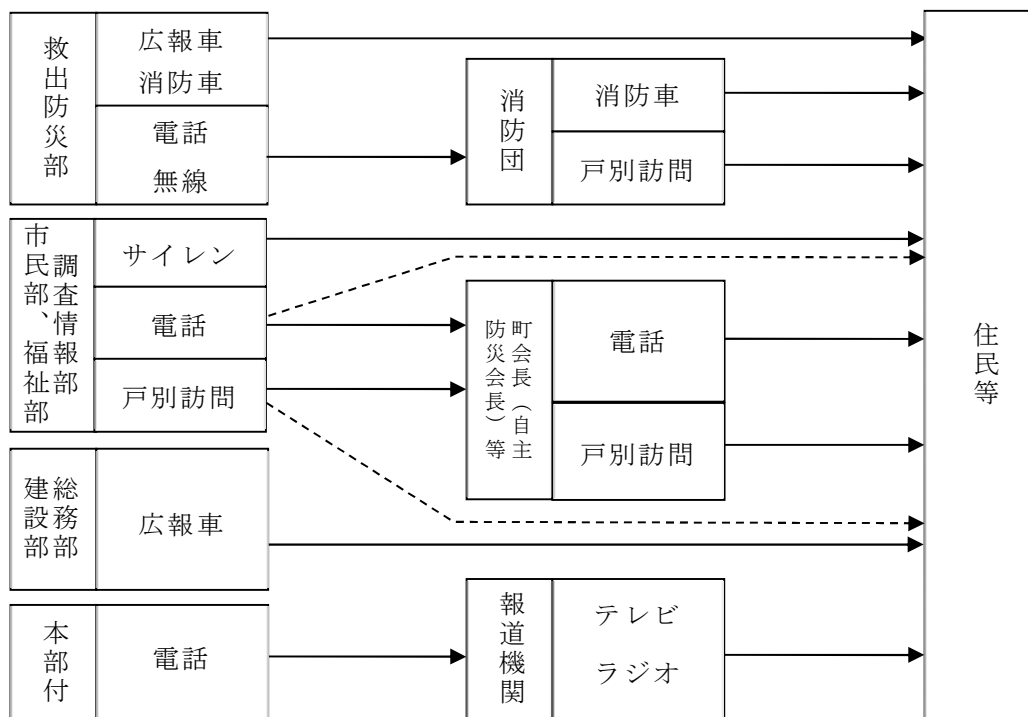
(5) 戸別訪問による伝達

避難情報を発令したときが通信途絶、停電などの場合には、消防団、町会長（自主防災会長）等の協力を求め、各戸を訪問して伝達の周知を図る。

(6) 上記のほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

附属資料第4 サイレン等設置場所

市災害対策本部による避難情報の伝達系統



※ ----- は、補助的伝達系統

2 関係機関等との連携

(1) 関係機関の相互連絡

市は、避難の措置を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、市、県、警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容について相互に通報連絡する。

(2) 学校施設等管理者

避難所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し、協力を要請する。

(3) 要配慮者利用施設

避難情報を発令する地域内の要配慮者利用施設の存在を確認し、関連機関との連絡を図り、所要の対策を講じる。

(4) 隣接市町

避難のため隣接市町の施設を利用することが考えられる場合、また避難の経路により協力を求める必要がある場合を考慮し、関係市町へ災害状況、避難措置等について連絡するものとする。

(5) 広域一時滞在に係る協議

市は、災害が発生し、被災した住民の、市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。

県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は、災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する）。

第3 避難誘導等（市担当部 調査情報部、救出防災部、市民部、福祉部）

市職員、消防団員、警察官その他避難誘導を行う者は、次の事項に留意し、市民を安全かつ迅速に避難先へ誘導する。

避難誘導及び安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努め、県が策定した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」に基づき、社会福祉施設等を含め地域住民と連携して行うものとする。

自主避難は原則として地域住民が自主的に行うものであるが、状況によっては市職員、消防団員、警察官等が誘導を行う。この場合、町会長（自主防災会長）等地域の代表者は協力するものとする。

市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

1 避難者の誘導

(1) 避難場所や避難路、浸水区域等の災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

(2) 誘導にあたっては、町内会等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に安全な場所に集合させた後、避難所に誘導する（可能な限り指定避難所を選定する）。

(3) 誘導にあたっては、避難行動要支援者及びその介護者を優先して行う。なお、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

(4) 避難に際して、危険防止のため特に必要があるときは、警戒区域を設定し事故防止に努

める。また、市民が避難した地域においては、必要に応じ、警察官による警らを要請し、各種犯罪の未然防止に努める。

(5) 地区ごとの避難の順位は、災害発生を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区居住者の避難を優先する。

(6) 避難者が自力により避難が不可能な場合は、車両、舟等により行うものとする。

2 避難者の確認

避難情報を発令した地域に対しては、警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努める。

※要配慮者に関する避難の確認については、特に留意する。

第4 避難路（市担当部 調査情報部、総括本部、建設部等）

避難路については、地域住民が事前に安全を確認した避難路による避難に努めるものとするが、市は、災害状況を考慮した避難路の選定情報の提供に努めるものとする。

第5 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）、高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口及び連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第6 避難者の誘導先（市担当部 調査情報部、総括本部、救出防災部、市民部、福祉部等）

避難者の誘導先は、災害の形態及び避難の理由により異なるが、概ね次のとおりとする。なお、避難所への誘導に際しては、できる限り指定避難所を選定するものとする。

1 浸水のと看

事前避難を原則とし、直接、避難所に誘導する。

避難所選定については、災害状況の悪化に備え、立地条件にも配慮するものとする。なお、避難後、更なる状況悪化が予測されるときは、早期に安全な避難所への移動を検討する。

附属資料第4 指定避難所

2 建物が被害を受けたとき

緊急を要するときは、取りあえず屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。

3 大規模な市街地火災のと看

必要に応じて緊急避難場所に避難するか、直接広域避難場所へ誘導する。

なお、火災の拡大状況によっては、緊急避難場所に集合した場合においては、できるだけ早期に広域避難場所へ移動する等の措置をとる。

第7 避難者の留意事項（市担当部 調査情報部、救出防災部、本部付等）

市は、避難措置に際して次の注意事項を避難者に周知する。

- 1 火気・危険物等の始末及び戸締まりを行う。
- 2 事業所等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の排出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保全措置を講ずる。
- 3 携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさないよう必要最小限とする。

第8 応援協力関係（市担当部 総務部）

市は、被災地が広大で、大規模な移送を要し、市単独で措置できないときは、県又は、隣接市町と協議して応援を求める。

第9 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

- (1) 市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。
- (2) 市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- (3) 市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。
- (4) 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校における措置

事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

附属資料第1 徒歩帰宅支援ルートマップ

附属資料第4 指定緊急避難場所・広域避難場所

附属資料第4 緊急避難場所

第10 広域避難

1 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認

められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

2 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。

第7節 災害救助

災害が発生した場合に、市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上である場合や、多数のものが生命・身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合で、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事により災害救助法が適用される。

災害救助法が適用された場合の救助及び同法の対象とならない場合の市長の責任において実施する救助について定める。

第1 災害救助の実施責任者及び基準

1 実施責任者（市担当部 総括本部）

(1) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された場合においては、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 知事からの委任

市長は、知事が救助を迅速に行うため必要と認め、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部の委任を受けたときは、災害救助法に基づく救助を行う。

また、市長は知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、知事からの通知により行われるものである。事務委任により想定される各救助事務の実施者は次表のとおりとする。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建設局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）
学用品の給与		
	市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	

(3) 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(4) 災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、災害の状況により、市長の責任において救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

本市の場合、災害の被害状況が次のいずれかの基準に達したときは、災害救助法が適用される。

(1) 市内の全壊、全焼又は流失等による住家の滅失した世帯数が150世帯以上に達したとき。

(2) (1)に該当しないが、県内の被害世帯数が2,500世帯以上で、市内の被害世帯数が75世帯以上に達したとき。

(3) (1)及び(2)に該当しないが、県内の被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) (1)、(2)及び(3)に該当しないが、次の特別な事情がある場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき。

○災害にかかった者に対する食糧、飲料水若しくは生活必需品の供給等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(5) (1)、(2)、(3)及び(4)に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合にあつて、次の基準に該当したとき。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者に対する食糧、飲料水若しくは生活必需品の供給等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(6) 適用にあたっては、「愛知県災害救助の手引き」も参照すること。

3 被害世帯の算定

(1) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち、全壊、全焼、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

(2) 被害世帯数は、家屋の棟数、あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数をもって計算する。

(3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して

実情に即した決定をする。

第2 救出

災害のために生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を警察及び防災関係機関と緊密な連携のもとに捜索し、又は救出を行い、負傷者については医療機関（救護所を含む）で診療する。

1 救出の方法（市担当部 救出防災部）

- (1) 要救助者の救出は、救出防災部救出防災班を主体とした救助隊が実施する。
- (2) 救助車、救急車による救助隊を編成し処理するほか、民間所有の搬送車等の協力を求め、救助救急活動に従事する。
- (3) 直接災害により負傷した者、災害時の急病人等の搬送については、医療機関・救護所等と緊密な連携をとり実施する。

附属資料第4 救急病院・診療所

2 応援協力関係（市担当部 総括本部、救出防災部、総務部）

- (1) 市は、自ら救出活動の実施が困難な場合は、県又は他市町村に対して応援を求める。
また、広域的な救助部隊の応援の必要が生じた場合、市は、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づき応援を求める。
- (2) 中部地方整備局及び高速道路会社における措置
国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のために助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。
また、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。
- (3) 合同調整所の設置
災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
- (4) 消防相互応援等に基づく応援隊の受入れは、愛知県一宮総合運動場を集結場所とし、受入れ体制の充実を図る。

附属資料第8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

附属資料第8 愛知県消防広域応援基本計画（抜粋）

附属資料第8 愛知県緊急消防援助隊受援計画（抜粋）

附属資料第8 一宮市消防本部受援計画

3 遺体の捜索

(1) 遺体の捜索（市担当部 救出防災部）

市（救出防災部）及び消防団は、警察と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。

(2) 検視（調査）（市担当部 医療部）

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。また、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）。

(3) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

4 遺体の取扱い（市担当部 医療部、環境部、調査情報部）

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。警察は、身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また必要に応じて一宮市歯科医師会に応援を要請する。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

5 遺体の埋火葬（市担当部 環境部、調査情報部）

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。なお、葬祭業務に関しては、愛知県葬祭業協同組合一宮支部との覚書により実施する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

附属資料第4 火葬場所在地

6 その他

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任が想定されているため、直接の事務は、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、県の定める災害救助法施行細則による。

附属資料第8 災害救助法施行細則

第3 医療救護

風水害時には、水死や家屋倒壊等による圧死が予想される一方、外傷、骨折等の傷害や、二次的災害として感染症の発生も考慮される。

また、大規模的な災害により、医療機関そのものが本来の機能を発揮できなくなるおそれがある。

加えて、交通障害による医療救護班の派遣及び患者輸送の困難等から、医療救護対策は難渋することが考えられる。

このため、大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるので、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等広範囲な協力体制の確立に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。

市は、保健医療調整会議に参画して、市内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

1 医療救護班の編成・派遣等（市担当部 市民部、医療部）

- (1) 災害に起因する負傷者又は疾病に対する医療は、原則として医療救護班によって実施する。
- (2) 市は、災害医療救護に関する協定に基づき、状況に応じて必要な医療救護班の派遣を一宮市医師会に要請する。
- (3) 一宮市医師会は、市の要請に基づき医療救護班を編成し、派遣する。
- (4) 医療救護班は、概ね医師2名、看護師2名、事務職員1名とする。
- (5) 医療救護は、原則として救護所で行う。
- (6) 医療救護班において重傷度選別（トリアージ）を行い応急手当後、医療機関での診療を必要とするものについては、一宮市医師会と災害対策本部が災害の状況に応じて選定した最適な医療機関へ搬送する。
- (7) 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。
- (8) 災害時の助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班があたる。ただし、出産は急を要する場合が多いので、最寄りの助産師の協力を得る。
- (9) 歯科に伴う救護所は、一宮市口腔衛生センターに設ける。
- (10) 一宮市医師会の医療救護班の派遣でもなお対応が不可能である場合は、知事に広域的な協力体制の応援を要請する。
- (11) 一宮市歯科医師会は、市の要請に基づき又は自発的に口腔外科医1名及び歯科医師2名による口腔医療チームを編成するとともに救護所等に派遣し、医師からの指示により、顔面、特に口腔領域に関する外傷、打撲、骨折等の応急処置を実施する。
- (12) 一宮市薬剤師会は、市の要請に基づき薬剤師で構成する班を編成し、避難所、医薬品等の集積場所及びその他市が指定する場所において、医薬品等の供給への協力、服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力等の医療活動を実施する。

附属資料第4 救護所として利用する施設

2 巡回診療（市担当部 市民部、医療部）

医療救護班等は、市から要請を受けた場合、避難所等の巡回診療を行い、避難者及び付近住民の健康管理と栄養指導を行う。また、一宮市薬剤師会は必要に応じ医療救護班に協力して、医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

3 救急搬送の実施（市担当部 救出防災部、市民部、医療部）

- (1) 患者の搬送は、原則として救出防災班によって行う。ただし、救出防災班の救急車両が手配できない場合は、市及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (2) 道路の損壊、交通機関の不通等の場合及び遠隔地への搬送は、ヘリコプターによる空輸を知事等に要請する。なお、重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

4 医薬品その他衛生材料等の確保（市担当部 医療部、市民部）

医療救護活動に必要な医薬品等は、管内の医薬品等販売業者から調達することを原則とす

る。調達できない場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議と調整の上、県保健医療調整本部に調達を要請する。

また、一宮市薬剤師会は市の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社愛知県支部に調達を要請する。

附属資料第4 救急病院・診療所

附属資料第5 医薬品等

第4 避難所の開設・運営

風水害等災害のため、避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するものとする。

1 避難所の開設（市担当部 総括本部、市民部、調査情報部、文教部、環境部）

市は、高齢者等避難又は避難指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、速やかに必要な避難所を開設し、職員を運営責任者として当該避難所へ派遣する。なお、避難所の開設にあたってはできる限り指定避難所を選定することとし、指定避難所の開設のみでは対応が困難な場合は、避難所として利用できるその他の施設を、避難所として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理保全に留意する。

附属資料第4 指定避難所

2 避難所の開設報告、収容状況等（市担当部 総括本部、市民部）

市長は、避難所を開設した場合は、直ちに避難所開設状況を知事に報告しなければならない。

この報告事項は、概ね次のとおりであり、最も速やかな方法で報告する。

- (1) 避難所開設の日時・場所
- (2) 箇所数及び避難所別の収容人員
- (3) 開設期間の見込み

3 避難の対象者

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

4 避難所の運営管理（市担当部 市民部等）

避難所の運営責任者は、要配慮者にも十分配慮し、迅速公正をもって被災者の救援活動に努めるとともに、管理運営については次の点に留意する。

- (1) 県が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。
- (2) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、被災者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な処置を講じること。
- また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。
- (3) 避難者に対する各種相談業務を実施するとともに、常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
- 特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。
- また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。
- (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。
- (5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。
- (6) 避難所施設の安全管理を行うことのほか、避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう適切な措置をすること。
- (7) 要配慮者の把握に努め、要配慮者がいることを認めた場合は、民生児童委員、町内会、ボランティア等の協力を得るなど速やかに適切な処置を講じること。
- なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。
- (8) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、迅速適切な措置をとること。
- また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。
- なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。
- (9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気・水道・ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

- (10) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (11) 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (12) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、町内会、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。
- (13) 必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録する。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (14) 避難の長期化等必要に応じて、次の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ア プライバシーの確保状況
 - イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度
 - ウ 洗濯等の頻度
 - エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
 - オ 暑さ・寒さ対策の必要性
 - カ 食料の確保、配食等の状況
 - キ し尿及びごみの処理状況
 - ク 避難者の健康状態
 - ケ 指定避難所の衛生状態
- (15) 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する市の毛布等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。
- (16) 市は、被災地において感染者の発生、拡大がみられる場合は防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

5 避難者の統合（市担当部 市民部等）

災害の状況により避難所開設期間が長期にわたる場合等において必要があるときは、諸施

設に分散して避難した住民を指定避難所へ統合し、避難所管理運営の円滑化を図るものとする。

第5 給水（市担当部 上下水道部）

水道施設等の被害状況をできる限り速やかに把握し、応急給水用水源の確保と応急給水体制を適切に行うよう努めるとともに、飲料水が枯渇又は汚染し、飲用に適する水を得ることができない者に対して飲用に適する水を供給し、被災者を救護する措置をとる。

1 応急給水

現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。

・給水対象及び給水量

ア 給水対象は、災害により飲料水が得られない被災者とする。

イ 応急給水量は、次表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量及び運搬距離を定め、確保するよう求める。

災害発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	応急給水による生活状況
発生～3日	3	概ね 1km 以内	生命を維持するための最低必要量
4日～10日	20	概ね 250m 以内	調理、洗面等最低生活に必要な水量
11日～21日	100	概ね 100m 以内	最低の浴用、洗濯等に必要な水量
22日～28日	被災前給水量 (約 250)	概ね 10m 以内	被災前給水量を確保

ウ 給水期間は、飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間とする。

附属資料第1 上水道水源所在地表

附属資料第4 仮配管による応急給水

附属資料第4 給水用備蓄資材

2 応急給水体制の確立

(1) 給水体制

ア 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、定置式給水タンク、飲料水兼用型耐震性貯水槽等での給水を原則とする。

この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく重要医療施設（災害拠点病院、救急病院・診療所など）を含め、給水できるよう編成する。

イ 災害の規模によっては、県及び県内全市町村間の「水道災害相互応援に関する覚書」により応援を求め、更に必要に応じて県に自衛隊の救援を要請する。

(2) 給水方法

発災直後は、水道施設の被害状況を確認する。被害がある場合は、第一に各家庭の備蓄飲料水による水の確保を基本とする。被害状況により、順次指定避難所の応急給水栓の開設、給水車や給水タンク等による避難所等へ運搬給水を行う。運搬給水においては、目標水量を供給できるよう措置する。

その他、必要に応じて、定置式給水タンクの開設及び飲料水兼用型耐震性貯水槽に仮設

給水栓を設置し、給水活動を行う。

給水は、公平に行うものであるが、重要医療施設から要請がある場合は、優先的に行うように配慮する。

第6 食糧の供給

災害の発生に伴い、食糧流通機能の一時的な混乱若しくは停止、住家への被害、又は電気・ガス等の供給停止等により食事ができなくなった被災者に、速やかに食糧の供給ができるよう、食糧の確保と民心の安定に万全を期す。

1 基本方針

食糧の供給は、災害発生後速やかに行う必要がある。したがって、備蓄物資、自ら調達した食品、応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。また、これと関連して、食糧形態についても迅速性確保のため、概ね次の3形態に区分し供給計画を作成する。

(1) 食糧として完成されており、直ちに食することのできる食糧

主として炊き出し等の体制が整うまでの間、供給する。

[例] ビスケット、パン、おにぎり、弁当（既製食糧）等

(2) 軽易な処理を施すだけで食することのできる食糧

軽易な処理が可能な体制ができたとき以降は、適宜この形態で供給する。

[例] 乾燥米飯、インスタント食糧等

(3) 応急炊き出しによる食糧

所要の炊き出し体制が確立された後においてこの形態で供給するものであり、被災地及び炊き出し地の諸条件に応じ可能な限り献立について配慮する。

[例] 包装食、おにぎり等

また、市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により、調達を図る。

市は、活用可能な精米施設を確保する。長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

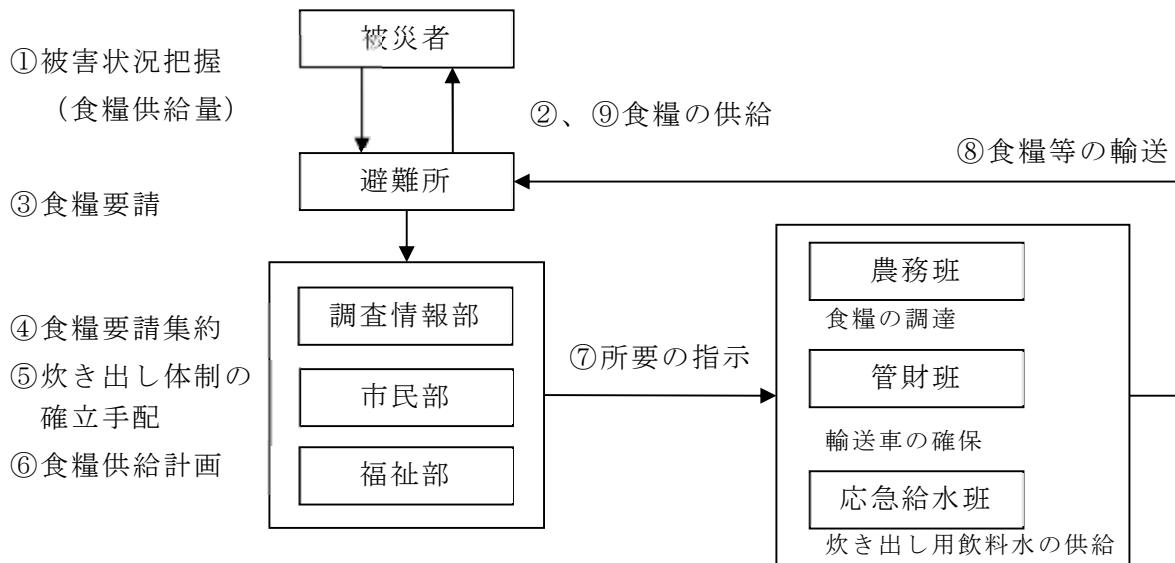
なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。

2 食糧供給基準（市担当部 市民部、福祉部）

災害救助法適用前は、同法及び県の定める災害救助法施行細則の規定を基準とし、本部長の判断により被災者に食糧を供給する。災害救助法適用後は、同法及び県の定める災害救助法施行細則の規定に従い実施するが、その規則によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。

3 食糧供給の基本的系統図

災害発生から食糧が被災者に供給されるまでの基本的系統図は次のとおりとし、関係各部署は相互に密接な連携をもって迅速な食糧供給に努める。



4 食糧の調達（市担当部 調査情報部、上下水道部）

(1) 本部長

本部長は、調査情報部に食糧供給のための調達（備蓄食糧の放出を含む）を指示する。

(2) 調査情報部

本部長から指示があったときは、分配計画により、市所有の備蓄食糧を放出し、不足する場合は、直ちに供給協定締結業者等に供給を依頼する。備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

また、米穀等が供給協定締結業者等の供給でも不足するときは、本部長を通じ、知事に調達を要請する。

(3) 上下水道部

炊き出し用飲料水の供給について、市担当部と調整し応急給水活動を行う。

5 食糧の集積地

食糧の集積地は、次の4箇所の地域内輸送拠点とする。ただし、災害の状況に応じ、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設を集積地として追加する。

- 一宮スポーツ文化センター
- 尾西生涯学習センター
- 日本通運株式会社小牧第2ロジスティクス事業所
- 佐川急便株式会社一宮営業所

6 食糧の輸送（市担当部 総務部、上下水道部）

（1）管財班

調達した食糧を指定された場所へ輸送する。ただし、状況により業者等に依頼して輸送する。

（2）応急給水班

飲料水を指定された場所へ輸送する。ただし、状況により業者等に依頼して輸送する。

7 食糧の供給（市担当部 市民部、調査情報部）

（1）炊き出しその他による食糧の供給を実施するときには、現場ごとに責任者を定め、要配慮者に十分配慮して行う。

（2）町内会等に協力を依頼する。

（3）応急措置として、ビスケット等の供給を行う。

（4）速やかに炊き出しを行うため、給食可能設備を持つ公・私立の施設、職員食堂、飲食業者等に炊き出し協力を依頼する。

（5）炊き出しによる食糧の供給は、原則として包装食とし、なるべく保存性の高い副食物を添える。

（6）野外の炊飯に備えて、移動炊飯器を確保する。

（7）被災者に対する食糧の供給は、原則として次の一つに該当する者に対して行う。在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ア 避難所に避難した者

イ 住家の被害により、炊事のできない者

ウ 旅人、一般家庭の来訪者、列車の旅客であって、食糧の持ち合わせがなく調達できない者

エ 被害を受け一時縁故先に避難する者で、食糧を喪失し持ち合わせのない者

（8）炊き出しに代えて米及び未加工品又は金銭の支給は行わない。

第7 生活必需品等の供給

風水害等の場合は、住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等の被害が発生し、被災者に生活必需品の援助・供給が求められるものと予想される。

このため、災害により被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、これらの物資を緊急に供給又は貸与し応急的な保護の措置をとる。

生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとするとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニ

ズの違いに配慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

1 生活必需品等供給基準（市担当部 福祉部）

災害救助法適用前は、同法及び県の定める災害救助法施行細則の規定を基準とし、本部長の判断により被災者に生活必需品等を供給又は貸与する。災害救助法適用後は、同法及び県の定める災害救助法施行細則の規定に従い実施するが、その規定によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。

2 生活必需品等の集積地

集積地は食糧と同一とする。

3 生活必需品等の配分（市担当部 福祉部、調査情報部）

避難所の運営責任者は、災害により住家に全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者に対して、生活必需品等を供給又は貸与する。

この場合、要配慮者に十分配慮するとともに、一時的には備蓄した生活必需品等を供給又は貸与し、不足するときは災害対策本部に調達を依頼する。

附属資料第5 物資備蓄・調達状況

4 応援協力等の要請（市担当部 各部）

市は、自らの備蓄又は供給協力協定等に基づく調達によっても必要物資の確保が困難な場合は、県又は他市町村に対し必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第8 障害物の除去

災害により土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、障害物の除去を実施する。

なお、交通の支障となる道路上の障害物の除去についても実施する。（市担当部 建設部）

1 対象者

災害によって土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所（住居又は、その周辺）に運びこまれ、日常生活に著しい支障を及ぼしており、それを除去すること以外に居住の方法がない場合で自らの資力では障害物の除去ができない者。

2 除去の方法

現場給付（障害物を除去し、住み得る状態にすること。以降同じ）をもって行い、必要最小限の日常生活が営める状態にする。

3 除去した障害物の集積場所（市担当部 環境部）

除去した障害物の集積場所は、住民の生活に支障のない場所を選定する。

4 労力、資材、機材の調達（市担当部 各部）

調達する労力、資材及び機材については、あらかじめ締結された協定等に基づき実施する。

第9 応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理（市担当部 総括本部、建築部）

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）し、又は、土石、竹木等の流入の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん及び被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

1 被災住宅の調査

災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 被災地における住民の動向
- (2) 住宅に関する緊急措置の要否
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の設置

(1) 設置の方針

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。なお、災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

(2) 建設の方法

応急仮設住宅の建設等に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 建設用地の選定

- (ア) 市又は市の外郭団体が管理し、又は所有している土地
- (イ) 国、県等公共機関の所有地で、住宅建設に適当なもの
- (ウ) その他災害に対する安全性に配慮があり、応急仮設住宅の建設に適当な土地

イ 建設の規模及び費用

- (ア) 1戸あたりの建物面積及び費用は、県の定める災害救助法施行細則に規定する基準とする。ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、被災市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額の施行が困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 被災者の入居

被災者の応急仮設住宅への入居は、次のとおりとする。

ア 対象者

災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(ア) 住家が全壊し、全焼し、又は流出した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力では、住宅を確保できない者であること。

[例]

○生活保護法の被保護者並びに要保護者

○特定の資産を持たない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等

○上記に準ずるもの

イ 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、必要に応じ民生児童委員の意見を聴取する等被災者の資力と生活条件を十分調査のうえ決定する。

なお、入居にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 供与の期間

入居者に供与する期間は、応急仮設住宅の完成日から2年以内とする。

附属資料第5 応急仮設住宅

3 公営住宅あっせん

自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして市営住宅の空家を提供する。なお、不足する分については、県に県営住宅の入居あっせんに依頼する。また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空き家を確保する。

(2) 受入れ体制

入居相談窓口を、被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

公営住宅入居あっせんによる被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して、適宜対応するものとする。

(4) 家賃等の減免措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の家賃等については、一宮市営住宅条例第18条第3号の規定により減免措置を図るものとする。

4 被災住宅の応急修理

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。なお、災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）

ア 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住宅が半壊、又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

※自らの資力では応急修理をすることができない者

- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない失業者
- ・特定の資産のない未亡人及び母子世帯
- ・特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
- ・特定の資産のない勤労者
- ・特定の資産のない小企業者
- ・上記に準ずる経済的弱者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、県の定める災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現場給付をもって実施する。

5 障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者若しくは土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができないものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第10 被災宅地危険度判定（市担当部 建築部）

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により、二次災害の発生するおそれがある。災害直後に、被災した宅地の安全性はどうかなど

の判断は専門的知識を持たない被災者には困難であることから、市は判定士に危険度の判定を依頼することにより、二次災害を未然に防止する。

1 危険度判定実施本部の設置

市は、被災宅地の応急危険度判定のため、市内で活動する判定士を指揮、総括し、判定士の身分保障、判定結果の集約等のための被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

2 判定士の派遣要請

市は、必要により県の被災宅地危険度判定支援本部に判定士の派遣要請を行う。

3 被災宅地危険度判定活動の実施

市は、判定士に被災宅地の危険度判定を依頼し、判定結果を表示することにより当該物件の使用者又は、付近住民等に注意を喚起する。

第8節 消防活動

災害が発生した場合、消防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、消防の施設及び人員を最大限に活用し、風水害等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るため、迅速に消防活動を確立する。

災害時における消防活動の基本的目標を人命の安全確保とし、各種災害対策計画に基づき、防災関係機関との密接な連携を図り、災害応急活動を実施するものとする。

第1 初動体制の確立

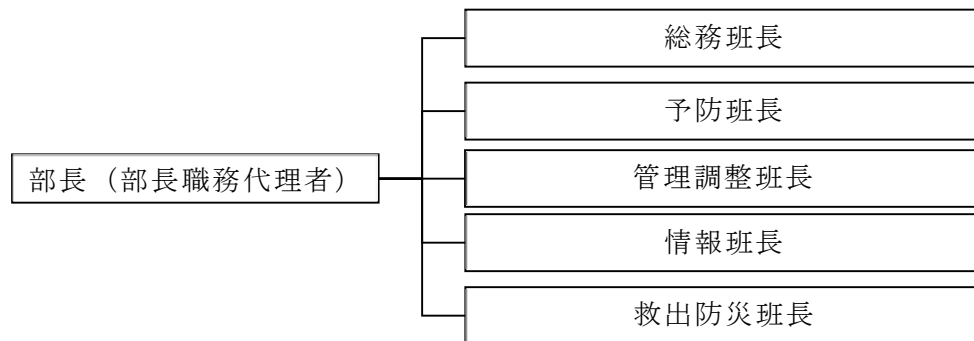
1 救出防災部の措置

(1) 指揮本部の開設

消防部隊の災害活動を総括的に処理するため、消防本部に指揮本部を開設する。

(2) 指揮体制の確立

次のように指揮体制を確立する。



なお、指名にあたっては、その当務の最高責任者が指名し、上級指揮者が到着次第順次交替する。

(3) 指令・通信体制の確立

指令センターは、通信設備の機能を確保し、指令、通信体制の確立にあたるものとする。

(4) 被害状況の確認

署及び出張所は、署所周辺の被害状況を早急に把握し、指揮本部に速やかに報告する。

(5) 非常参集命令の指示

発生した災害の種別・程度に応じ、職員には事前命令としての参集の義務が課せられているが、災害関係情報を収集後、確認のため非常参集を電話等により実施する。

2 消防隊の措置

(1) 出動体制の確立

災害の区分により、車両・資機材を点検し、出動に備える。

(2) 消防部隊の編成及び報告

非常参集者等により消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び非常参集状況を指揮本部に報告する。

(3) 通信連絡体制の確立

消防隊及び救助隊は、指令センターの指示により通信設備の機能点検を行い、通信連絡

体制の確立にあたる。

3 消防団の措置

(1) 消防団本部の開設

消防団の指揮連絡体制を確立するため、消防本部に消防団本部を開設する。

(2) 消防団本部への報告

分団長又はこれに代わる者は、団員の参集状況、分団管轄区域内の被害状況、分団の活動状況及びその他必要と認める事項について消防団本部へ報告する。

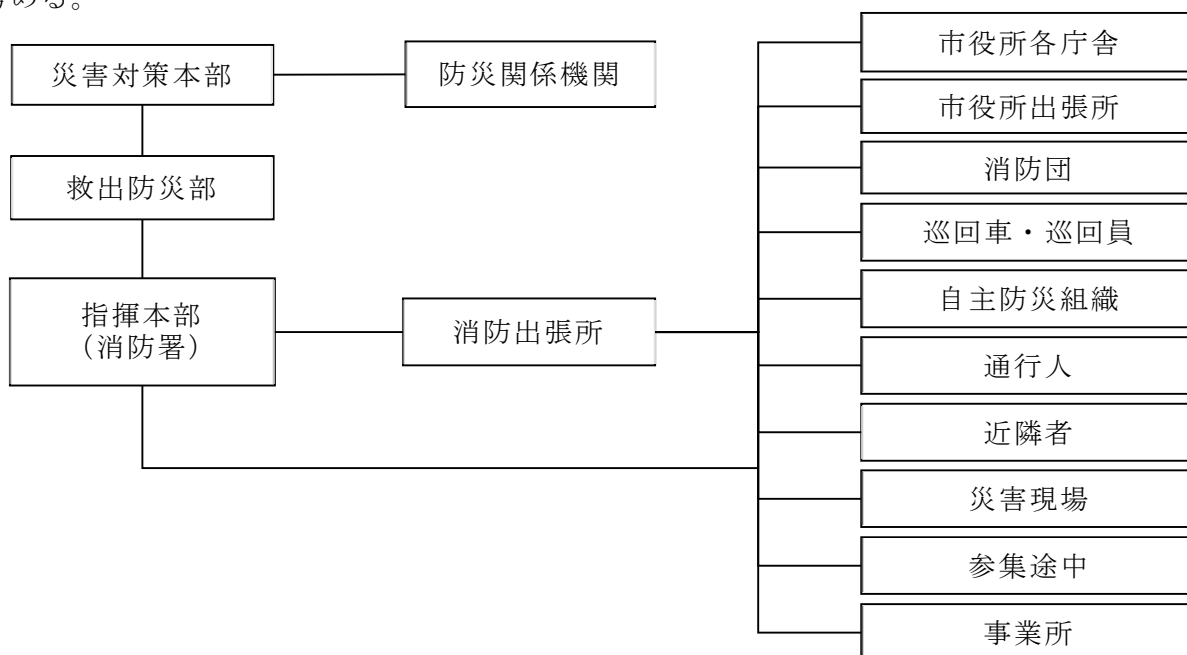
(3) 人命の救助

家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、自主防災組織及び付近住民を指導して救出活動を行う。

附属資料第4 消防団編成表

第2 情報の収集

情報収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害、無線統制等により極度に制限されることが予測されるので、防災関係機関と密接な連携を保ち、次図の系統によりの確な情報収集に努める。



第3 消防部隊の運用

1 部隊運用方針

部隊運用は、災害発生後においても指揮本部において一括運用統制することを基本とする。しかし、災害により情報の収集制限、必要部隊の不足等の事態に至った場合は、活動各小隊長に部隊運用業務を一時的に委ねることができる。

2 指揮本部の部隊運用要領

(1) 活動中の小隊長から応援の要請があった場合等は、部隊に余分のある消防隊に対し、必

要な地域への出動を命じる。

- (2) 風水害等大規模災害の消防活動の現場指揮は、消防長又は消防長の指名を受けた者が行う。
- (3) 避難指示が出された場合は、災害の拡大状況及び部隊の運用状況を勘案し、災害対策本部、一宮警察署等の関係機関に必要な情報を通報するとともに、避難路及び避難地の安全確保に全力を尽くす。

3 消防隊の部隊運用要領

- (1) 指揮本部長は、災害発生地域、状況及び拡大状況に基づき、消防活動の基本方針を決定し、所属隊及び応援隊の効率的運用を図る。
- (2) 部隊の運用にあたっては、災害発生地域の重要度と避難者の安全に重点をおいて部隊の効率的運用を図る。

第4 消防活動要領

1 出動の優先順位

災害が同時に多発した場合は、人命の危険性が高い現場に優先的に出動する。

2 出動途上における留意事項

- (1) 出動途上における交通障害の状況、災害の発生及び推移状況等について、無線を活用して報告する。
- (2) 拡声装置等により出動経路付近の住民に対して、自衛の措置を呼び掛ける。

3 救急救助活動

(1) 救急救助活動方針

原則として現有の救急隊及び救助隊の活動範囲にとどめる。ただし、災害の発生状況により、消防部隊の主力を救急救助活動に充てることができると判断された場合にはこの限りでない。

(2) 医療機関受入れ体制の確認及び情報交換

救急担当統括者及び救急隊は、一宮市医師会及び愛知県救急医療情報センターと連絡をとり、医療機関受入れ体制の確認及び情報交換に努める。

(3) 救急隊の運用要領

救急隊には、大規模な救助活動にも対処できるよう簡易な救助用器具を積載する。

また、多数の負傷者が集中的に発生したと判断されるときは、救急隊の出動とともに災害対策本部へ通報し、現場救護所の設置及び医療救護班の派遣を要請する。

(4) 救助隊の運用要領

消防救助隊は、原則として指令センターで把握した市域全般の被害状況に基づき、必要と認められた場所に出動する。

附属資料第4 救急病院・診療所

4 避難の支援活動

指揮本部及び消防隊は、広域避難場所への避難が必要となり、又は避難が開始された場合は、積極的に避難の支援活動を開始する。

この場合、指揮本部及び消防隊は、災害対策本部及び市役所出張所等と密接な連絡調整が必要であり、特に、次の連絡事項に配慮する。

- (1) 災害により避難が必要と思われる場合、当該災害の発生場所及び拡大の状況
- (2) 避難の支援活動（特に避難誘導に対応できる消防職員及び団員の実態）

第5 災害調査

災害に出動した消防部隊は、応急対策活動の状況及び応急対策活動に際して判明した被害の状況を、指揮本部へ報告する。

救出防災部長は、被害の集中した地域に対し、指揮本部長の応援要請に基づき、被害の軽微な地区の消防隊を応援派遣する。また、災害調査のため特に必要があると認めたときは、救出防災部の職員で災害調査班を編成し、災害調査にあたる。

第6 応援協力関係

1 応援の要請

市は、自ら消防活動の実施が困難な場合は、県又は他市町村に対し応援を求める。

また、広域的な消防部隊の応援の必要が生じた場合、市は、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づき応援を求める。

なお、ヘリコプターによる消防支援活動等が必要な場合は「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づき愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に要請する。

附属資料第8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

附属資料第8 愛知県消防広域応援基本計画（抜粋）

附属資料第8 愛知県緊急消防援助隊受援計画（抜粋）

附属資料第8 一宮市消防本部受援計画

附属資料第8 名古屋市航空機隊支援出動要請要領

2 受入れ体制

消防相互応援等に基づく応援隊の受入れは、愛知県一宮総合運動場を集結場所とし、受入れ体制の充実を図る。

第7 航空機の運用調整

県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。

消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。

第9節 水防（市担当部 救出防災部）

水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため、市内の河川に対する水防上必要な監視、予報警戒、通信連絡、輸送、水防のための消防機関の活動、水防管理団体相互間の応援及び水防に必要な器具、資材、設備の整備と運用、避難立退きに関し定めるものとする。なお、地域防災計画に規定するものを除くほか、細部については愛知県尾張水害予防組合の水防計画を準用する。

第1 水災時の部隊編成

水害が予想されるときは、災害の規模に応じ消防隊を水防隊に切り替えて災害に対処する。

第2 水防体制

水災時における水防体制は、次の3種とし、气象台及び水防関係機関の発する情報等により、消防長が判断し指令する。

1 水防第1体制

洪水等による災害の発生が予想され、これに備え、常時の体制において水防活動の準備に急を要する場合、次の事項を行う。

- (1) 情報の収集及び状況判断
- (2) 非番消防職員の自宅待機又は署所待機と招集準備
- (3) 水防資機材の点検・整備
- (4) 情報収集員の派遣
- (5) 水防関係機関との協力

2 水防第2体制

事態の推移にともない、非常配備体制がとられたとき、次の事項を行う。

- (1) 必要な非番消防職員の招集
- (2) 監視警戒員の派遣
- (3) 所要水防隊の編成

3 水防非常体制

特別非常配備体制がとられたとき、次の事項を行う。

- (1) 非番消防職員全員招集
- (2) 監視警戒の強化
- (3) 水防隊の待機

4 水防隊の編成

水災時における水防隊の編成は、消防部隊の編成を準用する。

附属資料第4 救助用ボート配置一覧表

第10節 文教等

第1 基本方針

災害が発生し、又はおそれのある場合に迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

第2 実施内容

1 情報収集伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する予報、警報、警告等の把握・伝達に努める。

なお、学校等に対し情報を伝達する必要がある場合は、あらかじめ定めた方法により行う。また、家庭（保護者）への連絡方法についても同様とする。

2 避難等

学校等において災害が発生し、又はおそれのある場合は、事態に即応して、第2章第15節第2 3「防災上必要な計画及び訓練」に基づいて、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。また、避難所の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と密接な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

3 応急の教育施設の確保と授業等の実施

(1) 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急処理を行い、授業等を実施する。

(2) 被害が相当に大きいが、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講じる。

(3) 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設又は、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

(4) 学校区内の教育施設の確保が困難な場合

他校区の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業を実施する。

(5) 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、(2) から (4) の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、災害対策本部と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

4 応急の教育活動についての広報

応急の教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童・生徒及び家庭等へ

の周知を図る。

5 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、県教育委員会に教職員の応援を求める等、必要教職員の確保を図る。

6 教科書、学用品等の供給

災害により教科書、学用品等を喪失し又はき損し、就学上支障を来たした市立学校の児童・生徒に対し、教科書、学用品等を供給し、それらの者の就学の便を図るものとする。

(1) 対象者

住家が倒壊、焼失等により被害を受けた児童・生徒で、教科書、学用品等を喪失し又はき損し入手することができない者とする。

(2) 学用品等供給基準

災害救助法適用前は、同法及び県の定める災害救助法施行細則を基準とし、本部長の判断により供給する。災害救助法適用後は、同法及び県の定める災害救助法施行細則により実施するが、その基準によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。

(3) 供給の方法

供給の対象となる児童・生徒の数を被害別に調査集計し、供給対象人員を把握する。

教科書にあつては、学年別、教科別及び発行所別に調査集計し、調達供給する。

学用品については、学年別に調査集計し、調達供給する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

附属資料第8 災害救助法施行細則

7 応援協力の要請

市長は、自ら応急教育等が困難な場合、他市町村又は県へ応急教育等の実施について、応援を求める。

第 1 1 節 道路・橋りょう等の応急対策

道路管理者は、道路によって、国、県、市等に分かれているが、災害時には、各道路管理者及び関係機関が相互協力して緊急輸送道路など緊急度の高い路線から、応急復旧計画を樹立して重点的に応急復旧作業を行うとともに、適切な交通規制を行って、交通の混乱を防止し、避難、救出、緊急物資の輸送並びに警察及び消防活動が行えるよう道路交通の確保を図る。

第 1 道路・橋りょう等の応急対策（市担当部 建設部）

1 道路

被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部に報告するとともに、災害の態様と緊急度に応じて、各道路管理者の連携のもとに、災害対策用緊急道路の確保を図る。

(1) 一般道路

道路の被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、障害物除去、仮舗装等により路面の応急復旧を図る。

(2) 河川沿いの道路

堤体の亀裂、沈下、流出等による交通障害を解決するため、応急に土砂などをもって盛土作業を実施する。

附属資料第 4 土のう備蓄一覧表

2 橋りょう

橋りょうが災害を受け落橋した場合、これを原形に復するには、長期間を要するので、応急対策としては、代替橋の設置を図る。

なお、当面の緊急対策としては、必要に応じてH形鋼、覆工板により応急復旧を図る。

第 2 交通規制等

1 情報の提供（市担当部 建設部）

道路管理者及び警察は、災害により道路・橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認めるときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。

なお、道路の冠水及び積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。

2 連絡協議（市担当部 建設部）

道路管理者及び警察は、通行の禁止・制限の規制を行うにあたっては、相互に連絡協議する。

3 標識の設置（市担当部 建設部）

道路管理者又は警察は、通行の禁止・制限又はう回路の設定等を行った場合、規制条件等

を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導にあたる。

また、これらの規制を行ったときは、適当な回路を設定し、あるいは交通輻輳をさけるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般的交通にできる限り支障のないように努める。

4 緊急交通路の確保

(1) 運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車を移動等すること。

(2) 警察官の措置

ア 緊急交通路の確保

(ア) 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

(イ) 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

(ウ) 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

イ 強制排除措置

(ア) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

(イ) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両

や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(3) 自衛官及び消防吏員の措置（市担当部 救出防災部）

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。

自衛官及び消防吏員が同法第76条の3の規定により措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

(4) その他

警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとる。

第3 緊急輸送道路の確保（市担当部 建設部）

各道路管理者は、被害状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ迅速な応急復旧を行う。

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し周知及び車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

第4 応援協力関係（市担当部 建設部、総務部）

市は、道路等被害が生じ自ら応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

第 1 2 節 防疫・保健活動

第 1 基本方針

風水害等の災害によって環境が破壊され、り災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下により、感染症が発生し、また多発するおそれが生じる。したがって、災害発生時における予防施策は、迅速かつ強力に実施し、感染症のまん延を未然に防止するため万全を期する。また、避難所等の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

第 2 市の措置

1 積極的疫学調査及び健康診断

- (1) 市に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。
- (2) 浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第 1 7 条第 1 項及び第 2 項に基づく健康診断を順次実施する。

2 防疫措置

(1) 生活環境に対する措置

市は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに実施する。

- ア 感染症法第 2 7 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- イ 感染症法第 2 8 条第 2 項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除
- ウ 感染症法第 2 9 条第 2 項の規定による物件の消毒

(2) 患者等に対する措置

- ア 市は、被災地域において一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。
- イ 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、市が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

3 予防教育及び広報活動

市は、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

4 臨時予防接種

市は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行う。

5 応援体制

- (1) 市は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、県保健医療調整本部に対し、職員の派遣依頼をする。
- (2) 市は、県保健医療調整本部から職員の派遣要請があった場合には、自らの災害対応等を勘案の上、可能な範囲内で職員派遣を行う。

6 自宅療養者等の避難確保

- (1) 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第3 実施内容

感染症法施行規則（以下「規則」という。）及び関係法令に基づき、防疫・保健活動を実施する。

1 消毒の方法（規則第14条に定めるところにより実施）（市担当部 市民部）

被災後速やかに町会長（自主防災会長）等と協力し、対象場所の状況や感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、さらに消毒を行う者の安全並びに住民の健康及び環境への影響を留意して、実施する。

附属資料第4 防疫用機器

附属資料第4 防疫用薬剤

2 ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法（規則第15条に定めるところにより実施）（市担当部 市民部）

本部長が定めた地域については、消毒等を行う際に併せて実施する。

3 物件に係る措置の方法（規則第16条に定めるところにより実施）（市担当部 市民部）

本部長が定めた地域については、消毒等を行う際に併せて実施する。

4 感染症法による生活用水の供給（市担当部 上下水道部）

感染症法第31条第2項及び水道法第40条第1項により実施する。

5 一類及び二類感染症の患者に対する措置（市担当部 市民部）

被災地において一類及び二類感染症の患者が発生した場合は、規則第10条から第13条までに定めるところによる。

6 避難所の保健指導等（市担当部 市民部、環境部、上下水道部）

- (1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や

口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。また、避難所の運営責任者を通じて、避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。

- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。
- (3) 市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について指導する。また、炊き出しの実施に際しては、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (4) 飲料水については、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。
- (5) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

7 健康支援と心のケア（市担当部 市民部、福祉部、文教部、医療部）

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子どもたちへの健康支援相談

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、県が設置する児童相談センターの相談窓口とも連携をとる。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

8 動物の保護（市担当部 市民部）

- (1) 市及び県は、負傷又は飼い主不明の動物について保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。
- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

9 広報活動（市担当部 市民部、本部付）

- (1) リーフレット等により感染症予防に関する注意事項を周知させる。
- (2) 報道機関の協力を求め、感染症予防に関する広報活動を行う。

10 災害時健康危機管理の全体調整（市担当部 市民部）

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。
- (2) 市及び県は、必要があると認められるときは、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

11 応援協力体制（市担当部 市民部、福祉部、環境部、総務部）

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、市町村が実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊及び他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊及び他都道府県へ、これらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣縣市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。
- (7) 県は、市町村からの求めに応じ、又は必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。
- (8) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A Tの派遣を要請するものとする。
- (9) 県は、必要に応じて、市に対してD H E A Tの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、D H E A Tの派遣を要請するものとし、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第13節 農業等

災害による農地、農漁業用施設、農作物、家畜等に対する被害防除の措置について定める。

第1 農地及び農業用施設に対する応急措置（市担当部 調査情報部、建設部）

市は、土地改良区及び農業協同組合等農業団体の協力を得て次の措置を行う。なお、湛水排除の実施に当たり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプ、応急復旧工事実施のための資機材の確保等を要請する。また、単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要請する。

1 農地

河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

なお、ポンプ排水又は堤防切開を行うに当たっては、河川管理者と事前に協議する。

2 排水機

排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止して機場の保全に努める。

被災により機能を失ったときは、可搬式排水ポンプにより湛水の排除に努める。

3 用排水路

取水樋門や立切等の操作又は応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。被災した場合は、通常の通水に支障のない程度に復旧する。

4 その他の施設

当該施設管理者に対し速やかに応急復旧が行えるよう指導する。

第2 農作物に対する応急措置（市担当部 調査情報部）

市は、農業団体等の協力を得て、農作物の被害の実態に即応し、次の措置を行う。

1 災害対策技術の指導

（1）技術対策資料の配布

被害の実態に即し、必要な技術資料を作成し配布する。

（2）技術対策の指導

被害を最小限に止めるため、市は、県や愛知西農業協同組合等指導関係者と協力して被害対策技術の指導をする。

2 苗の確保

被害の状況に応じ、国及び県に協力を要請するとともに、市域内外の非被災農家等へ苗の収集を依頼し、愛知西農業協同組合支店ごとにこれを割当て配布する。

3 種子粃の確保

国及び県に備蓄用種子粃の放出を要請する。また、民間種苗商社保蔵種子粃の融通及び市域内外の非被災農家に依頼収集し、愛知西農業協同組合支店ごとに割当て配布する。

第3 家畜等に対する応急措置（市担当部 調査情報部）

市は、畜産関係団体等の協力を得て、次の措置を講じる。

1 家畜の防疫

災害発生時急速にまん延するおそれがある家畜伝染病を防止するため、県西部家畜保健衛生所尾張支所と緊密な連絡をとり、次の措置を講じる。

(1) 患畜の調査

被災地及び避難所における患畜の早期発見に努める。

(2) 防疫指導及び防疫作業

被災畜舎その他に家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある汚染地域に消毒の実施及び清潔方法の指導並びに防疫薬剤の配布を行うとともに、当該区域内に飼養される家畜に対し、必要に応じ技術者を派遣して緊急に予防措置をとる。

2 家畜飼料の確保

被災時に緊急を要する飼料は、国や県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社、市内飼料業者保蔵分又は非被災地の農業畜産団体等保有分の融通を受け、必要量を確保する。

第4 内水面漁業施設等に対する応急措置（市担当部 調査情報部）

1 内水面漁業施設等の復旧

漁船・養殖施設の災害復旧に要する資材の確保とあっせんに努める。

2 技術対策の指導

被害の状況に即した技術対策資料を作成し、指導にあたる。

第5 農地、農漁業用施設、農作物、家畜等の被害調査（市担当部 調査情報部）

被災の状況に応じて、農林水産関係被害状況報告書（様式72）、農漁業施設関係被害状況報告書（様式73）に基づく被害調査を行う。

第 1 4 節 廃棄物処理

第 1 基本方針

風水害等の災害により浸水家屋の全半壊や流出などが予想される。そのため、被災状況に即した、ごみやし尿の処理などの災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

第 2 災害廃棄物処理計画の策定

市は、「災害廃棄物処理計画（令和 3 年 4 月）」に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等に努めるものとする。また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会及び N P O ・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第 3 廃棄物処理の方法

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、ボランティア、N P O 等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、N P O 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行う。

1 ごみ収集、運搬及び処分の方法（市担当部 環境部）

- (1) 生ごみ等腐敗性の廃棄物は優先的に回収する。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。
また、必要に応じて仮設処理施設を設置し処理する。
- (3) 収集、運搬及び処理においては、作業の安全確保を図るとともに、周辺の生活環境への影響に配慮をして進める。特に建物解体時のアスベスト飛散対策、冷蔵庫等のフロン飛散防止対策に努める。
- (4) 収集車両が不足する場合は、委託業者、協定業者及び許可業者に支援を要請する。
- (5) (4) の方法によっても収集、運搬及び処理ができない場合は、応援協定に基づき、広域化ブロック、地域ブロック、他自治体、県、民間事業団体に支援を要請する。

附属資料第 4 清掃用施設・設備・運搬車両

附属資料第 4 し尿処理施設

2 し尿の収集、運搬及び処分の方法（市担当部 環境部）

- (1) し尿の収集にあたっては、許可業者と協力して行う。
- (2) 収集したし尿のうち、一宮市衛生処理場で処分することができない分については、一宮市公共下水道に協力要請する。
- (3) (1) 及び(2)の方法によっても収集、運搬及び処分ができない場合は、他市町村へ協力を要請する。

3 仮設トイレの設置（市担当部 環境部、市民部）

災害によりトイレの使用が不可能となった被災地域に、備蓄の仮設トイレを設置し、更に不足する場合は、業者から借上げ設置する。

第 15 節 防犯・地域安全活動

第 1 基本方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予測されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防・警戒について定めるものとする。

第 2 実施責任

一宮警察署

第 3 実施内容

1 地域安全活動の強化

警察は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

特に避難所、救援物資集積所等については、市をはじめ関係機関と連絡を密にし、生活必需品、復旧資機材等の盗難防止及び救援物資の配給等にかからむ混乱防止の警戒活動を実施するとともに防犯連絡所を拠点とした地域安全活動を促進する。必要により警察官詰所等を設置する。

2 経済事犯の取締り

警察は、食料、衣料等の生活必需品、建築資材等の買占め、売り惜しみ、暴利行為等の防止対策を早期に講じるとともに、悪質重要事犯に対して取り締まる。

3 被留置者に対する措置

警察は、災害により留置場が危険と認められるときは情勢を早期に判断し、被留置者の移監、護送避難、解放等時期に即した措置をとる。

第 4 応援協力関係

市は、警察の実施する地域安全活動に対して、積極的に協力する。

第16節 労務

第1 奉仕団の動員及び労務者の雇上げ

災害応急対策を実施するための必要な労務の供給は、次のとおりとする。

1 奉仕団の動員及び活動

(1) 奉仕団の種別及び市における担当部班は、次のとおりとする。

種別	担当（動員）	担当（受付）
一宮市赤十字奉仕団	福祉部福祉班	総務部労務班
各種団体	—	〃
ボランティア	文教部生涯学習班	〃

(2) 奉仕団は各団体別に編成する。

(3) 奉仕団の作業内容は、主として次のとおりとするが、組織及び実情に即した作業に従事する。

- ア 炊き出し、その他災害救助活動の協力
- イ 清掃及び防疫
- ウ 災害応急対策用物資・資材の輸送及び配分
- エ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ 軽易な事務の補助
- カ その他上記作業に類した作業

(5) 奉仕団の奉仕を受けた機関は、次の事項について記録を作成、整備しておく。

- ア 奉仕団の名称及び人員・氏名
- イ 奉仕した作業内容及び期間
- ウ その他参考事項

2 労務者の雇上げ及び活動

労務者の雇上げは、総務部労務班が担当する。また、労務者雇上げの範囲は、災害応急対策及び救助の実施に必要な人員とする。

第2 労務応援要請

各部が災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足し、奉仕団の動員及び労務者の雇上げを必要と認めるときは、次の応援要請事項を示して、本部に要請する。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人員
- 5 従事期間
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第 17 節 緊急輸送

第 1 基本方針

災害応急対策の実施にあたり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市保有の車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

第 2 緊急輸送の方法

1 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対象作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水、生活必需品等
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員、物資及び機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

2 車両等の調達（市担当部 総務部）

市は、災害の状況に応じ、必要な車両等を確保するため、総務部管財班にあらかじめ一定数の車両等を待機させる。

(1) 各部

輸送手段としての必要な車両等は、用途、車種、台数、使用期間・日時等を明示のうえ、総務部管財班に調達を依頼する。ただし、土木・建築作業等特殊車両については各部で調達する。

なお、調達を行ったときは総務部管財班へ報告する。

(2) 総務部管財班

各部から調達依頼を受けた場合及び災害対策本部から調達の指示があった場合は、市保有の車両を第一次的に確保する。市保有車両に不足を生じた場合は、一般社団法人愛知県トラック協会等関係機関から集中調達する。

なお、所要の車両が不足する場合、次の事項を明示して輸送手段の確保を県に要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

附属資料第 6 車両及び建設機械等

3 配車等（市担当部 総務部）

(1) 配車

市保有の自動車等は、緊急自動車等の車両を除き、各部の輸送計画に基づき、配車する。
ただし、依頼、指示どおり調達できないときは、災害対策本部と連絡調整のうえ、的確な配車に努める。

(2) 車両の待機

総務部管財班は、待機車両の調達数、待機場所等について災害対策本部に報告し、その指示に基づき迅速に配車する。

4 緊急通行車両等の確認手続（市担当部 総務部）

愛知県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定により緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、市は、緊急通行車両等の確認を受けるため必要な手続を行う。

附属資料第8 緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

5 鉄道による輸送（市担当部 総務部）

道路の被害等により自動車輸送が困難なとき、又は遠隔地輸送が必要となり鉄道輸送が可能なときは、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社等に協力を要請し、鉄道により輸送する。

6 航空機による輸送（市担当部 総務部）

緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、知事を通じて当該航空機の派遣要請を行う。

第18節 電気ガス等都市施設の応急対策

電気、ガス、水道、通信等の都市施設は日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、災害が発生した場合は速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに応急復旧を行い、その公共的機能を保持するための計画とする。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1 電気施設応急対策

○中部電力株式会社

1 災害に関する予報及び警報の伝達

中央給電指令所との間に模写電送装置及び専用電話回線を設置し、気象状況の的確かつ早期把握に努める。

2 災害時における災害情報の収集

災害に関する気象予報、警報、各種情報、対策通報等を迅速かつ確実に受領、伝達し、社内の周知徹底を行い、非常事態に対する防災措置の適切な実施を図る。

3 災害時における広報

電力設備の被害、復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項等を次により周知する。

(1) 周知すべき事項

ア 配電線等の被害及び復旧状況

イ 電柱倒壊、断線垂下等による漏電・感電事故防止

ウ 浸水地区等における電気施設、電気機器の乾燥、絶縁測定等の使用上の注意事項

(2) 周知する方法

ア 報道関係に対する広報活動

報道機関に対し、被害、復旧状況等について周知を行う。

イ 一般需要家に対する情報提供

新聞、ラジオ、テレビ及びウェブサイト等を利用し、周知徹底を図るとともに、ポスター、チラシ類の配布及びサービスカーによる巡回放送等、あらゆる手段をもって情報提供に努める。

その他、被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

4 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な要員を平素から把握しておき、非常の場合、この計画に基づき速やかに行動する。

(1) 第1動員及び第2動員の区分をし、別の定めにより動員するものとし、動員数は情勢に応じて適宜増減するものとする。ただし、突発的事故により重大な被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、対策本部は状況を判断して動員段階を指示する。

(2) 任務遂行のため必要があるときは、上級機関に連絡のうえ応援を要請する。

5 応急対策用資材の確保

資材の調達、確保、輸送及び配給の諸業務は復旧作業の推進に重大な役割をもっており、非常災害時において特にこれらの諸業務が迅速に、的確かつ円滑に遂行しうるよう「非常災害対策規程・指針」を作成整備し、もって災害に万全を期する。

(1) 非常災害時に行うべき措置

ア 災害発生直後の応急復旧は、あらかじめ保有している在庫資材により対処する。

イ 調査した被害の実態及び復旧工事の進捗にあわせ在庫資材の使用状況を把握し、調達を要するときは、追加手配を行う。

(2) 地方行政機関との折衝

資材輸送については、各行政機関及び交通輸送機関と十分な連絡、折衝を行う。

6 災害時における電気の保安

災害時における電気の保安を確保するため、危険な場所には標識、標灯を掲げる等、人身災害の防止上必要な措置を講じる。

(1) 火災時の処理

火災が発生し、設備に被害又は注水による危険があると認めた場合、あるいは、消防長又は消防署長の命令があった場合は、当該範囲の送電を停止する。

(2) 非常災害時

暴風雨、水害等非常災害時においては、重要機関等への送電確保のため、極力送電を維持する。

ただし、冠水等で危険を認めた場合には、当該範囲の送電を停止する。

7 災害時における応急工事

被害設備の復旧にあたっては、被害状況を速やかに調査把握し、最良で迅速な応急工法をもって対処する。

変電設備における主要機器の被害に対しては、予備あるいは移動用変圧器等の使用により応急的に対処する。

また、送電線路の応急工事は、被害の状況、線路の重要度等を考慮し、異常時、事故時及び保安関係等の非常災害対策に関する社内の定める準備に従い整備された機器、機材、レッカー車等の機動車を総稼動して迅速に行う。

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

第2 ガス施設応急対策

○都市ガス（東邦ガス株式会社）

1 災害に関する情報の収集及び伝達

災害に関する気象予報、警報、各種の情報、報告等を迅速かつ確実に受領、伝達し非常事

態に対する防災措置の適切な実施を図る。

- (1) 社内及び社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
- (2) 社内及び社外機関に対する通報・連絡の経路は東邦ガス株式会社のウェブサイトで公表している防災業務計画のとおりとする。
- (3) 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行うこととする。
- (4) 災害が発生した場合は、情報・管理室長及び各支部長は次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、巡回点検及び出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告する。

ア 気象情報

イ 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報）

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

- (5) 情報・管理室は、各支部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

2 非常体制の発令、解除

- (1) 非常事態発生時における非常体制の発令及び解除は、東邦ガス株式会社のウェブサイトにて公表している防災業務計画のとおりとする。
- (2) 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令することができる。
- (3) 対策組織の長は、災害の発生のおそれなくなった場合又は災害復旧が進行して必要なくなった場合には非常体制を解除する。

3 応急対策の要員及び物資の確保

- (1) 応急対策の要員確保

ア 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各防災要員は気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ 非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

- (2) 応急対策用物資の確保

情報・管理室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

ア 取引先、メーカー等からの調達

イ 情報・管理室及び各支部相互の流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(3) 資機材置場及び仮設用用地の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

4 災害時における応急工事

- (1) 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案し、迅速かつ適切に実施する。
- (2) 作業は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、防災要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

5 その他災害対策の緊急措置

(1) 応援関係

災害規模が大きく応急工事の実施が困難な場合は、他のガス事業者の応援を求める。

(2) 被害報告の対外報告

愛知県災害対策本部が設置されている場合、高圧導管等の被災により、需要家のガス供給が停止したときは、「公共施設被害（様式11）」により、速やかに被害箇所、被害金額及び応急復旧の状況を製造・供給別に伝達する。

(3) 災害時における広報活動

- ア 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。
- イ 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
- ウ 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

○液化石油ガス（LPガス）（愛知県LPガス協会西部支部）

1 災害時における復旧対策

災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、LPガス施設の被害状況を調査、情報収集し緊急対応措置を講じる。

二次災害防止のための緊急対応措置がなされた後は、供給再開に向けて安全点検を実施し、早期供給再開を図る。

2 災害時におけるLPガスの保安

LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合又は爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講じる。

- (1) LPガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講じる。
- (2) LPガス配管の折損等によって漏洩の危険がある場合は、バルブを閉止するなど危険防

止に必要な措置を講じる。

- (3) 市、県及び警察等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

3 相互協調支援体制

L P ガス販売事業者独自で災害に対応できないときは、一般社団法人愛知県L P ガス協会の組織を基調とした相互協調支援に努めるとともに、応援要員がその機能を十分発揮できるよう受け入れ体制を整備し、速やかに消費者の安全確保を図る。

第3 通信施設応急対策

○通信事業者（NTT西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社）

1 災害対策情報の伝達

電信電話施設が被災し、又は被災するおそれがあるときは、災害の規模、その他状況を迅速かつ確実に把握し、応急措置等の円滑な推進を図る。

2 災害状況等に関する広報

災害のため通信が途絶し、又は利用の制限を行ったときは、被災エリア内に広報車による広報を実施するとともに、大規模災害の場合は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ利用者に広報を行うほか、必要に応じてウェブサイト等により周知する。

3 電話施設及び電話回線に対する応急措置

- (1) 電話交換設備、電話回線施設等の復旧は、重要通信の確保に必要なものから優先実施するとともに被害状況に応じ、可搬型移動無線機、その他の災害対策用機器等により復旧を図る。
- (2) 通信用電源が被災した場合、その被害状況により移動電源車及び大容量可搬型電源装置による給電等を行う。
- (3) 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。
- (4) 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ウェブサイトのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

4 電話疎通に対する応急措置

- (1) 災害のため通信が途絶した場合、疎通確保のための応急措置を別に定める通達及び標準実施方法により行う。
- (2) 電話交換設備、伝送路等の被災に伴って発生する通話輻輳あるいは電話網の復旧は、あらかじめ定める「措置計画」に基づき、最大の疎通の確保をする。

5 復旧要員及び資材の措置

- (1) 災害応急対策及び災害復旧を実施するための必要な要員は、別に定める方法による。
- (2) 災害応急復旧等のための資材調達及び災害対策用の応援、輸送は、別に定める通達、関連実施方法による。

○移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

第4 上水道施設応急対策

1 実施責任者（市担当部 上下水道部）

水道事業等管理者

2 実施内容

(1) 災害時における応急工事等

- ア 災害時の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- イ 取水、導水、浄水施設が損傷し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。
- ウ 応急復旧の状況や見通しを適切に広報し、住民へ周知する。

(2) 災害時における水道水の衛生保持

施設が損傷したときは、損傷箇所から有害物等が混入しないよう措置するとともに、浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう市民に周知する。

(3) 上水道の防護対策計画

- ア 停電のための給水不能を予想して、自家発電装置の拡充を図る。
- イ 上水道の主要施設には、風水害に対する防護設備をする。
- ウ 応急復旧資機材の確保をする。

(4) 応援協力関係

市は応急復旧工事の実施が困難な場合は、次の応援を求める。

- ア 県及び県下全市町村間の「水道災害相互応援に関する覚書」による応援を求める。

イ 隣接市町の同事業者と「災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書」による給水の応援を求める。

第5 下水道施設応急対策

下水道施設にかかわる災害は、台風又は異常気象時、市街地の浸水、堤防の決壊による浸水等があり、これに対処するため、各施設の応急体制による下水処理及び管路排水ができるよう機能回復を図る。

1 実施責任者（市担当部 上下水道部）

水道事業等管理者

2 実施内容

(1) 処理施設

- ア 災害が発生したときは、施設等の構造等を勘案して、速やかに、施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、応急措置を講じる。
- イ 機器の修理復旧と自家発電機の稼動により、排水及び下水処理が可能な措置を講じるとともに、処理場から放流する処理水を法に定める基準値となるよう最大限の努力をし、河川の水質汚濁防止に努める。
- ウ 長期にわたり停電し、処理施設及び排水関係が運転不能となった場合、電力会社と緊密な連絡を保ち動力用電力の供給復旧を強力に要請し、臨時の緊急電力の確保に努める。

(2) 管路施設

下水管路の被害に対しては、管路の補強及び破壊箇所を応急復旧し、施設の保安と他への被害を避け、二次災害の起因とならないよう速やかに応急措置を講じる。

(3) 各施設共通事項

- ア 大きな災害が発生した場合、必要に応じて国、他の地方公共団体等に応援を要請し、速やかに応急措置を講じる。
- イ 臨時に移動排水ポンプ等を要所に設置し、排水処理に努める。
- ウ 応急復旧資材、工器具、移動式排水ポンプ、土のう等の必要量については、関係資機材業者からの提供を求め、土木、電気、機械等の業者により労務応援を得て復旧に全力を傾注する。

附属資料第1 下水道処理場・ポンプ場

第6 郵便業務の応急措置（日本郵便株式会社）

1 郵便物の送達の確保

- (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
- (2) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものと

する。

2 窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様及び被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7 ライフライン施設の応急復旧

1 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事務所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開及び空路の活用

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

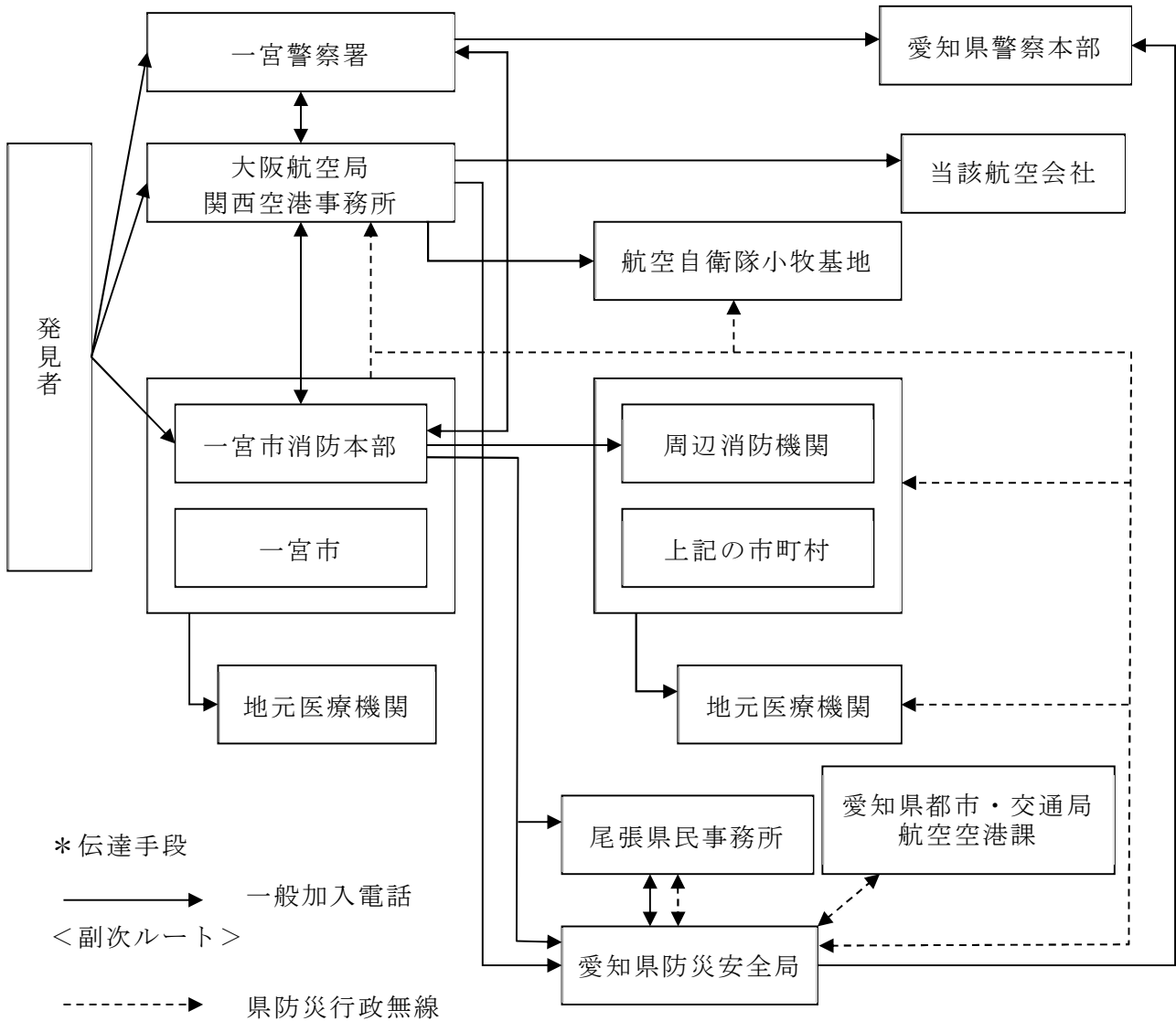
また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第19節 航空災害対策

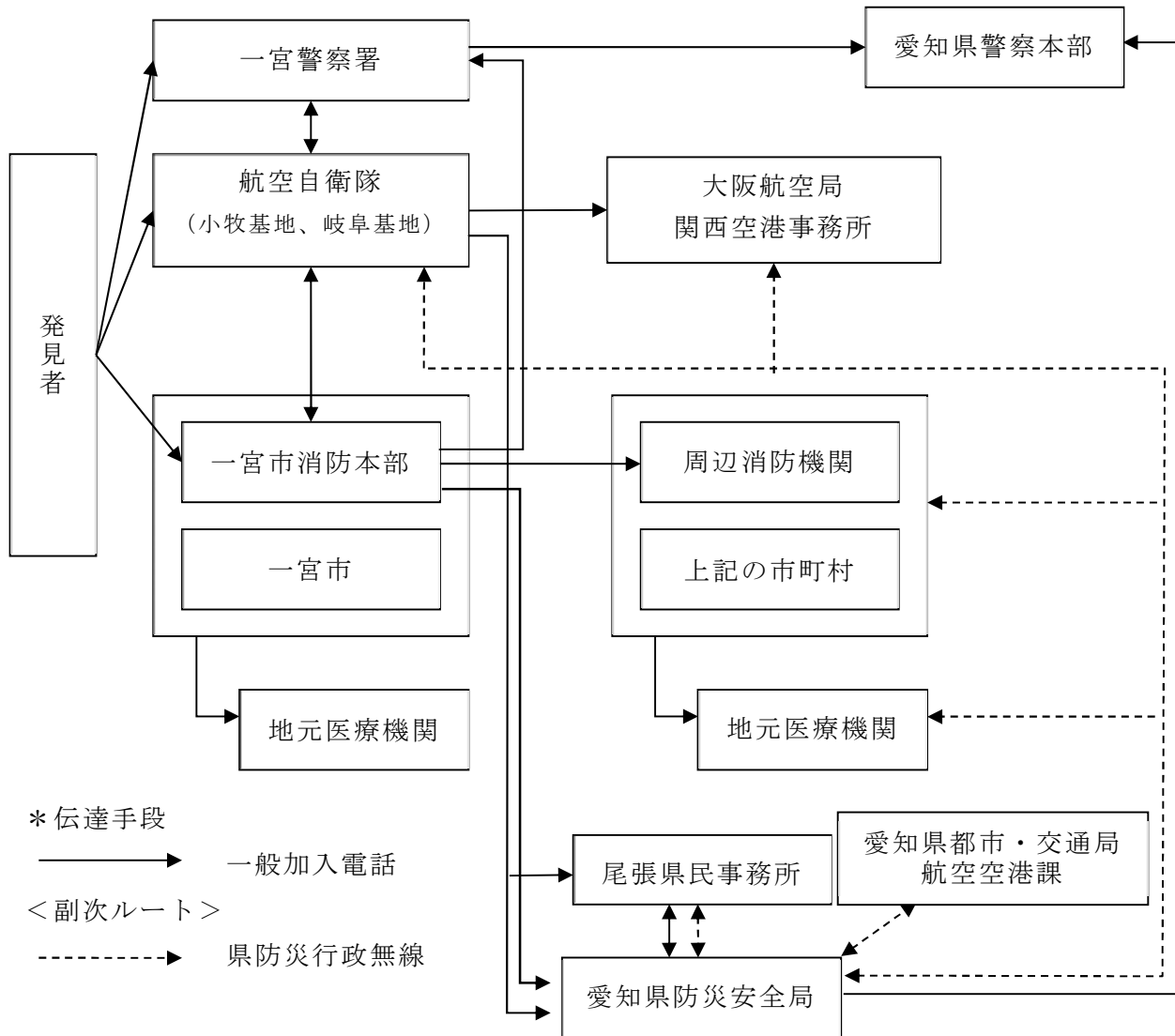
航空機の墜落炎上等による災害から地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎ、被害の軽減を図る。

第1 情報伝達系統

1 民間航空機の場合



2 自衛隊機の場合



第2 実施内容

1 通報 (市担当部 救出防災部)

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、第1「情報伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

2 警戒区域の設定 (市担当部 救出防災部)

空港事務所等と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命じる。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

3 救助・消火活動 (市担当部 救出防災部)

必要に応じ関係防災機関及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

4 負傷者の搬送 (市担当部 市民部、医療部、救出防災部)

負傷者が発生した場合、医療機関等による医療救護班を編成し、現地に派遣し応急処置を施した後、適切な医療機関へ搬送する。また、必要に応じ、救護所、避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、医療救護班の編成及び派遣については、第7節第3 1「医療救護班の編成・派遣等」による。

また、死者が発生した場合は、第7節第2 3「遺体の捜索」及び4「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

附属資料第4 救急病院・診療所

5 食糧の提供（市担当部 調査情報部、上下水道部）

必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水を提供する。

6 電源等の確保（市担当部 総括本部等）

応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

7 応援要請（市担当部 総括本部、総務部、救出防災部）

災害の規模が大きく、一宮市で対処できない場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を要請するものとし、更に被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

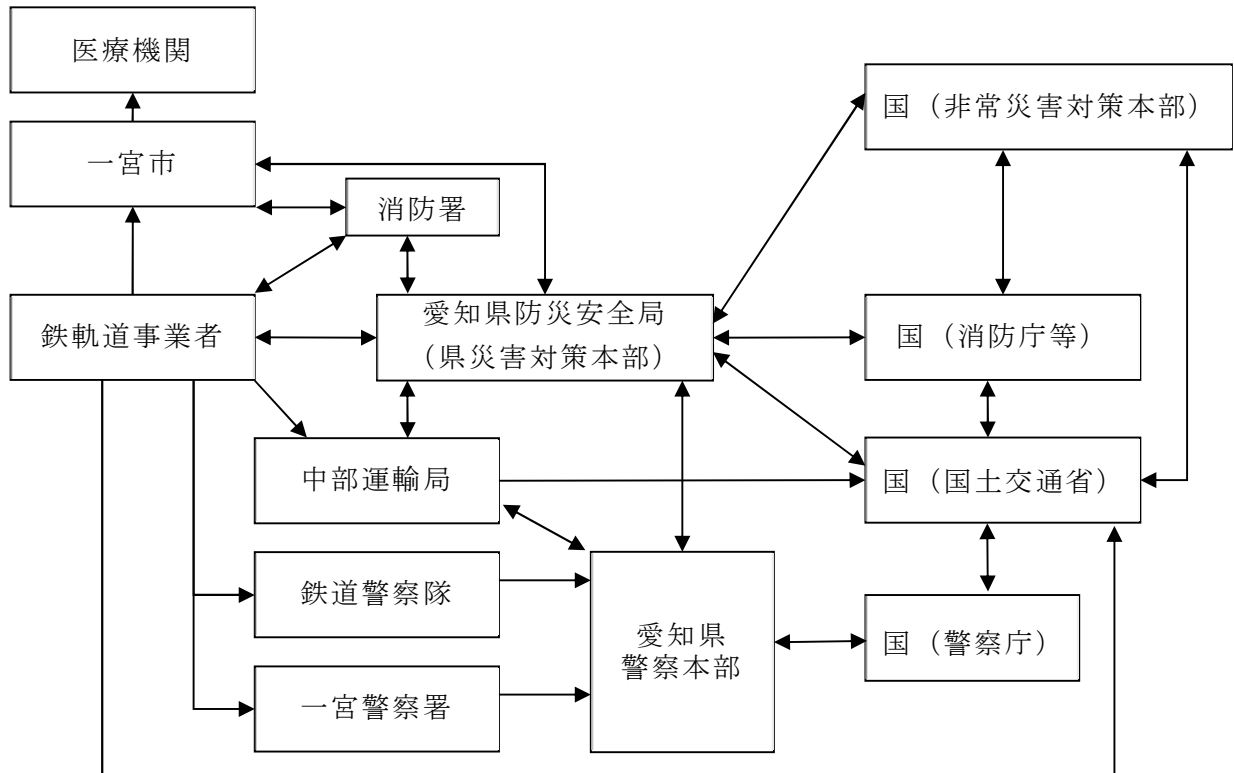
第20節 鉄道災害対策

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定める。

第2 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第3 実施内容

1 鉄軌道事業者の措置

- (1) 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。
- (2) 大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大を防止するため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄軌道施設の応急措置

ア 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止

を行う。

イ 鉄軌道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

ウ 線路、橋りょう等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮路線、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(6) 応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員及び資機材の確保の応援を要請する。

附属資料第1 鉄道施設図

2 警察の措置

(1) 大規模鉄道災害の発生を知ったときは、警察用航空機（ヘリコプターテレビシステム）等を活用し、情報収集に努める。

(2) 乗客、乗務員等の救出救助活動を実施する。

(3) 脱線した鉄軌道車両が高架から人家密集地域に転落するおそれがある等被害拡大のおそれがある場合、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。

(4) 捜索・救出救助活動等に当たっては、鉄軌道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を行う。

(5) 死者が発生した場合の遺体の捜索及び処理活動等は、第7節第2 3「遺体の捜索」及び4「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(6) 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(7) 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 市の措置

(1) 鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。(市担当部 総括本部、救出防災部)

(2) 必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。(市担当部 救出防災部)

(3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。(市担当部 救出防災部)

(4) 負傷者が発生した場合、第7節第3 1「医療救護班の編成・派遣等」の定めにより実施する。

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。(市担当部 市民部、医療部、救出防災部)

なお、死者が発生した場合の遺体の捜索及び処理活動等は、第7節第2 3「遺体の捜索」及び4「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。(市担当部 調査情報部、上下水道部)

(6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。(市担当部 総括本部等)

(7) 市で対応できない場合は、県及び他の市町村に応援を求める。(市担当部 総務部、救出防災部)

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は消防相互応援協定等に基づき消防相互応援を行う。(市担当部 救出防災部)

(8) 被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。(市担当部 総括本部、救出防災部)

附属資料第4 救急病院・診療所

附属資料第8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

附属資料第8 愛知県消防広域応援基本計画(抜粋)

附属資料第8 愛知県緊急消防援助隊受援計画(抜粋)

附属資料第8 一宮市消防本部受援計画

附属資料第8 名古屋市航空機隊支援出動要請要領

第4 応援協力関係

鉄軌道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

第21節 道路災害対策

第1 基本方針

トンネル、橋りょう等の道路建造物の被災等による死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する対策について定める。

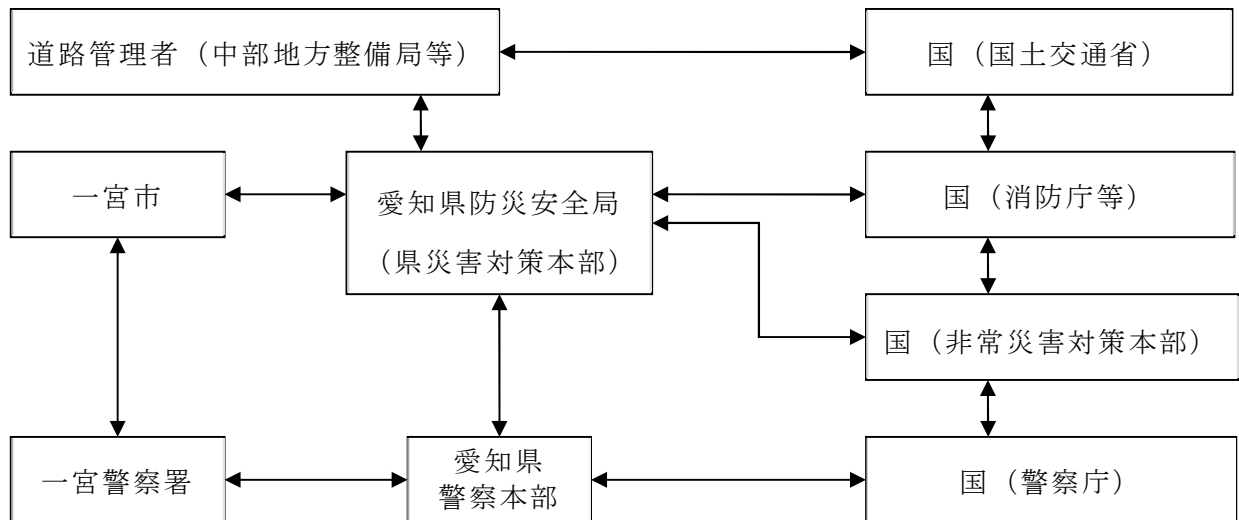
附属資料第1 緊急輸送道路・くしの歯ルート・主要橋りょう図

附属資料第1 緊急輸送道路名・くしの歯ルート名一覧

附属資料第1 主要橋りょう一覧

第2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第3 実施内容

1 道路管理者（中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）の措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び愛知県に連絡する。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の通行規制を実施する。
- (3) 市及び県の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。
- (4) 危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (5) 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 中部地方整備局の措置

- (1) 危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (2) 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

3 県の措置

- (1) 大規模道路災害の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに、自らも災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーや協定業者による巡視等の実施、道路情報システム等の活用により、道路情報の把握に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。
- (3) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (4) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (5) 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。
- (6) 必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。
- (7) 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
- (8) 大規模道路災害が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。
- (9) 大規模道路災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する。
- (10) 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

4 警察の措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、目撃者からの情報収集、警察用航空機（ヘリコプターテレビシステム）等を活用し、人的被害の有無等被害情報の収集を実施する。
- (2) 死傷者が発生した場合、救出救助用機材を有効に活用して、救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等の避難誘導を実施する。
- (4) 危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導を実施するとともに、危険物の防除活動を行う。
- (5) 死者が発生した場合の捜索及び処理活動等は、第7節第2 3「遺体の捜索」及び4「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (6) 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (7) 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 市の措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握、交通状況等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。また、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。(市担当部 建設部)
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、第11節「道路・橋りょう等の応急対策」に基づき、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の通行規制を実施する。(市担当部 建設部)
- (3) 必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。(市担当部 建設部、救出防災部)
- (4) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。(市担当部 救出防災部)
- (5) 負傷者が発生した場合、第7節第3 1「医療救護班の編成・派遣等」の定めにより実施する。また、必要に応じ救護所、避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。(市担当部 市民部、医療部、救出防災部)
なお、死者が発生した場合の遺体の捜索及び処理活動等は、第7節第2 3「遺体の捜索」及び4「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (6) 必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。(市担当部 調査情報部、上下水道部)
- (7) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。(市担当部 総括本部等)
- (8) 市で対応できない場合は、県及び他の市町村に応援を求める。(市担当部 総務部)
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は消防相互応援協定等に基づき消防相互応援を行う。(市担当部 救出防災部)
- (9) 被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。(市担当部 救出防災部、総括本部)
- (10) 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の警告を行う。(市担当部 調査情報部、救出防災部)

附属資料第4 救急病院・診療所

第4 応援協力関係

道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に応急工事の応援を要請する。(市担当部 総括本部、建設部、総務部、救出防災部)

第 2 2 節 危険物等保安

第 1 予想される被害、状況等

石油類、毒物、劇物、高圧ガス、火薬類等の危険物質爆発、火災あるいは、それに伴う多量の有毒ガスの発生は、地域住民の生命、身体及び財産に多大な危害を与えるおそれがあるので、これらの危害を防除するため応急的保安措置について定める。

第 2 実施内容

1 石油類及び毒物・劇物

(1) 石油類、毒物・劇物施設の所有者、管理者及び占有者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類又は毒物・劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは冷却注水する等の安全措置を講じる。

イ 警察及び消防機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

エ 消防機関到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、災害の状況及び事業所内の石油類、毒物・劇物の保有量、保有位置等について報告する。

(2) 市の措置（市担当部 環境部、市民部、救出防災部）

ア 県へ災害発生について、直ちに通知する。

イ 石油類及び毒物・劇物等化学薬品類の所有者、管理者及び占有者に対し、危害防止のための措置を講じ、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の関係者からの報告、助言を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動を実施するにあたっては、河川、農地等への流出危害防止について、十分留意して行う。

エ 火災の規模が大きくなり、保有の消防力等では対処できない場合は、他の市町に対して応援を要請する。

なお、応援協力関係は、第 8 節第 6 「応援協力関係」による。

オ 更に、消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、愛知県消防活動等援助要綱に基づく特異火災等アドバイザーの活用や、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(3) 石油類、毒物・劇物積載車両（市担当部 環境部、市民部、救出防災部）

石油類、毒物・劇物輸送業者及び市は、それぞれ第2、1（1）「石油類、毒物・劇物施設の所有者、管理者及び占有者の措置」に準じた措置を講じる。

2 高圧ガス

（1）高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

（ア）直ちに作業を中止、設備内のガスの安全な場所への移動、安全放出、ボンベ等の埋設等安全措置を講じる。

（イ）警察及び消防機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市の措置（市担当部 救出防災部）

第2 1（2）「市の措置」に準じた措置を講じる。

（2）高圧ガス積載車両（市担当部 救出防災部）

高圧ガス輸送業者及び市は、第2 1（1）「石油類、毒物・劇物施設の所有者、管理者及び占有者の措置」に準じた措置を講じる。

附属資料第4 化学消火薬剤備蓄一覧表

附属資料第4 排出油処理器材備蓄一覧表

附属資料第8 愛知県消防活動等援助要綱

附属資料第8 河川水質異常対応について

第23節 大規模な火事災害対策

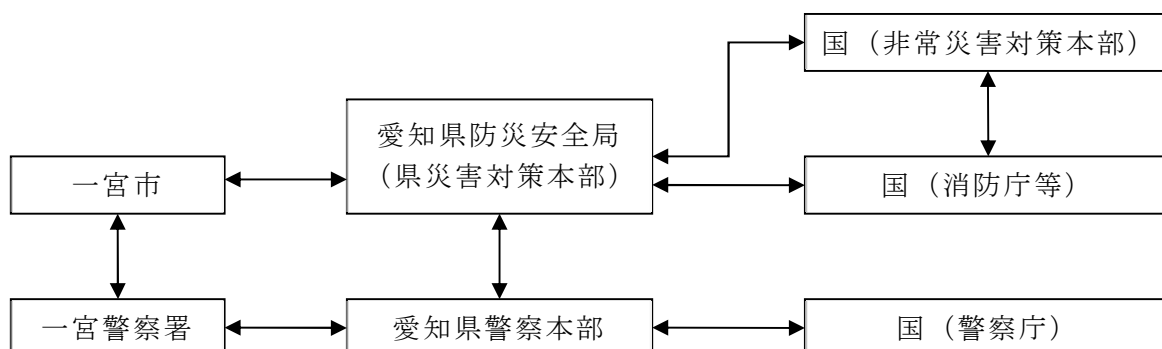
第1 基本方針

大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）に対する対策について定める。

なお、第22節「危険物等保安」の定めについても留意する。

第2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第3 実施内容

1 市の措置

- (1) 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。(市担当部 救出防災部)
- (2) 地域住民等の避難の指示等については、第6節「避難・帰宅困難者」の定めにより実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。(市担当部 救出防災部)
- (4) 直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。(市担当部 救出防災部)
- (5) 市で対処できない場合は、県及び他の市町に応援を求める。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は消防相互応援協定等に基づき消防相互応援を行う。(市担当部 救出防災部)
- (6) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助活動を実施する。(市担当部 救出防災部)
- (7) 負傷者が発生した場合、第7節第3 1「医療救護班の編成・派遣等」の定めにより実施する。また、必要に応じ救護所、避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。(市担当部 市民部、医療部、救出防災部)

なお、死者が発生した場合の遺体の捜索及び処理活動等は、第7節第2 3「遺体の捜索」及び4「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

- (8) 必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。(市担当部 調査情報部、上下水道部)
- (9) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。(市担当部 救出防災部等)
- (10) 被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。(市担当部 救出防災部)

附属資料第4 消防施設現況一覧

附属資料第4 消防団編成表

附属資料第4 救急病院・診療所

2 警察の措置

- (1) 大規模な火事災害の発生を認知した場合、関係機関と連携して情報収集を実施する。
- (2) 死傷者が発生した場合、救出救助用資機材を有効に活用して、救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。
- (4) 死者が発生した場合の遺体の捜索及び処理活動等は、第7節第2 3「遺体の捜索」及び4「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第4 応援協力関係

市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、警察へ先導等を依頼する。

第24節 ボランティアの受入

第1 基本方針

市内に大きな災害が発生した場合、平常時よりはるかに大量かつ広範な各種救護要請が発生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、災害時に集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第2 実施内容

1 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 市は、「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、机、イス、電話等必要な資機材を確保して、市社会福祉協議会と共同で、災害ボランティアセンターを速やかに設置する。
- (2) 災害ボランティアセンターは、被災者ニーズの把握、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）を行うとともに、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。
- (3) 災害ボランティアセンターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行う。

2 災害ボランティアセンターの開設主体及び運営スタッフ、所掌事務

(1) 開設主体

一宮市及び市社会福祉協議会

(2) 運営スタッフ

災害ボランティアセンターの運営スタッフには、市職員、市社会福祉協議会等の職員、コーディネーター及び関係ボランティア団体の代表者等を充てる。なお、必要に応じて市内外のボランティアにも参画を求めて、その運営にあたる。

(3) 所掌事務

- ア 被災者ニーズ（ボランティアの派遣場所、人員数、内容等）の把握
- イ ボランティアの受入れ及び登録
- ウ コーディネーターの派遣要請
- エ ボランティア派遣要請の受付
- オ ボランティアの派遣
- カ ボランティアに対する情報（被災地の状況、被災者ニーズ等）の提供

3 ボランティア団体等との連携

市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランテ

ィア団体と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4 協力が予想されるボランティア団体等

(1) 一宮市内及び近隣在住のコーディネーターにより構成され、愛知県防災ボランティアグループに登録している団体

ア 一宮防災V C ネット

イ あいち防災リーダー会いちのみや

ウ 一宮防災ボランティアネットワーク

エ 尾西防災ボランティアサークルの会

(2) その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、各種団体、県外からのボランティア

第25節 自衛隊派遣要請（市担当部 総括本部）

災害による人命又は財産の保護に必要な応急対策を実施するため、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請をする場合の手続き等はおりのとおりとする。

第1 災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、尾張方面本部（尾張県民事務所）にその旨を要求し、知事から自衛隊に要請する。ただし、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に自衛隊の派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。なお、市長は、派遣要請及び市に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

要請を要求できない場合は、防衛大臣又はその指名した者（以下この節では「災害派遣命令者」という。）に通知することができる。災害派遣命令者は、この場合災害派遣要請者の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

また、市長は災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 災害派遣命令者

命令者	所在地	電話番号
陸上自衛隊第10師団長	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)	小牧市春日寺1-1	0568-76-2191

※ただし、県西部の連絡・調整は第35普通科連隊担任

第3 災害派遣の基準

災害派遣命令者は、災害に際して人命又は財産の保護のため知事から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

第4 撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

第5 災害派遣の活動範囲

災害派遣の活動範囲は、「自衛隊災害活動範囲」による。

附属資料第11 自衛隊災害派遣活動範囲

第6 災害派遣部隊の受入れ

市長は、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない

ない。

- 1 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- 2 派遣部隊の受入れ場所をあらかじめ選定しておく。
- 3 応援を求める内容、所要人員、資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- 4 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- 5 ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、自衛隊ヘリコプターの災害派遣受入れ準備（附属資料）による。

附属資料第4 ヘリコプター離着陸場

附属資料第11 自衛隊ヘリコプターによる災害派遣受入れ準備

第7 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、次の事項を基準とする。
 - (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
 - (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達・借上げ及びその運搬・修理費
 - (4) 市及び県が管理する有料道路の通行料
- 2 負担区分について疑義が生じた場合あるいは、その他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第26節 防災活動拠点の確保等

第1 基本方針

市及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整のうえ確保を図るものとする。

また、当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第2 実施内容

1 地区防災活動拠点（市担当部 総括本部、総務部）

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする（愛知県一宮総合運動場を指定。また、地区防災活動拠点として、光明寺公園整備の推進を図る）。

2 地域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地域防災活動拠点の確保を図るものとする（尾張北部地域の拠点として、愛知県一宮総合運動場を指定。また、市は、県による地域防災活動拠点指定に向け、光明寺公園整備の推進を図る）。

3 広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、広域防災活動拠点の確保を図るものとする（県北部地域の拠点として、愛知県一宮総合運動場を指定。）。

4 中核広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、中核広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

5 航空広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための航空機等の集結活動拠点として、航空広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

6 臨海広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための船舶等の集結活動拠点として、臨海広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

第3 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災 活動拠点	2 地域防災 活動拠点	3 広域防災 活動拠点	4 中核防災 活動拠点	5 航空防災 活動拠点	6 臨海防災 活動拠点	7 ゼロメートル地帯 広域防災活動拠点
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害等	複数の市町村に 及ぶ災害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、 土砂災害等	広域の市町村に 及ぶ災害 ・大規模な 地震災害 ・大規模な 風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の 規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役割	被災市町村内の 活動拠点	郡単位、広域圏 単位の活動拠点	広域、全県的な 活動拠点	全県で中心となる 活動拠点	主に空輸される 要員、物資の 集結拠点	海上輸送される 要員、物資の 揚陸・集結拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市町村で 1箇所程度	郡又は圏域単位で 1箇所程度	県内に 数箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 1箇所程度	県内に 3箇所程度	県内に 4箇所
要件	面積	1 ^{ヘクタール} 程度以上 できれば 中型ヘリコプター の離着陸が可能	3 ^{ヘクタール} 程度以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能	10 ^{ヘクタール} 程度以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、複数機の 駐機が可能	30 ^{ヘクタール} 程度以上 中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	中型ヘリコプター の離着陸が可能 で、相当機の 駐機が可能	1 ^{ヘクタール} 程度以上 大型・中型ヘリコプター の離着陸が可能
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万 ^{トン} 級以上の 船舶の係留施設

第4章 災害復旧・復興

第1節 復興体制

第1 基本方針

市は、大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備し、大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

なお、市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

また、被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第2 対策

1 復興計画等の策定

市は、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化したり多数の住民が避難等を余儀なくされ、復興法に定める要件に該当する区域となった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 職員の派遣要請

(1) 国の職員の派遣要請

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号（以下「復興法」という。）」第53条により関係地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、地方自治法第252条の17の規定により他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による関係地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2節 公共施設の災害復旧事業

第1 公共事業災害復旧事業

被災した公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、被害の状況とその原因を十分検討し、将来における災害の発生を防止するために必要な改良復旧を行うことを原則として、更に関連する事業を積極的に取り入れた計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。

したがって、災害復旧計画の策定にあたっては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

また、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 道路災害復旧事業
 - (3) 上下水道災害復旧事業
 - (4) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 住宅災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 7 学校教育施設災害復旧事業
- 8 社会教育施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第2 暴力団等への対策

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

警察は、暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。

また、暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと、関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する。

2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3節 国による災害復旧事業に伴う財政援助の確保

国による災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算上の措置により、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく援助及び助成を受けられるよう、必要な措置を講じる。

第1 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

第2 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長（災害対策基本法による）の指示に基づく応急措置に要する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて、市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該市又は県に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

第3 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、予算の範囲内で、国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- 10 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- 11 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費3分の2又は2分の1を国庫補助する。
- 12 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物その他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は5分の4を国庫補助する。

第4 激甚災害の応急措置

国は著しく激甚である災害が発生した場合は「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に規定されている事業に対して援助する。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共的施設区域内
 - イ 公共的施設区域外
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (5) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 災害復旧に必要な金融その他の資金

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等について、あっせん、指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資のあっせん等被災者の生活保護の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努める。

第1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。市は、支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

1 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

2 農林漁業セーフティネット資金

農林漁業者に対し、被害を受けた経営の再建に必要な資金を融資する。

第2 中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、一般金融機関及び株式会社日本政策金融公庫の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等があり、これらの融資が円滑に行われるよう、早期に経営の安定が得られるよう、市は、あっせんその他立案措置を実施する。また、必要に応じて相談窓口を設置する。

第3 更生資金

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立直しに資するために災害援護資金の貸付けを行う。

附属資料第8 一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例

2 災害見舞金等の支給

一宮市災害見舞金等の支給に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金等を支給する。

附属資料第8 一宮市災害見舞金等の支給に関する条例

3 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、災害を受けたことによる経済的困窮から自立更生するため必要な経費として、市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱の規定に基づき生活福祉資金の貸付けを行う。

4 被災者生活再建支援金の支給

(1) 県は、被災者生活再建支援法の規定に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

5 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて貸付ける。

第4 義援金品の受付及び配分

市は、義援金品の受付窓口を開設し、各方面から被災者に対して預託される義援金品を受け付ける。義援金を配分する場合は、義援金配分委員会を設置し、迅速・公正な配分に努める。また、義援品を配分する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努め、被害、世帯の構成員等に応じた配分計画を立て、早急に配分する。

第5 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての納期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

第5節 被災者等の再建等の支援

第1 基本方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第2 罹災証明書等の交付（市担当部 調査情報部）

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、把握した被害情報をもとに、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家の被害の程度を調査・認定し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家以外に被害が生じた場合、あるいは、市から交付する証明書に住家の被害程度の認定結果の記載を被災者が必要としない場合は、より迅速な生活再建に 대응するため、被災の状況を記載した被災証明申請書により証明書を交付する。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

第3 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第4 住宅の建設等（市担当部 建築部）

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設、

修理が困難な者に対する住宅の建設等は、次により行うものとする。

1 応急仮設住宅・応急修理

第3章第7節第9 2「応急仮設住宅の設置」による。

2 災害公営住宅

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が市に代わり災害公営住宅を建設する。なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

3 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第5 中部管区行政評価局における措置

中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

一宮市地域防災計画
風水害等災害対策計画
(2025年度修正)

2026年3月

編集発行

一宮市総合政策部危機管理課
〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

電話:(0586)28-8959

FAX:(0586)73-9212

Mail:kikikanri@city.ichinomiya.lg.jp